

平成30年6月19日

東京高等裁判所 総務課庶務係 御中
(法曹連絡協議会 ご担当者 様)
ファクシミリ番号 03-3503-3997

関東弁護士会連合会
事務局長 大橋 勝 晴
(担当事務局: ■)

〒100-0013
千代田区霞が関1-1-3弁護士会館14階
TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

平成30年度「法曹連絡協議会」の開催日程について (ご連絡とお願い)

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、関東弁護士会連合会が主催しております「法曹連絡協議会」は、昭和43年に東京高裁管内の司法事務の円滑な運営を期して発足しました。以降、司法の運営全般につき、制度および運営の実体を相互に正しく認識し、且つ適正な改善を図るための情報交換ならびに率直な検討協議をすることを目的として、毎年開催しております。その記録は「関弁連会報」により、広く関弁連管内弁護士会会員に報告しているところです。

本年度法曹連絡協議会は、平成30年12月4日(火)に下記のとおり開催させていただきます。ご連絡申し上げます。

つきましては、貴裁判所長官様、民事部代表常置委員様、刑事部代表常置委員様、事務局長様のご参加を賜りたく、宜しくお取りはからいいただきますようお願い申し上げます。

なお、開催のご案内及び議題等につきましては、後日ご連絡させていただきます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日 時	平成30年12月4日(火) 協議会：午後3時から5時まで 懇親会：午後5時から
場 所	協議会：法曹会館2階「高砂」 懇親会：法曹会館3階「富士」



以上



関弁連発第264号
平成30年10月3日

東京高等裁判所
長官 林 道 晴 殿

関東弁護士会連合会
理事長 三 宅 弘

平成30年度「法曹連絡協議会」の開催について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当連合会の活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

関東弁護士会連合会が主催する「法曹連絡協議会」は、昭和43年に東京高裁管内の司法事務の円滑な運営を計ることを期して発足し、以降、司法の運営全般につき、制度および運営の実体を相互に正しく認識し、且つ適正な改善を図るための情報交換ならびに率直な検討協議をすることを目的として毎年開催され、その記録は「関弁連会報」により、広く関弁連管内会員に報告しているところです。

本年度も下記日程・場所にて開催することと致しました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮でございますが、何卒ご出席くださいますようお願い申し上げます。また、協議会終了後、懇親会の用意をしておりますので、併せてご出席いただきたくご案内申し上げます。

お手数ながら、ご出席の有無を平成30年11月9日（金）までに、別紙出欠票にてご回答賜りたくお願い申し上げます。

なお、議題は現在取りまとめ中ですので、これがまとも次第、追ってご連絡申し上げます。

敬具

記

1. 協議会

日 時 平成30年12月4日（火）午後3時から
場 所 法曹会館2階「高砂」

2. 懇親会

日 時 平成30年12月4日（火）午後5時から
(協議会終了後)
場 所 法曹会館3階「富士」
会 費 6,000円（当日、受付にて頂戴致します）

以上

関弁連発第264号
平成30年10月3日

東京高等裁判所
事務局長 吉崎佳弥 殿

関東弁護士会連合会
理事長 三宅 5

平成30年度「法曹連絡協議会」の開催について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、当連合会の活動にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

関東弁護士会連合会が主催する「法曹連絡協議会」は、昭和43年に東京高裁管内の司法事務の円滑な運営を計ることを期して発足し、以降、司法の運営全般につき、制度および運営の実体を相互に正しく認識し、且つ適正な改善を図るための情報交換ならびに率直な検討協議をすることを目的として毎年開催され、その記録は「関弁連会報」により、広く関弁連管内会員に報告しているところです。

本年度も下記日程・場所にて開催することと致しました。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮でございますが、何卒ご出席くださいますようお願い申し上げます。また、協議会終了後、懇親会の用意をしておりますので、併せてご出席いただきたくご案内申し上げます。

お手数ながら、ご出席の有無を平成30年11月9日（金）までに、別紙出欠票にてご回答賜りたくお願い申し上げます。

なお、議題は現在取りまとめ中ですので、これがまとも次第、追ってご連絡申し上げます。

敬具

記

1. 協議会

日 時 平成30年12月4日（火）午後3時から
場 所 法曹会館2階「高砂」

2. 懇親会

日 時 平成30年12月4日（火）午後5時から
(協議会終了後)
場 所 法曹会館3階「富士」
会 費 6,000円（当日、受付にて頂戴致します）

以上

FAX
11/5 送信済

関東弁護士会連合会
平成30年度「法曹連絡協議会」出欠票

平成30年度「法曹連絡協議会」

日 程 平成30年12月4日(火)

場 所 法曹会館

1. 協議会 午後3時から(法曹会館2階「高砂」)

~~出~~ 席 ・ ご 欠 席

2. 懇親会 午後5時から(法曹会館3階「富士」)

~~出~~ 席 ・ ご 欠 席

~~所~~ 属 東京高等裁判所

~~役~~ 職 東京高等裁判所長官

フリガナ
~~名~~ 芳名 林 道 晴

出欠票送付先：関東弁護士会連合会

ファクシミリ番号 03-3581-0223

関東弁護士会連合会
平成30年度「法曹連絡協議会」出欠票

平成30年度「法曹連絡協議会」

日程 平成30年12月4日(火)

場所 法曹会館

1. 協議会 午後3時から(法曹会館2階「高砂」)

~~出~~ 席 ・ ご 欠 席

2. 懇親会 午後5時から(法曹会館3階「富士」)

~~出~~ 席 ・ ご 欠 席

~~所~~ 属 東京高等裁判所

~~役~~ 職 東京高等裁判所事務局長

フリガナ
~~名~~ 芳名 吉崎佳弥

出欠票送付先：関東弁護士会連合会

ファクシミリ番号 03-3581-0223

関東弁護士会連合会
平成30年度「法曹連絡協議会」出欠票

平成30年度「法曹連絡協議会」

日程 平成30年12月4日(火)

場所 法曹会館

1. 協議会 午後3時から(法曹会館2階「高砂」)

☒ 出席 ・ ご欠席

2. 懇親会 午後5時から(法曹会館3階「富士」)

☒ 出席 ・ ご欠席

☒ 所属 東京高等裁判所

☒ 役職 民事部代表常置委員

フリガナ
ご芳名



出欠票送付先：関東弁護士会連合会

ファクシミリ番号 03-3581-0223

1/5 FAX送付済

関東弁護士会連合会
平成30年度「法曹連絡協議会」出欠票

平成30年度「法曹連絡協議会」
日程 平成30年12月4日(火)
場所 法曹会館

1. 協議会 午後3時から(法曹会館2階「高砂」)

出席 席 . ご欠席

2. 懇親会 午後5時から(法曹会館3階「富士」)

出席 席 . ご欠席

所属 東京高裁

役職 新米部 代表幹事

フリガナ
芳名 [Redacted]

出欠票送付先: 関東弁護士会連合会
ファクシミリ番号 03-3581-0223

関東弁護士会連合会
平成30年度「法曹連絡協議会」出欠票

平成30年度「法曹連絡協議会」

日 程 平成30年12月4日(火)

場 所 法曹会館

1. 協議会 午後3時から(法曹会館2階「高砂」)

ご出席 ○出席 ・ ~~ご欠席~~

2. 懇親会 午後5時から(法曹会館3階「富士」)

ご出席 ○出席 ・ ~~ご欠席~~

ご所属 知的財産高等裁判所第1部

お役職 所長

フリガナ
ご芳名



出欠票送付先：関東弁護士会連合会

ファクシミリ番号 03-3581-0223

平成30年10月31日

東京高等裁判所
総務課庶務係 御中

関東弁護士会連合会（担当事務局：■）
〒100-0013
千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階
TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

平成30年度「法曹連絡協議会」議題の御送付

平素よりお世話になっております。

平成30年12月4日に法曹会館において開催させていただきます平成30年度法曹連絡協議会の議題をお届けいたしますので、お取り計らいの程よろしくお願ひ申し上げます。

なお、事務局様用に1部同封させていただきます。

また、今回お送りいたしました議題につき、ご回答いただける先生がお決まりになりましたら、予めご教示いただきたくお願ひ申し上げます。

お忙しい折誠に恐縮に存じますが、何卒宜しくお願ひ申し上げます。



平成30年度 法曹連絡協議会議題

日時：平成30年12月4日（火）

場所：法曹会館2階「高砂」

第1 自然災害への取り組み

議題1 （大規模自然災害対策の取り組みの実施状況）

東京高裁管内の裁判所，検察庁そして弁護士会等における喫緊の課題である首都直下地震，また南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害発生時の対応を検討，準備するにあたり，以下の点について各ご教示いただきたい。

1 （裁判所）

- (1) 本年，大規模な災害を被った大阪，札幌等の地域の裁判所に対して，
 - ①当該裁判所（支部等を含む。）が業務についてどのような対応（期日取り消し，そのための当事者への連絡，その他管理業務等）を決められたか，②実際にどのような対応状況であったか（個々の裁判体が個々に判断されたのか，統一的な取扱いがなされることはなかったか），③職員の出勤状況はどのようなものであったか，④職員の退勤指示等はどのように実施されたか，⑤関係機関（弁護士会，法律事務所，検察庁，法テラス等）に対する連携，連絡の実施の状況はどのようなものであったか，⑥それらを実施するに際しての気付き，課題等はどのようなものであるか，について照会・確認をされたか。
- (2) (1)において照会・確認を実施したと回答される場合，その概要をご教示ください。
- (3) (1)において照会・確認を実施していないと回答される場合，その理由，及び今後確認する意向があるかどうかをご教示ください。

2 （検察庁）

- (1) 本年，大規模な災害を被った大阪，札幌等の地域の検察庁に対して，
 - ①当該検察庁（支部等を含む。）が業務についてどのような対応（取り調べ（身柄・在宅）の延期，そのための当事者への連絡，その他管理業務等）を決められたか，②実際にどのような対応状況であったか，③職員の出勤状況はどのようなものであったか，④職員の退勤指示等はどのように実施されたか，⑤関係機関（裁判所，弁護士会，法律事務所，法テラス等）に対する連携，連絡の実施の状況はどのようなものであったか，⑥それらを実施するに際しての気付き，課題等はどのようなものであるか，について照会・確認をされたか。
- (2) (1)において照会・確認を実施したと回答される場合，その概要をご教示ください。
- (3) (1)において照会・確認を実施していないと回答される場合，その理由，及び今後確認する意向があるかどうかをご教示ください。

3 （裁判所，検察庁）東京三弁護士会が東京高裁，東京地裁，東京家庭

裁判所、東京高検、東京地検、そして法テラス東京が大規模災害時の対応についてここ数年にわたり継続して協議会を開催していること、茨城県弁護士会が水戸地裁、水戸地検と大規模災害時における対応について協議を開始していると同っている。これらの取り組みは災害時対応に極めて有効なことと思料されるが、現在も弁護士会員は事務所の所在地の管轄裁判所だけでなく都県を跨いで裁判等の業務をしており、また、今後、大規模災害は広域的な被災が想定されるため、地裁管内での協議では効果的な取り組みが困難なことも想定される（大阪高裁管内では各裁判所の期日取り消しの広報・連絡体制にばらつきがあったと同っている。）。そこで、東京高裁管内という広域的な災害対応（裁判業務の期日取り消し等の統一的対応、移送等の方針検討等）を検討するため、年に1度の頻度（できれば年度初め）で協議会を開催することを当連合会が東京高裁、東京高検に呼びかけた場合、これに応じて参加いただけるか。また、裁判所、検察庁側から同様の提案をされる意向はあるか。

（関弁連災害対策協議会PT提出）

【提案理由】

本年は、各地で大きな自然災害が発生している。特に、6月18日の大阪北部地震、9月4日の台風21号では膨大な建物被害と人的被害、鉄道等の公共交通機関が麻痺するなど、市民生活に重大な支障が生じることが現実となった。また、9月6日の北海道胆振東部地震では多数の人的被害と共に、札幌を含む北海道全土の大規模停電を発生させ、大規模停電の与える社会的影響の大きさを知ることとなった。

東京高裁管内の私たち法曹関係者は裁判所、検察庁等の司法機能においても大規模自然災害に遭遇して重大な支障が生じる可能性が否定できない以上、来たるべき首都直下地震、南海トラフ巨大地震等に適切に備えるものとして、このような現実に発生した災害の被災地域での取り組み、課題等について情報を共有し、検討を深めるべきである。

そして、裁判所、検察庁等の対応方針については、それぞれが関連諸機関に伝達しておくことが極めて有用である。BCP（業務継続計画）策定においても、関係各所（取引先及びサプライチェーン等が典型例として示されるがこれに限らない。）との連携、情報交換、情報共有、が重要であることが指摘されている。法曹関係者では当然のことながら、裁判所、検察庁、弁護士会、法テラス等がそれら連携を図るべき諸団体と言いうる。これらが自らの対応方針を決めるにあたり、他の法曹団体がどのような対応方針であるのかを知ることが有用であるにとどまらず不可欠なものと言いうる。また、弁護士会においては多数の会員に対して、平常時から裁判所の対応方針、検察庁の対応方針を告知しておくことは被災直後から復旧期における混乱、無為な対応による人的物的資源の消耗を防止することにつながるということが明らかである。

以上のことから、上記協議事項を提案するものである。

第2 男女共同参画への取り組み

議題2 東京高裁管内の裁判所及び検察庁における男女共同参画の具体的な取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等をご教示いただきたい。

(関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会提出)

【提案理由】

男女共同参画社会基本法に基づき策定された第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日決定)の「第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の「2 司法分野」では、「司法分野について、法曹三者それぞれにおいて30%目標に向けた取組を加速していくため、法曹となり得る人材プールを拡大すべく、法曹養成課程において女性法曹の養成に向けた取組を進める。検察官については継続就業に配慮する取組を進め、裁判官・弁護士についても継続就業に配慮する取組を進めるよう要請する。」ことを施策の基本的方向とし、検察官、裁判官、弁護士、法曹養成課程、それぞれにおける具体的な取り組みが示されている。

また、最高裁判所では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、平成28年3月24日に「裁判所特定事業主行動計画」を策定し、同計画に基づく取り組みを行っていると同っている。

そして、法務省でも同様に、平成28年3月31日に「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画(アット・ホームプラン)～男女がともに活躍し、活力ある社会を実現するために～」を策定し、同計画に基づく取り組みを行っていると同っている。

関東弁護士会連合会は、本年度より「男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会」を設置し、管内弁護士会が連携して、弁護士の男女共同参画及び両性の平等に関する取り組みを始めたところである。

そこで、これらの取り組みを先行して行っている東京高裁管内の裁判所及び検察庁における具体的な実施状況及びその成果と問題点や今後の課題等をお伺いし、今後、当連合会で取り組む際の参考としたい。

第3 地域司法充実推進への取り組み

【民事・家事調停官制度】

議題3 民事・家事調停官制度の拡充について

(栃木県弁護士会提出)

【提案理由】

民事調停官(民事調停法第23条の2)及び家事調停官(家事事件手続法第250条)(いわゆる「非常勤裁判官」)制度は、弁護士から常勤裁判官への任官(いわゆる弁護士任官)を促進するための環境を整備するとともに、併せて調停手続をより一層充実・活性化することを目的として創設された。

東京高等裁判所管内においては、2004年(平成16年)1月の制度発足当初は東京(簡易裁判所、地方裁判所、家庭裁判所)及び横浜(簡易裁判所)で実施され、徐々に導入庁を拡大して、2006年(平成18年)10月には東京(前

同)、横浜(簡易裁判所、家庭裁判所)、川崎(簡易裁判所)、さいたま(簡易裁判所、家庭裁判所)及び千葉(簡易裁判所、家庭裁判所)で実施されることとなったが、その後新たに導入された庁はない。また、非常勤裁判官の人数についても、上記東京高等裁判所管内の導入庁における非常勤裁判官の定員の合計は制度発足当初の14名から、2010年(平成18年)10月には56名まで増えたが、それ以降は増員がない。

宇都宮地方・家庭裁判所管内に導入庁はなく、栃木県弁護士会の会員である弁護士2名が2006年10月に東京地方裁判所民事調停官に、2007年10月1日にさいたま家庭裁判所家事調停官にそれぞれ任命されたが、それ以降は任命の実績がない。

非常勤裁判官制度創設の目的とするところは、大規模庁のある大都市圏に限らず地方圏においても等しく妥当するものである。また、配属庁が遠隔地にあることは、弁護士が非常勤裁判官に任官しようとするにあたって大きな支障となるものと考えられる。そうすると、各地に非常勤裁判官が導入されることが制度の趣旨にかなうものと言える。制度導入にあたって導入対象庁等を限ることとした当時の理由は承知しているが、一方で、制度の規模の拡大も期待されていたところである。

そこで、非常勤裁判官制度の拡充(導入庁の拡大、導入庁における人数枠の増員等)について、主に東京高等裁判所管内の検討状況ないし見通しをご教示願いたい。

【地域司法と民事裁判のIT化】

議題4 地域司法の充実の観点から、いわゆる支部問題がこのIT化の実現にどのような影響を及ぼすのかについて

(神奈川県弁護士会提出)

【提案理由】

民事裁判のIT化については、いわゆる第1フェーズの展開の中で、この秋からは横浜地方裁判所においても模擬裁判が実施される所と承知しています。当該模擬裁判も基本的には本庁において実施される所と思慮いたしますが、例えばオンライン上で期日を開催するような場合にも、横浜地方裁判所管内において比較的事務所の集中している関内周辺におけるよりも、地理的・時間的に隔たりのある支部管内に所在する事務所との間の方が、オンライン上で期日を開催することについて実効性を実感でき、問題点の検証にも優位性が認められるとも考えられます。

殊に、司法のIT化については、これまでより司法アクセスが改善することを期待する声がある一方で、他方では、人材等少ない司法資源の一層の中央集中を招くのではないかという懸念も持たれているところです。そこで、かかる疑念を払拭するためにも、フェーズの早い段階から、積極的に支部管轄の地域の裁判所や弁護士を取り込む形で実施運用されることが意識の上からも肝要ではないかと考えます。

【労働審判】

議題5 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の早期実施を要望していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

【提案理由】

労働審判は、静岡地方裁判所管内では本庁に加え、平成29年4月より浜松支部において取扱が開始されましたが、沼津支部では実施されておられません。

浜松支部が管轄する静岡県西部地域と、沼津支部が管轄する静岡県東部地域とでは、人口はほぼ拮抗しており、本庁へのアクセスの不便さにおいても同様です。

そのため、静岡県西部地域に比較して静岡県東部地域の住民や事業主が労働審判の申立てを行うためには、基本的に、本庁のある静岡市までの交通費や移動時間の負担を強いられることになり、同じ静岡地方裁判所管内において司法サービスを楽しむことに差異を生じているため提案しました。

【裁判官・調査官の配置】

議題6-1 静岡家庭裁判所島田出張所に常駐の裁判官及び調査官を配置していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

【提案理由】

静岡家庭裁判所島田出張所では、管内人口が約50万人に達し、管内人口約38万人の静岡家庭裁判所富士支部のそれを大きく上回っており、家事事件の受理事件も静岡家庭裁判所本庁と対比しその半数を超えている状況であるにもかかわらず、裁判官も家裁調査官も常駐していないことから、調停事件等の期日がなかなか入らず、調査もなかなか進めてもらえないという常況にありますため提案しました。

議題6-2 長野家庭裁判所佐久支部に、常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂きたい。

(長野県弁護士会提出)

【提案理由】

家事事件が増大するなか、多様化・複雑化する家事事件にあって、家庭裁判所には、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した真の解決に寄与することが求められている。裁判所がこの役割を果たすためには、家事事件手続の各段階において専門性を活かした関与をする家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）が必要不可欠であるが、長野家庭裁判所本庁及び県内6支部の中で、唯一、佐久支部にだけ調査官が常駐していない。

佐久支部の管内人口及び家事新受事件数は、いずれも長野県内6支部の中で松本支部・上田支部に次ぐ3番目に多い状況にありながら、常駐調査官は0名であり（長野本庁6名、松本支部4名、上田支部5名、伊那支部2名、飯田支部2名、諏訪支部1名）、地域間で公平であるべき司法機関の整備状況について、形式的にも実質的にも不平等な状態が続いている。

まして、平成25年1月から施行されている改正家事事件手続法においては、

家庭裁判所には、調査官を活用して、子の福祉や事件の背後にある人間関係・環境を考慮した真の解決に寄与することが求められている。また、平成28年5月から施行されている成年後見制度利用促進法においても、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点が見られ、成年後見人等の事務の監督等の支援に係る機能を強化するため家庭裁判所等における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること等が基本方針として掲げられている。したがって、佐久支部の調査官非常駐問題は、他支部からの填補等ではなく、新たに常駐調査官を配置することによって解消されるべきである。なお、実際に家事事件を多数扱っている佐久調停協会所属の家事調停委員からも、調査官の常駐を求める声が多数あがっている。

平成29年9月29日には、佐久支部管内の全11市町村で組織する佐久広域連合の議会が、「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」を採択しており、同年12月には、同様の意見書が、広域連合構成市町村の各議会においても採択されている。さらに、平成30年3月2日には、長野県議会において、「裁判所支部機能の充実を求める意見書」が採択され、その中でも佐久支部における調査官非常駐問題が指摘されている。

地域住民にとってより利用しやすく頼りがいのある司法実現のために、直ちに具体的な改善をお願いしたい。

議題6-3 長野家庭裁判所佐久支部において、少年審判を取り扱って頂きたい。 (長野県弁護士会提出)

【提案理由】

長野本庁及び長野県内6支部のなかで、唯一佐久支部だけが少年事件を取り扱っていない。現在、佐久支部管内で発生した少年事件は上田支部において取り扱われているが、そのために上田支部の少年新受事件数は、平成20年・24年・28年においては、県内支部のなかで最も多いばかりか長野本庁の新受事件数をも上回っており、それ以外の年も長野本庁に匹敵する件数となっている。なお、佐久支部は上田支部と隣接してはいるものの佐久支部の管轄地域は広大で、特に南佐久地域から上田支部庁舎に赴くには、自家用車利用にせよ公共交通機関利用にせよ1時間半から2時間程度の時間を要し、決して交通の便が良いとはいえない。

少年の保護者等の中には、手続のために上田支部に赴かなければならないと聞くと、その距離と時間を理由に協力を拒む者も存在する。手続の期間が限られている少年事件において、保護者等が身近で速やかに関与できないということ自体が、少年をより孤立化させる可能性を高め、更生可能な少年の更生を妨げる事情のひとつとなっている。

そもそも、少年の更生は、少年が居住する地域内でなされることが望ましいところ、少年や少年の家族らがその居住地の家裁において調査を受け、少年審判を受けることができるようにすべきことは、佐久支部と県内の他支部とで何ら違いはない。

この点についても、平成29年9月29日、佐久広域連合議会において、「長

野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」が採択され、同年12月には、同様の意見書が、管内各市町村議会においても採択されている。また、平成30年3月2日の長野県議会「裁判所支部機能の充実を求める意見書」においても、佐久支部において少年事件の取扱いがない点が指摘されている。

これらの意見書による要望は、地域住民の声そのものであり、是非、長野家裁佐久支部においても、早期に少年審判の取扱いを開始して頂きたい。

議題6-4 (さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐)

東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、それ以上の具体的な見解については、回答をいただいている。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

- (1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。
- (2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、どのような情報を提供しているのか、(各地方・家庭裁判所ごとに) 回答を伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか(各地方・家庭裁判所ごとに)を伺いたい。

見解を述べている場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)内容とその理由を伺いたい。

見解を述べていない場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)その理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【提案理由】

上記各支部は、裁判官が非常駐であることから、民事家事事件を扱う一方、刑事事件を扱わなかったり(千葉地方裁判所佐原支部)、身柄の刑事事件を扱わなかったり(水戸地方裁判所麻生支部)、少年事件や執行事件を扱っていない(上記5支部)など、通常の地方裁判所・家庭裁判所の機能を果たし得ていない。

こうした事態は、裁判を受ける権利(憲法第32条)や法の下での平等(憲法第14条)を保障する日本国憲法が予定する司法の姿とはいえない。

一昨年度の法曹連絡協議会においても同様の議題が提出され、その際、3年前

から沼田支部においては週2日、麻生支部においては週4日、本庁から裁判官が出向く体制となっていると聞いているが、それ以降の体制の変化は無いとの回答をいただいた。また、昨年度の法曹連絡協議会では、重ねて、引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、適切に最高裁判所にも情報提供していきたいと考えている旨の回答もなされている。この点について、東京高等裁判所管内の裁判官非常駐支部における昨年度以降の体制の変化など具体例（裁判官の出廷日の増加等）があれば、ご教示いただきたい。

昨年度、常駐させていないことについて、裁判所の見解を伺ったところ、東京高等裁判所からは、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、裁判所の見解については、そもそも常駐化について賛成なのか反対なのか、具体的な回答をいただいている。

また、各地方・家庭裁判所ごとに業務量や配置も異なっているため、各地方・家庭裁判所ごとに回答をいただきたく質問したものである。

【地方裁判所・家庭裁判所支部の新設等】

議題7（千葉県における地方裁判所及び家庭裁判所支部の新設）

市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域に地方裁判所と家庭裁判所支部を新設するとともに、特に家庭裁判所の増員について以下の質問に御回答いただきたい。

市川簡易裁判所での裁判官数は3名とのことであるが、かかる裁判官数において、係属事件の遅滞ない処理がされているか。

千葉家庭裁判所市川出張所の裁判官の填補の状況は、一日平均何名か。家庭裁判所調査官は、常駐しているか。現在の事件処理状況に遅滞等の支障はないか。

今後、裁判官の増員の予定はあるか。増員の基礎情報として、東京高等裁判所は、最高裁判所に市川簡易裁判所、千葉家庭裁判所市川出張所の事件処理状況をいかなる頻度、内容により情報提供しているか。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【提案理由】

管轄人口から見ても、また、成年後見制度利用促進法と閣議決定された利用促進基本計画が執行されるに従い、今後、成年後見等の申立と審理件数が増加すると思われる。そういったことから、市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域に地方裁判所と家庭裁判所支部を新設するのが妥当と考えるが、地方・家庭裁判所支部の設置に際し、最高裁判所が支部規則の変更をするかどうかの検討をする必要がある。

かかる最高裁判所の検討の基礎となる情報を東京高等裁判所が提供すべきものと思慮する。そのため、市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の事件処理状況等の情報を東京高等裁判所が絶えず把握し、最高裁判所にどのような情報提供をしているかを確認したく提案した次第である。

【家裁出張所の新設・事件処理等】

議題 8-1-1 藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設について

(神奈川県弁護士会提出)

【提案理由】

超高齢化社会を迎え、家事事件は増加の一途をたどっている。神奈川県内の自治体が行っている法律相談の実績（平成22年度）を見ても、離婚や相続など、家庭に関する相談が全体の約43%を占めている。藤沢簡裁管内の人口は約117万人、厚木簡裁管内の人口は約37万人に達し、今後も、管内で成年後見関係事件や相続に関する問題が継続して発生することが見込まれる。しかし、藤沢市の中心部から横浜家裁本庁までは、徒歩も含めると約50分、厚木市の中心部から横浜家裁小田原支部までは、徒歩も含めると約1時間を要することから、自動車を利用しない高齢者にとっては気軽に利用できる距離ではない。

そこで、藤沢簡裁、厚木簡裁に家庭裁判所出張所を併設し、そこで成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、本庁ないし小田原支部まで出向かなくても、身近な裁判所で家庭に関する問題を解決できるようにすべきである。藤沢簡裁管内（藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・海老名市・綾瀬市・高座郡）の法律事務所で業務を行う弁護士は、平成30年9月現在、99名に達し、厚木簡裁管内（厚木市・伊勢原市・愛甲郡）の法律事務所で業務を行う弁護士は、平成30年9月現在では35人に達しており、当地の市民の需要に応えられる態勢は整いつつある。

そして、藤沢市議会、茅ヶ崎市議会、伊勢原市議会は藤沢簡裁に家裁出張所を併設するよう求める意見書を、厚木市議会は厚木簡裁に家裁出張所を併設するよう求める意見書を提出しており、当地の市民がこれを要求している。

議題 8-1-2 (神奈川県における家庭裁判所出張所の新設)

神奈川県弁護士会は2013年、「神奈川司法計画2013」において、神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

昨年度の東京高等裁判所事務局長の御回答において、かかる要望を最高裁判所に伝えるとの見解が示されたが、いつ、どのような形式において、東京高等裁判所より最高裁判所に要望が伝えられたか御教示いただきたい。

また、東京高等裁判所は、藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所における家事事件の需要についての調査を実施する意向はあるのか御教示いただきたい。

さらに、藤沢、厚木、平塚の調停協会が行っている無料相談会における家事事件の相談が全体に占めている割合の過去5年間の推移について、東京高等裁判所は、調査する意向があるか御教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【提案理由】

神奈川県弁護士会は、神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

成年後見制度利用促進法と閣議決定された利用促進基本計画が執行されるに従い、今後、成年後見等の申立と審理件数が増加すると思われる。そういった観点からも、前記提案は現実味を帯びていると思われる。

家庭裁判所出張所の新設は最高裁判所規則によるものであるが、家庭裁判所出張所設置規則の変更をするかの判断の基礎となる事実の収集について、東京高等裁判所に調査等のご協力をいただけるかを再度確認したく質問したものである。

議題 8-2 (家庭裁判所出張所における出張事件処理について)

新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所にて、出張事件処理を行いつつある。

昨年度、裁判所の見解を伺ったところ、出張審判や出張調停を行うか否かという点は裁判官又は調停委員会の判断によるものであること、その判断基準はこの場で回答する性質のものではないとの回答をいただいているが、それ以上の裁判所の具体的な見解については、回答をいただいている。

そこで、改めて、裁判所は、出張事件処理について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、具体的に、いつまでに、どのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。

また、上記新潟家庭裁判所各出張所、前橋家庭裁判所中之条出張所、長野家庭裁判所木曾福島出張所、同大町出張所、同飯山出張所において平成29年度及び平成30年度(集計されているところまで)の各出張事件処理が行われた件数について、(各出張所ごとに)伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【提案理由】

上記新潟家庭裁判所各出張所では、事件の受付だけしかやらず、昨今、例外的に出張事件処理が行われてきているものの、調停期日がわずかであり、期日が調整できないと家庭裁判所支部での調停を余儀なくされている。

さらに、成年後見制度利用促進法と閣議決定された利用促進基本計画が執行されるに従い、同法や基本計画の理念であるところの、全国どの地域にいてもその人の状況に応じた権利擁護サービスが受けられるという観点、そして、今後、地方各地において、成年後見等の申立と審理件数が増加すると思われることから、どの家庭裁判所出張所でも調停を含めた事件処理を実施すべきであるが、裁判所は、地方の各出張所での事件処理の実施についてどのような見解であるかを伺いたい。

本年度においても、前記8つの各出張所での各出張事件処理件数を伺いたい。

議題 8-3 地域司法サービスの充実化の観点から、地域に密着した裁判所である簡易裁判所に家裁の出張所を併設する等して、家事調停を現在の簡裁の施設を利用して実施できるようにすることについて、裁判所の見解と検討

状況を伺いたい（特に、家裁立川支部においては、町田簡裁の所在場所での家事調停を実現されたい）。

（東京弁護士会提出）

【提案理由】

家事事件は、当事者が気軽に裁判所を利用して解決出来るような制度設計をすべきであり、わざわざ遠い裁判所に行かなければ家裁を利用できないというのは、地域司法サービスの充実化の観点から課題となっている。法テラスの場所を借りた新宿調停の実績もあり、出張調停等の実現は不可能ではなく、また、現在の家裁の待合室が溢れるほどであるという施設の不十分さを考えるとその改善にもなり得るものと考えられる。

議題 8-4 家庭裁判所出張所における出張調停の実施促進と成年後見制度の利用の促進に関する法律制定にともなう出張所機能のさらなる拡充について

（新潟県弁護士会提出）

【提案理由】

1 最高裁協議と家裁出張所出張調停の実施状況

(1) 最高裁協議による出張調停実施の確認

平成28年に実施された民事司法改革に関する最高裁・日弁連「基盤整備」部会において、当事者双方が当該出張所の管轄区域内に住所を有している事案や、当事者双方が当該出張所において家事調停を行うことを希望している事案等には、担当裁判所の調停委員会の判断により、調停委員会が当該出張所に出張して家事調停を実施することがあることが確認された（以下「出張調停」という。）。出張調停の実施は、地域司法の利便性を高め司法による紛争解決を求める市民のニーズに的確に応え、ひいては「市民に身近な司法」を実現するために極めて重要なものと認識している。

(2) 管内家裁出張所における出張調停の実施状況

全国の家裁出張所（全77庁）のうち、家事調停審判を実施していない（受付のみ）出張所は11庁あり、うち4庁が新潟県内にある（平成28年1月現在 村上、柏崎、南魚沼、糸魚川）。これら11庁は乙号支部統廃合後に新設された出張所であるところ、東京高裁管内に限れば、新潟県の上記各出張所を除き、全て出張事件処理が実施されている。

そこで新潟県弁護士会（以下「当会」という。）では、県内の受付のみの家裁出張所において、出張事件処理、特に出張調停の実施を求める活動（個別案件での出張調停実施を求める上申書の提出励行、地域住民への周知活動等）を行っている。

2 最高裁協議後の家裁出張所における出張調停の実施に関する、裁判所の対応等の問題点

(1) しかし、実際には出張調停が積極的に実施されていない現状が存在する。

例えば、当事者が出張調停の実施を求め担当裁判所支部に上申書を提出した案件について、担当裁判所支部が、相手方に意向聴取するに際し、出張調停ではなく電話会議の方法による調停を実施できる可能性があるとのみ伝えるケースが認められる。しかも、意見聴取の際には、地元の裁判所で調停

が実施できるという当事者の利益にはふれず、電話会議の方法では「対面の場合と比べて、調停委員や他方当事者に、書面や発言等に現れない微妙な事情や心情を伝えたい場合に、不便を感じることを予め承願います。」というような不利益と思われる情報のみを送った上で、出張所ではなく支部へ出頭する意思の有無を確認する方法が取られていた例も報告されている。このように、担当裁判所支部では、出張調停の実施を避けるかのような対応を取られており、実際には、両当事者が出張所管内に住所を有している案件であっても、当然に出張調停を実施する運用とはなっていない。

- (2) また、当会では、各家裁出張所管轄の自治体の広報誌に、家裁出張所出張調停が実施可能である旨の案内文の掲載依頼をしているところ、掲載内容について、新潟家庭裁判所の確認が行われ、出張調停について記載することが認められないケースも出てきている。
 - (3) 最高裁協議が画餅とならないよう、新潟家庭裁判所のみならず東京高裁管内の各家庭裁判所出張所における出張調停の実施に積極的に取り組んでいただく必要がある。
- 3 成年後見制度の利用の促進に関する法律制定に伴う機能拡充が急務と考えられること

平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定・施行された。同法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が作成され、成年後見制度の利用が計画的・総合的に推進されることとなった。

関東弁護士会連合会でも、平成30年度関東弁護士会連合会定期大会において「東京高等裁判所管内の家庭裁判所の人的物的体制の更なる充実強化を求める決議」を発出し、最高裁判所に対して、①東京高等裁判所管内の家庭裁判所裁判官、調査官、書記官の大幅増員、②家庭裁判所支部または出張所の新設、③市町村に対する成年後見制度利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるにあたり必要な情報の提供に努めることを求めているところである。

成年後見制度の利用促進のためにも、家庭裁判所出張所の機能拡充は不可欠であり、東京高等裁判所管内における機能拡充に向けた取り組みについて、ご説明をいただきたい。

【成年後見制度利用促進法関係】

議題9-1 成年後見制度の利用の促進に関する法律制定に伴う体制強化について、特に中核機関の設置が難航すると思われる司法過疎地などにおいては、個別具体的な取り組みが必要になってくると思われるが、どのような体制作りをしているか。また、今後、同法の趣旨を実現するためにどのような方策を検討しているか、ご教示頂きたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【提案理由】

5か年計画である後見制度利用促進計画が2年目に入り、現在、自治体により取り組み方に大きな差がある。同計画においては、自治体等が作る中核機関と地元家庭裁判所が連携するという建前になっているところ、その連携体制作りについ

て伺いたい。

特に、中核機関の設置が難航すると思われる司法過疎地などにおいては、本庁からの応援や家裁調査官の増員、出張所を増やすなど個別具体的な取り組みが必要になってくると思われるが、現時点において、どのような体制作りが行われているのかご教示頂くとともに、今後の具体的な方策としてどのような体制作りを検討されているのかご教示頂きたい。もし、それらの検討事項において、課題や問題点があるのであれば、それについても伺いたい。

議題 9-2 東京高等裁判所管内の成年後見、保佐、補助の過去5年間の申立につき、各自治体ごとの申立件数及び、後見人等に選任された者の属性（弁護士、司法書士、社会福祉士、その他の専門職、親族、市民後見人、その他）ごとの人数について御教示いただきたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【提案理由】

成年後見制度利用促進法と閣議決定された利用促進基本計画は、全国各地の家庭裁判所を含めた地域連携ネットワークの構築などを謳っており、裁判所は、その中核をなす地方自治体からの要請があれば、必要な情報提供（主に、統計的なもの）を行う義務があると思われる。

そういったことを踏まえ、東京高等裁判所管内における各家庭裁判所（本庁、支部、出張所）が管轄する各自治体ごとの統計資料を知る必要があり、それによって管轄裁判所ごとのニーズを改めて検討する必要がある。

【相模原支部での合議事件の取扱い】

議題 10-1 横浜地方裁判所相模原支部における合議事件の取り扱いについて
（神奈川県弁護士会提出）

【提案理由】

横浜地方裁判所相模原支部における合議事件の取り扱いは、これまでも繰り返して議題としてきたが、いまだに実現されていない。

この点については、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条に基づき、当該支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案して各地方裁判所及び家庭裁判所が決定するものであるところ、横浜地方・家庭裁判所では、このような諸事情を勘案して同条の議決に基づいて相模原支部では合議事件を取り扱わないこととしているとのことである。

そうであれば、平成2年の支部統廃合以降、東京高裁管内の裁判所支部において、管轄人口、新受件数、本庁からの距離・時間などの観点から、取り扱い事件の種類を増やした事例、減らした事例、裁判官数（填補も含めた実際に執務している裁判官数）を増やした事例、減らした事例があれば、増減の理由も含めて、可能な範囲でお伺いしたい。

また、全国的には、係属期間が2年を超える未済事件数は増加傾向にあり、非典型的な損害賠償請求事件をはじめ、複雑・困難な事件が増加しているとされている（最高裁判所の裁判迅速化検証報告書（第7回）22頁、69頁）。各裁判所では、合議体による審理の活用に積極的に取り組んでいる一方で、長期未済事

件の多くが依然として単独事件として処理されており、そのような事件の中には、合議に付することにより、早期に審理の方向性を定めることができるものがあるのではないかとされている（同報告書71頁）。このような問題は、合議事件を現に取り扱っている裁判所だけではなく、合議事件を取り扱っていない相模原支部でも同様に妥当するのではないかと考えられる。

そこで、このような近時の事件動向及び審理の実情を踏まえてもなお、相模原支部では合議事件を取り扱わないとする理由についても具体的にお伺いしたい。

議題10-2（横浜地方裁判所相模原支部）

横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、横浜地方裁判所横須賀支部との対比において、管轄人口、新受件数、裁判官数、本庁からの距離・時間などの具体的な観点から、伺いたい。

また、今後、合議事件を取り扱うことへどのような対応をすればよいか御教授いただきたい。

なお、昨年まで横浜地方裁判所相模原支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいていると思われるが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【提案理由】

地方裁判所支部に合議制を実施するかどうかは、手続的には、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条に基づき、当該支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案して各地方裁判所及び家庭裁判所が決定するものであり、横浜地方・家庭裁判所では、このような諸事情を勘案して同条の議決に基づいて相模原支部では合議事件を取り扱わないこととしているとのことである。

しかしながら、神奈川県内においての横浜地方裁判所横須賀支部で合議制を導入していることと横浜地方裁判所相模原支部で合議制を導入していないことにつき、どのような理由からこのような取り扱いに差がでているのか、今回は、管轄人口、新受件数、裁判官数、本庁からの距離・時間などの観点から具体的な説明をお伺いしたい。

また、合議事件を取り扱うかどうかは、各地方裁判所・家庭裁判所が決定するものとのことであるが、今後、横浜地方・家庭裁判所に対してどのような対応をすればよいか、具体的にその方策をご教授いただきたい。

更に、この要望に対して、従前から最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所に伝えていただけたとの回答をいただいているが、お伝えしていただいた際、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所ではどのような対応がなされたのかを具体的にお伺いしたい。

【立川支部を巡る問題】

議題 1 1 - 1 (東京地方裁判所・家庭裁判所立川支部の本庁化)

東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部を独立した地方裁判所・家庭裁判所本庁とするのが妥当と考えている。

裁判所の議論及び取り組み状況について、東京高等裁判所の回答は、従前、概ね、裁判所の本庁の設置は立法政策の問題であること、裁判所としては政府や国会の検討の中で意見を述べていく性質のものであると承知していること、最高裁判所には意見があったことを伝えるというものであった。

そこで、本年においても、同様の出題を継続し、以下のとおり、質問する。

(1) 最高裁判所が政府や国会の検討の場で述べている意見の内容やその理由、それに対する政府や国会の意見の内容やその理由などについて、具体的にどのように検討され、どのような議論がされてきたか、その内容を伺いたい。

(2) 最高裁判所に対し、当連合会からの意見をどのような形で、どのように伝えているか伺いたい。

当連合会の意見に対する最高裁判所の具体的な見解、そのような見解をとっている理由をもう少し具体的に伺いたい。

伝えていないとしたら、伝えていない理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【提案理由】

1 東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部が、管内人口や事件数で全国の地方裁判所・家庭裁判所本庁を含めて有数の裁判所であり、裁判員裁判、労働審判、司法修習等の面で、本庁並みの機能を果たしている。また、平成19年以降、東京都議会、多摩地域30の全市町村議会、多くの商工会議所において、本庁化を求める決議が採択され、本庁化を求める地域の声は強まっている。

東京三弁護士会においても、東京地方裁判所・家庭裁判所立川支部の本庁化の推進を目的とする協議会を設置し、裁判所が本庁化された場合、速やかに多摩に独立した弁護士会を設立するための準備を進めている。また、「本庁化・本会化推進本部」が東京三弁護士会多摩支部内に設置され、最高裁判所、法務省に本庁化を求める要望書(添付資料1及び資料2)を提出している。

2 その地域に相応しい裁判所の規模・機能を持つことは、立法政策に委ねられるものではなく、その地域住民の権利というべきものであり、裁判所を始めとする国の責務と言わなければならない。巨大な支部が支部のままであることによる地域住民の不利益は、法制上、行政事件や簡易裁判所控訴事件が取り扱えないということにあるが、それだけではなく、人事権を始めとする司法行政の権限が支部にはないことから、例えば、裁判官の人的配置においても大きな不利益を蒙っているのではないかという懸念がある。

東京三弁護士会多摩支部地域司法計画策定委員会の調査では、平成24年度の裁判官1人あたりの人口は、東京地方裁判所本庁が約2万6000人であるのに対し、東京地方裁判所立川支部は約1万4300人と、5.5倍にも及

んでいる。また、家事事件においては、東京家庭裁判所立川支部の事件数は、全国の本庁、支部を含めた順位で例年第4位を占め、かつ、年々増加の一途を辿っているものの、裁判官、職員の増員は微増にとどまり、その繁忙ぶりは著しい状況が続いている。

- 3 このような不合理を解消するために、一刻も早い東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部の本庁化が望まれる。本法曹連絡協議会では、繰り返し議題として提出してきたものであるが、立法政策であるとの回答をいただくばかりで、最高裁判所の具体的な意見、見解、その理由について回答いただいていない。最高裁判所が本庁化について述べている意見、見解、その理由を伺いたい。

議題 1 1 - 2 東京地裁立川支部において、行政事件の取り扱いが出来るように、規則、法改正をすることについて裁判所の見解と検討状況について伺いたい。

(東京弁護士会提出)

【提案理由】

立川支部の民事、家事、刑事の事件数は、東京以外の地方の本庁を遥かに上回る。多摩地域には30自治体があるため、行政事件に関しても地方の本庁を上回る事件数であることは、容易に推測出来る。それにもかかわらず、当事者である自治体と住民の双方が多摩地域にいる場合に、行政訴訟をするためには、霞ヶ関に出向かなければならないという現状は、双方にとって過重な負担を強いている状況である。住民にとっては、行政訴訟の提起をためらう事になりかねず、地域司法サービスの観点から改善されるべき課題であると考えます。

【裁判所庁舎・設備】

議題 1 2 - 1 静岡家庭裁判所島田出張所の庁舎につき、待合室の拡張、当事者の鉢合わせを回避するための待合室設置場所の工夫を含めた庁舎の拡張、エレベーターの設置を含むバリアフリー化及び駐車場の設置拡大等物的設備の拡充を行うことを要望していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

【提案理由】

静岡家庭裁判所島田出張所では、庁舎が手狭で待合室のキャパシティが不足していること、調停事件の申立人と相手方が鉢合わせしてしまうこと、エレベーターの設置がなく高齢者等によって使い勝手が悪いこと、駐車場が少ないこと等といった物的施設が不十分であると思われまますので提案しました。

議題 1 2 - 2 静岡家庭裁判所掛川支部の庁舎につき、エレベーターの設置を要望していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

【提案理由】

静岡家庭裁判所掛川支部の庁舎につき、エレベーターの設置がなく高齢者等によって使い勝手が悪いと思われまますので提案しました。

議題 12-3 長野地方・家庭裁判所佐久支部・佐久簡易裁判所庁舎の建替えをして頂きたい。

(長野県弁護士会提出)

【提案理由】

長野地家裁佐久支部・佐久簡易裁判所庁舎は、主に2階部分に法廷・調停室・待合室が集中しているながら、エレベーターが設置されておらず、高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児を抱えた方々等の利用に著しい不便をきたしている。過去には、来庁者を車椅子に乗せ、それを裁判所職員数名の人力で2階まで持ち上げて登ろうとした際に、来庁者の頭部が大きく後方へ傾いたことによる不安感から体調不良をきたし2階まで登りきれなかったという例も報告されている(なお、長野地方裁判所によると、現在はこのような方法は行っていないとのことである。)。また、2階で急病人が発生した際に、階段が狭くストレッチャーの搬入ができず、階段の勾配のために担架の使用すらもできなかったという事例も報告されている。

また、佐久支部庁舎は、子どもとの試行面会室や、少年審判廷も存在せず、県内他支部の庁舎に比して明らかに見劣りすると言わざるを得ない状況である。さらに、待合室の防音状態も非常に悪く、個人のプライバシー保護が重視される公的施設としてあまりにも貧弱な防音設備である。加えて、日本でも有数の寒冷地に存在しながら、防寒設備も充分でなく、冬季は庁舎内が非常に寒いという問題もある。

佐久支部庁舎は昭和49年築で県内支部庁舎の中では最も古い庁舎であり、上記諸問題を抜本的に改善するためには建替えをするほかない。この問題についても、平成29年9月29日、佐久広域連合議会において、「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」が採択され、同年12月には、同様の意見書が、管内各市町村議会において採択されている。また、平成30年3月2日には、長野県議会において、「裁判所支部機能の充実を求める意見書」が採択され、その中でも佐久支部庁舎における昇降設備の未設置や施設老朽化等が指摘されている。

さらに、平成30年9月1日には、佐久広域連合・同議会・管内選出県議・佐久調停協会・管内更生保護女性会・県社会福祉士会・県司法書士会・県弁護士会等を構成員とする「裁判所佐久支部の充実を求める協議会」が発足し、活動を開始しており、佐久地域全体が裁判所佐久支部の改善・充実を切望している状況にある。

議題 12-4 管内の支部庁舎には、エレベーターが設置されていない庁舎も少なくないが、2階に法廷があり1階別室での代替対応が不可能な場合に、裁判所はどのような対応をされているのか。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に鑑み、今後、更なる具体的な改善策を予定されているのかご教示願いたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【提案理由】

関弁連弁護士偏在問題対策委員会の支部等調査において、実際に東京高裁管轄内の裁判所の各支部庁舎や独立簡裁庁舎等を訪問調査させていただいたところ、バリアフリー化が不十分な庁舎が散見される。

現状において、エレベーターが設置されていない庁舎では、2階に法廷や調停室がある場合でも、可能な限り1階の施設を代替利用する等して対応されていることは承知しているが、それでも全ての案件で1階利用による代替対応することは現状不可能であると思われる（例えば、尋問期日の本人・証人、在宅事件の被告人、弁護士・訴訟代理人等）。エレベーターのない庁舎には階段昇降機も設置されていないことが多いと認識しているが、かような状況において、利用者等が2階にあがる方法としては、どのような対応をされているのか、ご教示頂きたい。もし、対応マニュアル等で予定されている方法もあるのであれば、伺いたい。

特に支部地域は、高齢化率が高い地域であることが多く、一般の利用者は勿論、弁護士や調停委員、専門委員等の高齢化等は今後避けて通れない状況であると思われる。庁舎の改修等は相当額の予算を要するものであり、現実的に一挙解決できないのはやむを得ない面もあるが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨を実現すべき公的機関でもある裁判所として、今後の対策についてどのように考えているのか伺いたい。

【地方議会の意見書等の取扱い】

議題13 司法過疎地の自治体議会等が当該地域の司法の充実に関して意見書を採択した場合に、裁判所に送付された意見書は、どのような手続で取り扱われることになるのか。また、裁判所内において、地家裁支部や家裁出張所等の職員から人的物的基盤に関する要望があった場合に、どのような時期にどのような段取りを経て、最終的に予算化されることになるのか、その手続についてご教示願いたい。

（関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出）

【提案理由】

司法過疎地の司法の充実に関して、地元自治体議会が意見書を採択するなどして、裁判所に対して切実な要望がなされることが増えている。

自治体等において意見書をひとつ採択するだけでも、相当な時間と労力が費やされているが、その割には、それらの要望が実現することは非常に稀で、それらの意見書が裁判所内でどのような手続で扱われているのかすら、わからないことも多い。

裁判所を、市民・住民にとって利用しやすいものとするためには、利用者の目線に立った要望に耳を傾けて頂くことが必要不可欠であるところ、地域の実情をよく知る地家裁支部や家裁出張所の職員等から、地元自治体の意見書と同様の要望があげられることも今後あるかと思われる。

各手続の時期も含めて、裁判所内部での予算化までの手続をご教示頂くことで、各地域における活動を時宜にかなったものにしていくことが可能となり、ひいては速やかな地域司法の充実につながるものと考えている。

第4 訴訟実務・運用関係

議題14 訴訟救助要件の疎明について

(神奈川県弁護士会提出)

【提案理由】

資力に乏しいために、法テラスから援助決定を受けているにも関わらず、訴訟救助を申立て求めると、厳格な疎明を求められ、裁判所との折衝に時間を要し、期日指定がなされず、訴訟遅延となる場合や、最終的に救助を得られない場合がある。同じく国の機関である法テラスが援助の必要性を認定しているケースでは、司法アクセスを保障する見地から、もう少し広く訴訟救助を認めるべきである。

議題15 いわゆる提携リースでサプライヤーがユーザーに不正な勧誘を行った上で倒産し、ユーザーが予想外のリース料を請求される等の悪質サプライヤーによるトラブルの多発に対し、業界団体を中心とした撲滅の取り組みがされているところ、この点について裁判所における問題や状況の把握の試みがあれば教えていただきたい。

(関弁連消費者問題対策委員会提出)

【提案理由】

いわゆるファイナンス・リース取引に係る紛争の1つとして、リース会社とサプライヤーとの間に業務提携関係のある類型のリース取引（「提携リース」あるいは「小口リース取引」と称される。）において、サプライヤーがユーザーに不正な勧誘を行った上で倒産し、ユーザーが予想外のリース料を請求されるというケースが後を絶たず、このようなケースにつき、ユーザーのリース会社に対するリース料支払債務の存否をめぐって集団訴訟となるものも少なくない。

提携リースにおいては、サプライヤーは、物件の購入をユーザーに提案することによって自らの商品販売を促進できるとともに、リース会社から商品代金を一括して受領できるため、ユーザーの支払能力を考慮せず、強引・悪質な方法で契約を獲得しがちであり、さらに商品代金を受領した後は、誠実な対応をする動機付けが希薄になる。一方でリース会社は、リース契約の勧誘と契約条件の調整、契約申込み・締結手続のほとんどをサプライヤーに委ねるため、不適正な勧誘活動に対する審査が不十分になりやすいという構造がある。

提携リースについては、経産省の指導を受けて業界団体である公益社団法人リース事業協会が、業界をあげてサプライヤー管理を強化してきたところであり、業界としても強い危機感をもっている。

ところが、ファイナンス・リース取引については、従来いわゆる「空リース」のようなサプライヤーとユーザーが結託してリース会社に不利益を与えるタイプの紛争が多かったせいか、上記のようなリース会社と提携するサプライヤーがユーザーを騙すタイプの紛争について、被害が多発している状況に鑑みた判断がなされているとは必ずしも言い難い状況にある。

もちろん個別具体的な事情に即した判断であるから結論が区々になることは当然であるが、悪質サプライヤーに対して適切な指導・管理を怠るリース会社に対して、裁判所から適切な判断がなされないままであると、適切な指導・管理を行って営業しているリース会社が相対的に営業上の不利を被る結果になり、被害の防止への取り組みが頓挫してしまう。

そこで、近年トラブルが多発している提携リース取引の問題及び特殊性についてこの機会にご報告させていただくとともに、これらの状況及び問題点について把握する試みがすでにされているのであれば、教えていただきたくご質問する次第である。

議題 16 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号、以下「法」という。）第4条第1項第1号に基づく訴訟記録の閲覧又は謄写について、以下の点を伺いたい。

1 特殊詐欺（いわゆる「振り込め詐欺」等）の刑事事件において、暴力団員が被告人である場合、当該暴力団員の所属する暴力団の他の暴力団員が関与する特殊詐欺事案の被害者が、訴訟記録の閲覧又は謄写をする余地があるか。

また、法4条第2項及び同条第3項において、検察官はかかる申出に対する意見を述べる立場にあるが、その際、刑事事件において提出していない証拠類を根拠として、謄写又は閲覧を許すべきである旨の意見を述べる余地があるか。

2 刑事記録の閲覧又は謄写をする余地ある場合、被告人と上記他の暴力団員との関係性（同一組内でのみ有効か、あるいは別の組であっても同一上部組織の傘下組織であればよいか）はどのようなものが要求されるか。

（関弁連民事介入暴力対策委員会提出）

【提案理由】

1 について

近年、特殊詐欺による被害は高止まりを続けており、一向に減少しない。また、特殊詐欺が暴力団の新たな資金源となっていることは、各種白書や統計等から見て明らかと言える。

特殊詐欺の被害者としては、被害回復のため、実行犯に対して損害賠償請求を行うほか、暴力団員（組との関係においては「組員」とも言う。）の関与する事案においては、特殊詐欺が暴力団の組織ぐるみで行われたものであることを理由として、暴力団の組長等に対して、民法715条または暴対法31条の2に基づいたいわゆる組長訴訟を提起する方向性にあり、現に複数の同種の訴訟が提起されている。

そして、当該被害者が被害に遭った事件（A事件）の実行犯に暴力団員が含まれている場合において、その後、当該暴力団員の所属する暴力団の他の暴力団員が関与する別の特殊詐欺事件（B事件）が立件された場合、B事件の刑事記録は、A事件が暴力団の組織ぐるみで行われたものであることを裏付ける重

要な証拠となり得る。

この点、法第4条第1項第1号は、共犯による同種余罪の被害者に訴訟記録の閲覧又は謄写を認めているが、以下のとおり、A事件の被害者は、B事件との関係で、B事件の共犯により行われた同種余罪の被害者に当たるとも言えるのではない。

暴力団においては、強固な組織の結び付きを維持するため、組長と組員が「杯事（さかずきごと）」といわれる秘儀を通じて、親子（若中）・兄弟（舎弟）という家父長制を模した序列的な擬制的血縁関係が結ばれ、組員は、組長に対する全人格的包括的な服従統制下に置かれている。親分・子分の上下関係は、理屈を超えた絶対的なものとされ、親分の命令であれば、理非善悪を問わずこれに従うのが子分としての当然の義務であり、かつ美德であるとされ、シノギ（資金獲得行為）においても組長の指示・指導に基づいて行われる。従って、暴力団員が関与する特殊詐欺の事案においては、当該暴力団員の所属する暴力団の組長が共犯関係にある場合が大半であると考えられる。また、特殊詐欺は決して組員一人でなしえるものではなく、マニュアル、アジト、携帯電話等の通信機材等の物理的支援が所属する組または他の組員によって行われる事例も多数存在するところである。

以上のように、暴力団員の関与する特殊詐欺事案においては、組長を介して、あるいは組員同士が共犯関係に立つ蓋然性が高く、他の暴力団員の関与する特殊詐欺の被害者は、法第4条第1項第1号の言う「共犯」による同様な態様で継続的に又は反復して行われた同種の罪の犯罪行為の被害者であると言える。従って、当該被害者は、法第4条第1項第1号に基づき刑事事件の訴訟記録の閲覧又は謄写を行う余地があると考えられるがどうか。

また、検察官が犯罪被害者の権利利益の保護を積極的に推進すべき立場にあることは言うまでもないのであり、訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があった場合には、たとえ刑事事件には証拠とし提出されていないものであっても、共犯関係が分かる証拠や共犯関係を窺わせる証拠を参照して、謄写又は閲覧を許すべきである旨の意見を積極的に述べるべき立場にあると考えられるがどうか。

2 について

暴力団においては、子分が、自らが親分となって子分を持つことにより、序列的な擬制的血縁関係の連鎖が形成されて行き、多重的なピラミッド型組織が形成される。そして、山口組等の大規模な暴力団組織においては、傘下組織を含めたピラミッド型組織全体を運営していくため、頂点に位置する最上位の組長から末端構成員に至るまでを一つの組織とした上で、それを細分化した階層に区分けして、全体としての上下関係を明確にされている。更に、暴力団組織の運営方針、上層部の人事、他団体との問題処理に関しては、暴力団組織ごとに綱領や内規を定め、最高幹部会、執行部等の上部機関が検討し、その結果を最上位に位置する組長が最終的に決定するといった形で運営されている。そこで、お互いに近隣に所在する同一系統の末端の組織同士（二次組織同士や、二次組織と三次組織）が上記のピラミッド型の統制の下でいわば兄弟組織として同一の詐欺事案に関与する（共犯関係に立つ）ことも大いに考えられるところである。

このような事実関係の中で、法第4条第1項第1号に言う「共犯」には同一上部組織の傘下の異なる組織の組員が当たりえるか、また、当たりえるとして、お互いに直上の上部組織が同一である必要があるか、あるいは、それ以上の階層の上部組織の傘下にお互いがある場合も想定し得るのかを伺うものである。

議題 17-1 東京地方裁判所における退去強制令書の執行停止申立について、

- ① 平成28年及び平成29年における申立件数
- ② 收容部分について執行停止が認容された件数
- ③ 送還部分について執行停止が認容された件数
- ④ 取り下げられた件数
- ⑤ 本案判決と同時に執行停止に関する判断がなされた件数を各ご教示願いたい。

(東京弁護士会提出)

【提案理由】

近年、退去強制令書の執行停止申立を行った際に、本案の判決がされるまで執行停止決定がされない例があるとの情報が寄せられている。また、仮放免が許可されている外国人については、送還部分について重大な損害を避けるための「緊急の必要性」はないとして、送還部分の執行停止が認められなかったり、あるいは、取り下げを勧告されたりする例があるとの情報も寄せられている。

しかしながら、訴訟係属中であっても送還の執行は可能であるので、仮放免の延長が認められずに收容され、執行停止申立をする暇もなく直ちに国費送還されることも想定されることから、少なくとも何ら判断も示さないで取り下げを勧告し、あるいは本案訴訟の判決まで執行停止決定をしないというのは、仮の救済制度である執行停止制度の趣旨を没却する。

また地方裁判所が執行停止決定を判断しないことにより、法が定める上級審への即時抗告という不服申立て(救済手段)の道を事実上、奪うこととなっている。

そこで、実態を把握するため、①ないし⑤のデータをご教示願いたい。

議題 17-2 東京地方裁判所における退去強制令書発付処分の取消訴訟(無効確認訴訟)での当事者尋問・証人尋問、審理回数について、

- ① 平成28年及び平成29年における当事者尋問の申出件数
- ② 上記①に対する採用件数、却下件数
- ③ 平成28年及び平成29年における証人尋問の申出件数
- ④ 上記③に対する採用件数、却下件数
- ⑤ 平均審理回数
- ⑥ 2回で結審した件数

を各ご教示願いたい。

(東京弁護士会提出)

【提案理由】

近年、退去強制令書発付処分の取消訴訟(無効確認訴訟)において、これが、当該外国人が強制送還されるという重大な不利益を被る処分の適法性の審理であるにもかかわらず、当事者である当該外国人の供述などを直接聞かずに判決に

至っている案件が報告されている。また、当該外国人の家族などの証人の供述を直接聞かずに、判決に至ることも見受けられる。

しかしながら、強制送還によって家族が分断されたり、生活基盤を失ったりするなど、当該外国人が深刻な不利益を被ることからすれば、仮に事実関係について被告が積極的に争っていない場合であっても、当事者やその家族など証人の供述を法廷に顕出させる機会を安易に奪うべきはない。

そこで、実態を把握するため、①ないし⑥のデータをご教示願いたい。

議題 18 調査囑託に対する回答拒否をする官公署に対し、裁判所としての働きかけをしているのであれば、その事例を明らかにして頂きたい。

していないのであれば、今後、回答するように、裁判所から申し入れをすべきであると考えるが、この点に関する裁判所の見解及び検討状況について伺いたい。

(東京弁護士会提出)

【提案理由】

投資詐欺、原野商法、ネット取引等において、加害者の住所の特定が困難であることがあるが、源泉徴収票に関して税務署、労災保険に関して労基署に調査囑託をしても、守秘義務を理由に、回答を拒否されることが多い。

しかしながら、裁判所が審理に必要であるとして、調査囑託をしているのであるから、守秘義務を理由に一律に回答を拒否するのは、民事訴訟法が調査囑託の制度を認めたことと矛盾する。

特に、被告の住所の特定のための調査囑託については、原告が裁判を受ける権利を保障するために、被告の住所等を明らかにする方法を確保する必要がある。また、このことは、被告の住所が不明であるとして、公示送達により判決をされる場合と比較して、被告の手續保障にも資する。

調査囑託を受けた官公署には、回答義務があるから、裁判所は、回答を拒否している官公署に対して、回答するように積極的に働きかけを行うべきである。

そこで、調査囑託に対する回答拒否をする官公署に対し、裁判所としての働きかけをしているのであれば、その事例を明らかにして頂きたい。

また、していないのであれば、今後、回答するように、裁判所から働きかけをすべきであると考えるが、この点に関する裁判所の見解及び検討状況について伺いたい。

議題 19 口座名義人の住所等につき、金融機関への調査囑託の申立がされた場合には、金融機関から回答があることがほとんどであると言ってもかかわらず、その申立を受けた裁判所が、申立人（代理人）に対し、「この調査囑託に対して、調査囑託先が回答してくれるかどうか、事前に確認しておくように。」と対応する事例があるようだが、このような対応の是非について、裁判所の見解を伺いたい。

(東京弁護士会提出)

【提案理由】

いわゆる特殊詐欺ないし悪徳詐欺商法の被害にあい、誤振込をしてしまった者

が、振込先口座の名義人に対し、不当利得返還請求をする事案において、その前提として、口座名義人の住所等を把握すべく、当該口座開設金融機関を嘱託先とする調査嘱託の申立をしたところ、裁判官が「この調査嘱託に対して、調査嘱託先が回答してくれるかどうか、事前に確認しておくように。」と対応した事例があったということである。

しかしながら、かかる調査嘱託に対して、金融機関から回答があることがほとんどであると言ってよい。上記のような裁判官の対応に従うためには、金融機関への問合せ書面を作成送付し、回答を得るまでの時間、そのための費用、申立代理人弁護士の労力が、余計にかかることになるが、これらは、本来、無用なものであると考えられる。

そこで、調査嘱託の申立に対する上記のような対応の是非について、裁判所の見解を伺いたい。

議題 20 保管金提出書に振込口座名義人の住所を記載する欄があるが、削除して頂きたい。

(東京弁護士会提出)

【提案理由】

自己破産の予納金を提出する際に記入を求められる保管金提出者には、提出者の住所、氏名等のほか、残金返還用の振込先口座の記載を求められ、その振込先口座の表示として、口座名義人の住所（当該口座開設金融機関に口座名義人が届け出ている住所）も記載しなければならない様式となっている。

しかしながら、残金を返還する手続をする上で、返還先口座の口座名義人の住所を、裁判所が把握する必要はなく、現行の様式は、不要な作業を保管金提出者に強いるものである。

弁護士が、業務上、裁判所に保管金を提出する場合、提出者の住所は、事務所の所在地を記入するが、返還先口座として記載する預り金口座について、金融機関に届け出ている住所は、事務所所在地ではなく、自宅の住所となっていることが多いと思われる。この場合、「口座名義人の住所を記載させる」ということは、事務所所在地のほかに、職務とは無関係の弁護士の自宅住所を裁判所に明らかにしなければならないということになるが、自宅住所は、重要な個人情報であり、必要もないのに明らかにさせることを求めることは許されないと考えられる。

そこで、保管金提出書の様式を改め、振込口座名義人の住所を記載する欄を削除して頂きたい。

第5 その他諸問題

議題 21 裁判所及び検察庁における公益通報窓口設置状況について、

- ① 裁判所及び検察庁における公益通報の窓口の有無
- ② 公益通報窓口が設置されていない場合には、今後の設置予定について
- ③ 公益通報窓口が既に設置されている場合、その制度内容及び運用状況を各ご教示願いたい。

(東京弁護士会提出)

【提案理由】

東京弁護士会では、公益通報者保護法に基づき、「会務及び職務に関する法令違反行為の公益通報処理に関する規則」を作成し（別紙参照）、東京弁護士会事務局内に公益通報窓口を設置している。消費者庁における公益通報制度に関する各種ガイドラインの策定や、内閣総理大臣の諮問を受けた内閣府消費者委員会に設置された公益通報者保護専門調査会において、公益通報者保護法改正に向けた検討を再開し「中間整理」が公表する等、近時、公益通報窓口の重要性は増している。このような情勢にも鑑み、裁判所及び検察庁内の公益通報制度に関する現況を伺いたい。

議題 2 2 東京地方裁判所及び東京高等裁判所における、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）の解釈と適用に関する専門的訓練実施の有無、実施している場合はその対象者、頻度、内容を各ご教示願いたい。

（東京弁護士会提出）

【提案理由】

平成 26 年 8 月の自由権規約委員会の総括所見 C. 主要な懸念事項と勧告の 6 項において、「委員会は、締約国によって批准された条約が国内法としての効力を有していることは認められるものの、規約の下において保護される権利が裁判所で適用されたケースが限られていることに懸念を有する（第 2 条）。

委員会は、前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5, para.7）を繰り返し、締約国に対して、規約の適用と解釈が、下級審を含むすべての審級において、弁護士、裁判官及び検察官に対する専門的訓練の中に組み入れられることが確保されるよう求める。」との懸念が示されている。

外国人の在留資格や難民に関する訴訟においては、自由権規約の適用が主張される事案も少なくないが、近時においても、自由権規約に基づき保護されるべき権利について、これを直接的に適用する裁判例が極めて限定的であり、自由権規約委員会の懸念事項が十分に払拭されているとは言い難い状況にあるとの情報が寄せられている。

自由権規約委員会の懸念を速やかに払拭するためにも、法曹三者が協力して適切な専門的訓練を実施し、裁判において国際的水準に合致する自由権規約の適切な解釈・適用がなされる環境を確保する施策を取ることが重要であると考えられる。

そこで、自由権規約の適用と解釈にかかる専門的訓練の実施状況についてご教示願いたい。

議題 2 3 東京高等・地方・簡易合同庁舎におけるアスベストの飛散、エレベータシャフト内でのアスベスト検出について

- ① 同建物内のアスベストの所在の現状、及び、今後の対策に関する検討をするため、同建物内の工事等の段階でのアスベスト調査結果、工事作業日報、各種測定結果（写真を含む）、設計図面の提供
- ② 上記資料の検討や、今後の対策の検討のため、裁判所アスベスト検証対

策協議会を法曹三者で設置すること

- ③ 協議会には弁護士会の推薦する専門家をメンバーに加え、現地立ち入り調査も実施すること

について、裁判所の見解を伺いたい。

また、上記建物以外の管轄内の裁判所管理の建物についても、上記と同様に、アスベストの所在の現状、対策検討をし、順次無害化することについて、裁判所の見解を伺いたい。

(東京弁護士会提出)

【提案理由】

過去、安全と考えられて推奨されていたアスベストが裁判所に吹き付けられていることは、火災対策上致し方ないところもあるが、今や、閾値が無いとされるアスベストは、全国でも、第三者委員会などにより、徹底してリスク評価されるなどしている。これまで、平成27年の東京高等裁判所のダクトシャフトからのアスベスト飛散、平成29-30年のエレベータシャフトでのアスベスト検出については、東京三弁護士会の質問に応じて、一定の図面や報告書を提出頂いたところである。もっとも、矩計図、仕上げ表、ダクト図面、工事前のアスベスト調査結果、工事中の作業日報、工事時期以外の測定結果に関する写真つきの書類などが提出されていないため、当委員会で夏期合研などの勉強会を重ねたが、アスベストの現状について不透明な部分が残っている。これらアスベストの現状を知るに貴重な資料の提出を求め、法曹三者が長時間利用する庁舎の安全を確認したい。また、憲法上の裁判の公開のもとに、当事者のみならず傍聴人としての一般市民・児童生徒が来庁される場所の安全を厳密に確保したい。とりわけ、外国人も多く来る場所であり、世界レベルの安全確保に至急努める必要がある。そのために、まず、手元資料の十分な活用をする必要がある。

①の資料については、法曹三者でしっかりと検討する場が必要である。

とりわけ、同種資料を見慣れ、かつ、数々の現場で作業をし、業者を指導している専門家の知見が不可欠であり、アスベストによる疾病で苦しむ多くの被害者を目の当たりにした弁護士が推薦する専門家をメンバーにし、諸外国のアスベスト会議にも出席して、諸外国のレベルを熟知する彼らにより、現地立ち入り調査をすることが解決と、日本の司法制度に対する信頼を維持するために効果的である。

管内でも裁判所管轄の建物の改修解体工事が予定されて、一部は進んでいるとのことであるが、東京高裁・地裁・簡裁合同庁舎と同様な危険があるので、同合同庁舎と同じような、書類公開、協議会、専門家参加を求める。

多摩支部 26-97

2015 (平成 27) 年 3 月 20 日

最高裁判所長官 寺田 逸郎 殿

東京弁護士会多摩支部

支部長 露 木 肇 子

第一東京弁護士会多摩支部

支部長 田 中 昭 人

第二東京弁護士会多摩支部

支部長 増 田 径 子

東京地方裁判所立川支部及び東京家庭裁判所立川支部の本庁化を求める要望書

第 1 要望の趣旨

多摩地域の人口や取扱事件数に対応して多摩地域における法的サービスの充実のために東京地方裁判所立川支部及び東京家庭裁判所立川支部を本庁にすることを要望いたします。

第 2 要望の理由

平成 21 年 4 月に東京地方裁判所八王子支部と東京家庭裁判所八王子支部が立川に移転し、東京地方裁判所立川支部と東京家庭裁判所立川支部が設立されました。

立川支部が管轄する多摩地域は、30 の自治体があり、人口は 420 万人を超え、四国 4 県の人口に相当します。立川支部の取扱件数は、家庭裁判所では全国 4 位であり、民事、刑事事件においても全国で 10 番以内の取扱件数を有する超大規模支部となっています。

立川支部では、地方の本庁と同様に裁判員裁判や労働審判が行われているとともに、司法修習生が配属されている唯一の支部です。また、立川支部の建物の規模は、地方の本庁を遙かに凌ぐものです。多摩地域の司法に関して、すでに本庁と同様の責任が持たされているものと言うことができます。

しかし、支部であるために多摩地域の司法サービスを独自に検討するための人事や予算の決定権がなく、全てが霞ヶ関にある本庁の決定に委ねなければならないことは、市民に対する司法サービスの観点から、極めて問題であると言わなければならないかもしれません。また、行政事件・簡裁控訴事件の管轄がなく、地家裁委員会がないという問題もあります。

平成 21 年 9 月までに、東京都議会と多摩 30 自治体全議会において、本庁化を求める意見書が採択され、最高裁、法務省等に送付されています。

そのため、多摩地域の法的サービスの充実化に責任を負う立場である東京三弁護士会多摩支部として、地域市民の要望に応えるために、本要望を行う次第です。

以上

多摩支部 26-97

2015 (平成27) 年3月20日

法務大臣 上川 陽子 殿

東京弁護士会多摩支部

支部長 露 木 肇 子

第一東京弁護士会多摩支部

支部長 田 中 昭 人

第二東京弁護士会多摩支部

支部長 増 田 径 子

東京地方裁判所立川支部及び東京家庭裁判所立川支部の本庁化を求める要望書

第1 要望の趣旨

多摩地域の人口や取扱事件数に対応して多摩地域における法的サービスの充実のために東京地方裁判所立川支部及び東京家庭裁判所立川支部を本庁にすることを要望いたします。

第2 要望の理由

平成21年4月に東京地方裁判所八王子支部と東京家庭裁判所八王子支部が立川に移転し、東京地方裁判所立川支部と東京家庭裁判所立川支部が設立されました。

立川支部が管轄する多摩地域は、30の自治体があり、人口は420万人を超え、四国4県の人口に相当します。立川支部の取扱件数は、家庭裁判所では全国4位であり、民事、刑事事件においても全国で10番以内の取扱件数を有する超大規模支部となっています。

立川支部では、地方の本庁と同様に裁判員裁判や労働審判が行われているとともに、司法修習生が配属されている唯一の支部です。また、立川支部の建物の規模は、地方の本庁を遙かに凌ぐものです。多摩地域の司法に関して、すでに本庁と同様の責任が持たされているものと言えます。

しかし、支部であるために多摩地域の司法サービスを独自に検討するための人事や予算の決定権がなく、全てが震ヶ関にある本庁の決定に委ねなければならないことは、市民に対する司法サービスの観点から、極めて問題であると言わなければなりません。また、行政事件・簡裁控訴事件の管轄がなく、地家裁委員会がないという問題もあります。

平成21年9月までに、東京都議会と多摩30自治体全議会において、本庁化を求める意見書が採択され、最高裁、法務省等に送付されています。

そのため、多摩地域の法的サービスの充実化に責任を負う立場である東京三弁護士会多摩支部として、地域市民の要望に応えるために、本要望を行う次第です。

以上

平成30年11月5日

東京高等裁判所
総務課庶務係 御中

関東弁護士会連合会（担当事務局：■）
〒100-0013
千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階
TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

平成30年度「法曹連絡協議会」議題21添付資料のご送付

平素よりお世話になっております。

本年10月31日付で平成30年度法曹連絡協議会の議題をお届けいたしました
が、議題21の添付資料が漏れておりましたのでご送付申し上げます。

ご出席の先生方にお渡しいただきたく、お取り計らいの程よろしくお願い申し上げます。

事務局様用に1部同封させていただきます。

お忙しい折お手数をお掛けいたしまして誠に恐縮に存じますが、何卒宜しく
申し上げます。



○会務及び職務に関する法令違反行為の公益通報処理に関する規則

(平成 20 年 7 月 30 日制定)

(目的)

第 1 条 この規則は、次条第 2 項に規定する通報者から行われる、東京弁護士会（以下「本会」という。）の会務又は職務に関連して生じる法令違反行為に関する通報（以下単に「通報」という。）の適正な処理の仕組みを定めることにより、法令違反行為の早期発見と是正を図るとともに、通報者に対し、通報を行ったことを理由として解雇その他の不利益取扱いをすることを禁止し、もって、本会における法令遵守をはかることを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この規則において「勤務者」とは、雇用、嘱託（ただし、会員を除く。）、出向、派遣、業務委託その他勤務形態の如何を問わず本会に勤務する者をいう。
- 2 この規則において「通報者」とは、本会の勤務者又は本会に勤務していた者であって第 4 項に規定する通報対象事実が生じ、又は生じようとしている旨を通報する者をいう。
- 3 この規則において「会務」とは、次に掲げる活動をいう。
- (1) 本会の委員会、委員会の部会、小委員会、合同委員会、協議会その他これに準ずる会議（以下「委員会等」という。）における委員、幹事その他これに準ずる地位（以下「委員等」という。）としての活動及び委員会等が主催する講演、研修等の企画についての委員等としての活動
 - (2) 本会の法律相談センターが行う審査の活動
 - (3) 本会の紛争解決センター及び住宅紛争審査会における審査、仲裁、あっせん等の活動
- 4 この規則により通報の対象となる事実（以下「通報対象事実」という。）は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）第 2 条第 3 項の通報対象事実のうち、次に掲げるものとする。
- (1) 会員の会務上の法令違反行為
 - (2) 本会の会長、副会長、監事、常議員及び嘱託（ただし、会員に限る。）のその職務に関する法令違反行為
 - (3) 勤務者の職務上の法令違反行為

(窓口)

- 第 3 条 本会に通報の処理を担当する副会長（以下「担当副会長」という。）を置くものとし、担当副会長は、通報の処理全般の常務について統括する。
- 2 担当副会長は、通報者からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を事務局内に設置し、窓口は通報の処理全般に関する常務を行う。

(通報の方法)

第 4 条 通報窓口の利用方法は、電子メール、書面又は面会によるものとする。

(調査)

- 第 5 条 通報対象事実に関する調査は、通報を受けた担当副会長がこれを行う。ただし、担当副会長において調査の必要性がないと判断し、調査を実施しない場合には、担当副会長は、その旨及びその理由を速やかに会長に報告する。
- 2 担当副会長は、調査チームを設置することができる。

3 担当副会長は、速やかに調査を実施し、その結果を会長に報告する。

(協力義務)

第6条 勤務者は、担当副会長又は調査チームから通報対象事実の調査に協力を求められた場合には、正当な理由がない限り、これを拒絶してはならない。

(是正措置等)

第7条 調査の結果、通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることが明らかになった場合には、会長は、速やかに当該通報対象事実に対する是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(法令違反行為者に対する処置等)

第8条 調査の結果、会員による通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることが明らかになった場合には、会長は、当該会員について、必要に応じて、本会綱紀委員会に対し調査を求める等の処置を講ずることができる。

2 調査の結果、勤務者による通報対象事実が生じ、又は生じようとしていることが明らかになった場合には、会長は、当該勤務者について、必要に応じて、東京弁護士会職員就業規則に従って処分を課す等の処置を講ずることができる。

(通報者等の保護)

第9条 会長をはじめとする会員及び職員は、通報したこと又は調査に協力したことを理由として、通報者及び調査に協力した勤務者（以下「調査協力者」という。）に対して、いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 会長は、通報者が通報したこと又は調査協力者が調査に協力したことを理由として、通報者及び調査協力者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。また、通報者又は調査協力者に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（通報者又は調査協力者の上司、同僚等を含む。）があった場合には、会長は、必要に応じて、その者が会員であるときは、弁護士法及び本会会則に従って処置を講ずることができ、その者が勤務者であるときは、東京弁護士会職員就業規則に従って処分を課すことができる。

(個人情報の保護)

第10条 この規則で定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

(通知)

第11条 会長は、通報者に対して、調査結果並びに本会が講じた是正措置及び処置等について、通報対象者（その者が通報対象事実を行い、又は行おうとしているとして通報された者をいう。）のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

2 第5条第1項ただし書により調査を実施しないときは、会長は、通報者に対して、その旨及びその理由を遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行われた通報の通報者については、第9条の規定は適用しない。

(代行規定)

第13条 会長が当事者又は関係者である事案については、この規則で定める会長の権限は、会則第45条第3項に規定する順序により副会長がこれを代行する。

2 担当副会長が当事者又は関係者である事実については、この規則で定める担当副会長の権限は、他の副会長が、前項に規定する順序により、最も先順位の者から、これを代行する。

(細則)

第14条 この規則を実施する上で必要な事項については、細則で定めることができる。

附 則

この規則は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示した日（平成20年8月20日）から施行する。

F A X 送信票

送信先：東京高等裁判所総務課庶務係 伊藤様



関東弁護士会連合会
Kanto Federation of Bar Associations

送信元：関東弁護士会連合会 (担当 XXXXXXXXXX)

TEL: 03-3581-3838 / FAX: 03-3581-0223

E.mail: XXXXXXXXXX

送信日 2018年12月3日

送信枚数 6 枚 (本票含む)

件名：平成30年度法曹連絡協議会について (名簿、席図送信の件)

日頃より、お世話になっております。

さて、先ほどお問い合わせいただきました標記の件につきまして、出席者名簿、席図をお送りいたしますので、ご査収、ご確認ください。

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ下さい。
どうぞよろしく願い申し上げます。

平成30年度 法曹連絡協議会
出席者名簿

1. 裁判所

東京高等裁判所

長	官	林	道	晴	殿
民事部代表常置委員		大	段	亨	殿
刑事部代表常置委員		青	柳	勤	殿
事務局 長		吉	崎	佳 弥	殿

知的財産高等裁判所

所	長	高	部	眞規子	殿
---	---	---	---	-----	---

東京地方裁判所

所	長	安	浪	亮	介	殿
民事部 所長 代行		渡	部	勇	次	殿
民事部 所長 代行		後	藤		健	殿
刑事部 所長 代行		伊	藤	雅	人	殿
刑事部 所長 代行		島	田		一	殿
所 長 代 行		本	間	健	裕	殿

東京家庭裁判所

所	長	甲	斐	哲	彦	殿
家事部 所長 代行		水	野	有	子	殿
少年部 所長 代行		園	原	敏	彦	殿

2. 検察庁

東京高等検察庁

検	事	長	八	木	宏	幸	殿
次	席	検	山	上	秀	明	殿

東京地方検察庁

検	事	正	甲	斐	行	夫	殿
次	席	検	久	木	元	伸	殿

3. 弁護士会関係

① 関東弁護士会連合会

理事長	三宅弘	(第二東京)	副理事長	栗林勉	(東京)
常務理事	安井規雄	(東京)	常務理事	海野浩之	(東京)
"	三森敏明	(東京)	"	入澤久	(東京)
"	若林茂雄	(第一東京)	"	上柳敏郎	(第一東京)
"	川口里香	(第一東京)	"	笠井直人	(第二東京)
"	中野明安	(第二東京)	"	桑村竹則	(第二東京)
"	芳野直子	(神奈川県)	"	拝師徳彦	(千葉県)
"	星野学	(茨城県)	"	増子孝徳	(栃木県)
"	佐々木弘道	(群馬)	"	大多和暁	(静岡県)
"	甲光俊一	(山梨県)	"	高橋聖明	(長野県)
"	金子肇	(長野県)	"	小泉一樹	(新潟県)
理事	豊島健司	(神奈川県)	理事	小寺智子	(埼玉)
"	広山相徳	(千葉県)	"	貝塚聡	(茨城県)
"	山田実	(栃木県)	"	田島敏之	(群馬)
"	小宮山克己	(静岡県)	"	吉澤宏治	(山梨県)
"	山崎勝巳	(長野県)	"	大田陸介	(新潟県)

② 管内弁護士会

東京弁護士会

会長	安井規雄	副会長	石黒美幸
副会長	海野浩之	"	坂口美禎
"	石原俊也	"	市川充
"	道あゆみ		

第一東京弁護士会

会長	若林茂雄	副会長	大川康平
副会長	川口里香	"	大奥原玲子
"	大毅男	"	矢野領
"	中西哲男		

第二東京弁護士会

会長	笠井直人	副会長	横松昌典
副会長	桑村竹則	"	上田正和
"	福島正義	"	古屋有実子
"	吉岡祥子		

神奈川県弁護士会

会長 芳野直子
副会長 村松剛次
" 池本康次

副会長 豊島健司
" 西本 晔

埼玉弁護士会

副会長 小寺智子
" 小吉村 総一
" 瀬戸 一哉

副会長 松苗弘幸
" 官 崎 裕 悟

千葉県弁護士会

会長 拝師徳彦
副会長 並木 優之
" 鈴木 勝之

副会長 広山相徳
" 大中石 聡子
" 中 村 恒 平

茨城県弁護士会

会長 星野学
副会長 石田拓 朗
" 貝 塚 聡

副会長 武藤英一郎
" 瀧 塚 祐 之

栃木県弁護士会

会長 増子孝徳
副会長 石井裕一
" 南 里 昌 裕

副会長 山田実子
" 根 本 智

群馬弁護士会

会長 佐々木弘道
副会長 石渡啓介
" 青木 一 郎

副会長 田島敏之
" 土 坂 和 也

静岡県弁護士会

会長 大多和 晔
副会長 増田英行
" 美 和 繁 男

副会長 小宮山克己
" 薮 岡 寿 治

山梨県弁護士会

会長 甲光俊一
副会長 田中 悟 史

副会長 吉澤宏治
" 關 野 文 士

長野県弁護士会

会長 金子 肇
副会長 久田 道人
" 今井 智恵

副会長 山崎 勝巳
" 唐澤 佳秀

新潟県弁護士会

会長 小泉 一樹
副会長 山田 晶久
" 二宮 淳悟

副会長 大田 陸介
" 伊原 真千子

③ 関東弁護士会連合会委員会代表者

地域司法充実推進委員会

副委員長 大谷 豊 (神奈川県)

"

委員 原 崇人 (千葉県)

民事介入暴力対策委員会

委員長 吉澤 俊一 (埼玉)

"

委員 中野 頼房 (第二東京)

"

委員 井筒 大介 (第二東京)

弁護士偏在問題対策委員会

委員長 大井 基弘 (長野県)

"

副委員長 千葉 真理子 (茨城県)

消費者問題対策委員会

委員長 金木 千恵 (第一東京)

"

副委員長 白井 晶子 (第二東京)

男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会

委員長 下門 優枝 (第一東京)

"

副委員長 佐藤 正知 (神奈川県)

災害対策協議会PT

座長 中野 明安 (第二東京)

平成30年度法曹連絡協議会議題回答案

平成30年12月4日(火)

法曹会館2階(高砂)

平成30年度法曹連絡協議会 回答者一覧

議 題	回 答 者
1	東京高等裁判所事務局長
2	東京高等裁判所事務局長
3	東京高等裁判所事務局長
4	東京高等裁判所事務局長
5	東京高等裁判所事務局長
6	東京高等裁判所事務局長
7	東京高等裁判所事務局長
8	東京高等裁判所事務局長
9	東京高等裁判所事務局長
10	東京高等裁判所事務局長
11	東京高等裁判所事務局長
12	東京高等裁判所事務局長
13	東京高等裁判所事務局長
14	東京高等裁判所事務局長
15	東京地方裁判所民事部所長代行
16	東京地方裁判所刑事部所長代行
17	東京地方裁判所民事部所長代行
18	東京地方裁判所民事部所長代行
19	東京地方裁判所民事部所長代行
20	東京高等裁判所事務局長
21	東京高等裁判所事務局長
22	東京高等裁判所事務局長
23	東京高等裁判所事務局長

的な取り組みが困難なことも想定される（大阪高裁管内では各裁判所の期日取り消しの広報・連絡体制にばらつきがあったと伺っている。）。そこで、東京高裁管内という広域的な災害対応（裁判業務の期日取り消し等の統一的対応、移送等の方針検討等）を検討するため、年に1度の頻度（できれば年度初め）で協議会を開催することを当連合会が東京高裁、東京高検に呼びかけた場合、これに応じて参加いただけるか。また、裁判所、検察庁側から同様の提案をされる意向はあるか。

（関弁連災害対策協議会PT提出）

【回答案】

1-(1), (2)について

公式照会・確認は行っていないが、事実上当日の実情について概括的に情報を得ています。例えば、大阪の発災の際に職員の出勤がままならない中で、どのように対応したかなどについてであります。

1-(3)について

当庁における対応の参考となる事項について、今後、必要に応じて個別に確認することは考えられます。

3について

裁判所として、協議会に参加することは差し支えないが、裁判の事件処理は、個々の裁判体の判断事項であることに加え、管内各庁はそれぞれの庁で定めた業務継続計画に基づいて対応を行うこと、各庁の被害状況や程度を一律に想定することは、地域性の違いも考慮すると、困難であることに照らすと、何らかの統一的な対応をあらかじめ決めておくことが容易ではないことはご理解いただきたいと存じます。

一方で、大規模災害に備えて、地家裁管内単位で裁判所、検察庁、弁護士会、法テラスにおいて情報交換を行い、連携を構築しておく必要性は高いと考えており、高裁としても事務打合せ等において、管内各庁にも伝えているところです。

議題2 東京高裁管内の裁判所及び検察庁における男女共同参画の具体的取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等をご教示いただきたい。

(関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会提出)

【回答案】

裁判所では、国全体の積極的な取組として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により数値目標の設定を含む特定事業主行動計画の策定が義務付けられたことに伴い、裁判所特定事業主行動計画を策定・公表しています。裁判所においては女性の採用比率が5割を超え、全職員に占める女性割合が増加しつつあることもあり、今後、組織活力を維持・向上するためには、女性の活躍の推進に取り組み、多様な人材を活かす方策を進めることが不可欠であると考えており、そのためには行動計画に基づく取組を進めていく必要があると考えています。

具体的な取組状況については、行動計画に基づいて定期的に公表しているところですが、大きく、①採用 ②登用 ③長時間勤務の是正等男女双方の働き方改革 ④家事・子育てや介護をしながら活躍できる職場環境の整備に分けて御説明します。

まず「採用」については、裁判官についてはこれまでも男女を問わず裁判官として相応しい者についてできる限り任官してもらいたいと考えており、実際、そのようなものが判事補に採用されてきております。また、一般職についても、男女の偏りなく、募集パンフレットへの掲載や業務説明会等への派遣を行うなど、きめ細やかな実効性のある広報活動等を推進しています。

続いて「登用」については、裁判官については登用という概念が馴染みにくいですが、一般職については、女性職員の職域拡大、計画的な育成等のために、研修や試験の実施に当たって、育児等の家庭事情を抱える女性職員等も参加又は受験しやすいよう配慮をしたり、幹部職員から、各種研修や事務打合せ等の機会を通じ、裁判官及び管理職員を始めとする全ての職員に対し、女性職員の活躍に向けた取組の重要性等について意識啓発を行っています。さらに、採用間もないころから継続的に、各種研修等において、先輩職員の活躍状況や経験談等を紹介する機会を設けたりしています。

次に「長時間勤務の是正等男女双方の働き方改革」としては、各職場が実情に応じて、ワーク・ライフ・バランスに関するDVDの上映会の開催を行ったほか、職場ミーティング等を行うなどしたり、職場の実情に応じた事務の簡素化・合理化に取り組むなど、働き方改革に向けた各種取組を推進しています。また、フレックスタイム制等の制度について、研修等の機会に管理職員や人事担当者の理解を深めたり、ハンドブックを整備したりすることで職員への周知を図るなど、育児や介護の事情により時間制約のある職員が、その状況に応じて柔軟な働き方ができるよう職場環境の整備に努めています。

最後に「家事・子育てや介護をしながら活躍できる職場環境の整備」としては、策定した「チャイルドプラン」を活用し、育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得を促進したり、裁判官・職員に向けて、両立支援制

度に関するハンドブックを、改定ないし新規に整備し、管理職員等を通じて各制度の周知及び利用を促すよう態勢を整えています。また、育児休業中に職務関連情報を提供したり、復帰時に研修等を実施するなど、育児休業を取得した裁判官・職員の円滑な復帰に向けたフォローアップ態勢の充実に努めています。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、裁判所全体の目標であり、東京高裁及びその管内においてもこれに資する取組を行ってきたところではありますが、今後も継続的に、更にきめ細やかな取組を行っていく必要があると考えています。



議題3 民事・家事調停官制度の拡充について

(栃木県弁護士会提出)

【回答案】

民事調停官及び家事調停官制度については、提案理由にあるとおりの目的から創設され、その目的を踏まえ、徐々に導入庁を拡大してきたところで

す。

「民事調停官及び家事調停官の勤務する裁判所は、最高裁判所が指定する。」(民事調停官及び家事調停官規則第2条)と規定されており、どの庁にどれだけの調停官を配置するかについては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて、全国的な見地から、最高裁判所において決定しています。東京高裁としては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等に目配りをし、適時に最高裁に情報提供するよう努めておりますが、最高裁の検討状況について、回答すべき立場にないことは御理解ください。

今後も、これまで同様、各地家裁とともに、各庁の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、最高裁に適切に情報提供をしていきたいと考えております。

議題 4 地域司法の充実の観点から、いわゆる支部問題がこのIT化の実現にどのような影響を及ぼすのかについて

(神奈川県弁護士会提出)

【回答案】

民事訴訟手続のIT化については、内閣官房に設置された「裁判手続等のIT化検討会」により、本年春にその検討結果が取りまとめられ公表されて以降、7月には商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」が立ち上げられ、同研究会には最高裁も関係省庁として参加しています。現在、裁判所としては、本研究会における議論等を踏まえてIT化への検討を進めているところではありますが、当面の間は、各庁に設置されたIT化について検討を行う検討体（PT）を中心として、ウェブ会議の利用による争点整理など、現行法の枠組みの中で可能な方策を検討しつつ、法整備に向けた検討に対応していく予定であります。

また、今後において、IT化が進展したとしても地域に対して充実した司法サービスを提供する必要性はなお高いものがあると認識しており、今後においてもそのような観点を踏まえた検討が行われていくものと考えています。

現在、弁護士会にはウェブ会議を活用した模擬裁判の実施などにつき御協力をいただいているところでありますが、裁判所が民事訴訟手続のIT化を具体的に実現していくに当たっては、弁護士会の協力は必要不可欠なものと考えています。これまでの御協力に感謝するとともに引き続き御協力をお願いします。

議題5 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の早期実施を要望していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

【回答案】

昨年もお答えしましたが、支部において労働審判事件を取り扱うかどうかについては、当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しや、地裁本庁への移動に要する時間等の利便性を基本としつつ、各庁の労働審判事件の運用状況や事件処理態勢、労働審判員の安定的な確保を含めた地域的な事情も総合的に勘案して、最終的には各地方裁判所において、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条1項の規定に基づく裁判官会議の議決により定めているものです。また、これらの判断や態勢整備をするには、全国的な状況を踏まえる必要があることから、上級庁においても検討がされるべきものです。

お尋ねの静岡地裁沼津支部については、先ほど述べた考慮要素を総合的に検討した結果、平成29年4月以降これまでの間、取扱庁とはされなかったものと理解しています。

なお、労働審判事件を支部で取り扱うかは、各庁の労働審判事件の運用状況等によるところですので、東京高裁としては、これまで同様、各庁の運用状況を注視し、上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えています。

議題 6-1 静岡家庭裁判所島田出張所に常駐の裁判官及び調査官を配置していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

【回答案】

【総論】

裁判官の配置については、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて、全国的な見地から、最高裁において適切に行われていると認識しています。

また、家庭裁判所調査官の配置についても、業務量に見合った適正な人の

配置の在り方を全国的な視点で考えていく必要があります。家庭裁判所調査官が関与する事件の事件数が少ない裁判所においては、近隣の庁に配置されている家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当する態勢を執っているところではあります。

【裁判官】

島田出張所においては、裁判官については、1名の裁判官が週4日出向いて執務を行う態勢を執っています。裁判官のてん補態勢については、平成27年までは週3日であったところ、平成28年から週4日執務を行う態勢へと充実が図られております。

【調査官】

家庭裁判所調査官については、静岡家裁本庁の家庭裁判所調査官が週3日（水・木・金）必ずてん補しており、期日立会の必要に応じて、最大3名の家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当する態勢を執っています。また、事件処理の必要に応じて週4日てん補することもあります。

東京高裁としては、引き続き静岡家裁とともに、事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供していきたいと考えており、今後も、これまで同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向け、必要に応じた執務態勢の整備に取り組んでいきたいと考えています。

議題 6-2 長野家庭裁判所佐久支部に、常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂きたい。

(長野県弁護士会提出)

【回答案】

(先程も申し上げたとおり,) 家庭裁判所調査官の配置については、業務量に見合った適正な人の配置の在り方を全国的な視点で考えていく必要があります。家庭裁判所調査官が関与する事件の事件数が少ない裁判所においては、近隣の庁に配置されている家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当する態勢をとっているところです。

長野家裁佐久支部においては、少年事件を取り扱っておらず、また、上田支部からの交通の便がよいため、家事事件で調査が必要な事件については、上田支部の家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当しています。佐久支部における調停期日は週2回(水・金)としているところ、ほぼ両日とも、最低でも1名の上田支部の家庭裁判所調査官がてん補して事件を担当する態勢を執っています。また、事件処理の必要に応じて週2日以上てん補することもあります。

なお、長野県内に配置されている家庭裁判所調査官の数は、長野家裁本庁が6人、上田支部が5人、松本支部が4人、諏訪支部が1人、飯田支部が2人、伊那支部が2人です。

東京高裁としては、引き続き長野家裁とともに、事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供していきたいと考えております。

**議題 6-3 長野家庭裁判所佐久支部において、少年審判を取り扱って頂きたい。
(長野県弁護士会提出)**

【回答案】

支部において少年保護事件を取り扱うかどうかは、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則 3 条に基づき、当該支部の管轄区域の事件動向や諸事情などを勘案して、家庭裁判所の裁判官会議において定められるものであり、また、全国的な状況を踏まえる必要もあることから、上級庁においても検討がされるべき事柄です。

上田支部において、本庁の新受事件数を上回る年があること、佐久支部の管轄地域が広大であり、地域によっては上田支部に赴くのに相当の時間を要することは承知しておりますが、支部において少年事件を取扱うかどうかは、事件数や交通事情のみで定まるものではなく、前記事情を総合的に勘案して定められているものであり、そうした事情を考慮して、同支部において、少年事件は取り扱わないこととしていると承知しています。

昨年度も同様の協議問題が提出され、その結果については、最高裁に対しても情報提供しているところであり、裁判所としても、適正迅速な裁判の実現のため、審理の充実を図ることは重要であると考えていることから、引き続き、態勢面や運用面を含めて不断の検討、努力を続けていきたいと考えております。

議題6-4 (さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐)

東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、それ以上の具体的な見解については、回答をいただいている。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

- (1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。
- (2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、どのような情報を提供しているのか、(各地方・家庭裁判所ごとに) 回答を伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか(各地方・家庭裁判所ごとに)を伺いたい。

見解を述べている場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに) 内容とその理由を伺いたい。

見解を述べていない場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに) その理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

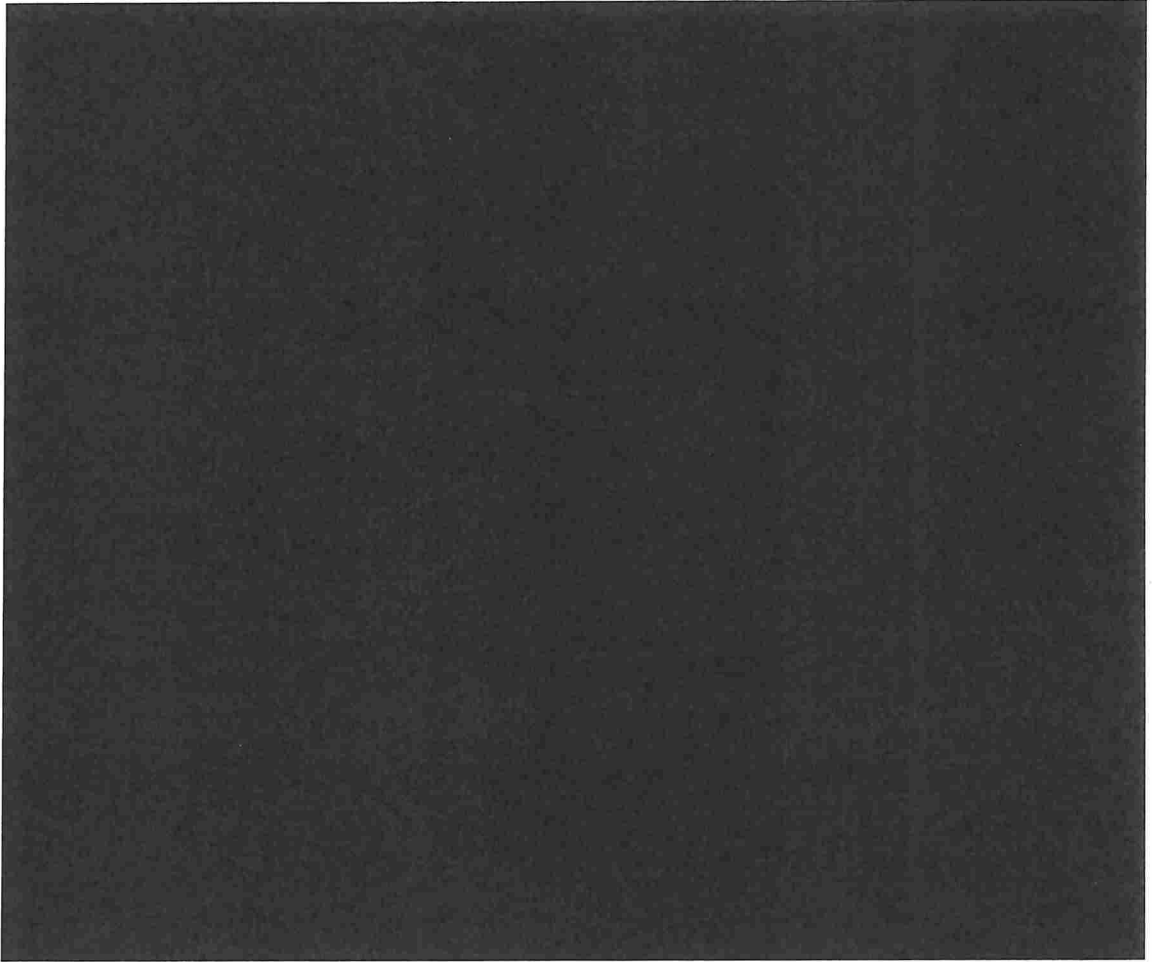
【回答案】

裁判所法31条2項には「最高裁判所は、…支部に勤務する裁判官を定める。」と規定されており、どの支部にどれだけの裁判官を配置するかについては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて、全国的な見地から、最高裁判所において決定しています。東京高裁としては、各庁の事件数の動向や事件処理状況等に目配りをし、適時に最高裁に情報提供するよう努めておりますが、最高裁及び地家裁の各見解や検討状況について、回答すべき立場にないことは御理解ください。

なお、上記の事件状況等を踏まえ、静岡地家裁掛川支部においては平成30年度から常駐の裁判官1名が執務を行う態勢に変更になりました。

今後も、これまで同様、各地家裁とともに、各支部の事件処理状況等にき

め細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供をしていきたいと考えております。



議題7（千葉県における地方裁判所及び家庭裁判所支部の新設）

市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域に地方裁判所と家庭裁判所支部を新設するとともに、特に家庭裁判所の増員について以下の質問に御回答いただきたい。

市川簡易裁判所での裁判官数は3名とのことであるが、かかる裁判官数において、係属事件の遅滞ない処理がされているか。

千葉家庭裁判所市川出張所の裁判官の填補の状況は、一日平均何名か。家庭裁判所調査官は、常駐しているか。現在の事件処理状況に遅滞等の支障はないか。

今後、裁判官の増員の予定はあるか。増員の基礎情報として、東京高等裁判所は、最高裁判所に市川簡易裁判所、千葉家庭裁判所市川出張所の事件処理状況をいかなる頻度、内容により情報提供しているか。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【回答案】

市川簡易裁判所においては、現在の事件処理に特段の支障は生じていないと認識しています。

また、千葉家庭裁判所市川出張所においては、事件動向等を踏まえて、現在は常時2名の裁判官が執務を行うのに加え、本庁の裁判官が週2回てん補して執務を行う態勢を執っています。また、家庭裁判所調査官については、常時執務を行う調査官を本年4月に5名から6名に増加させ、事件処理態勢の充実を図っております。このような態勢となっていることから、現在の事件処理に特段の支障は生じていないと認識しています。

裁判官の増員については、各庁の事件数の動向や事件処理状況等を踏まえて、全国的な見地から、最高裁において適切に行われていると認識しています。東京高裁としては、市川簡裁及び千葉家庭裁判所市川出張所の事件処理状況等に関する統計数値等を、随時最高裁に情報提供しています。

今後も、これまで同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向け、必要に応じた執務態勢の整備に取り組んでいきたいと考えています。

議題 8-1-1 藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設について

(神奈川県弁護士会提出)

議題 8-1-2 (神奈川県における家庭裁判所出張所の新設)

神奈川県弁護士会は2013年、「神奈川司法計画2013」において、神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

昨年度の東京高等裁判所事務局長の御回答において、かかる要望を最高裁判所に伝えるとの見解が示されたが、いつ、どのような形式において、東京高等裁判所より最高裁判所に要望が伝えられたか御教示いただきたい。

また、東京高等裁判所は、藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所における家事事件の需要についての調査を実施する意向はあるのか御教示いただきたい。

さらに、藤沢、厚木、平塚の調停協会が行っている無料相談会における家事事件の相談が全体に占めている割合の過去5年間の推移について、東京高等裁判所は、調査する意向があるか御教示いただきたい。

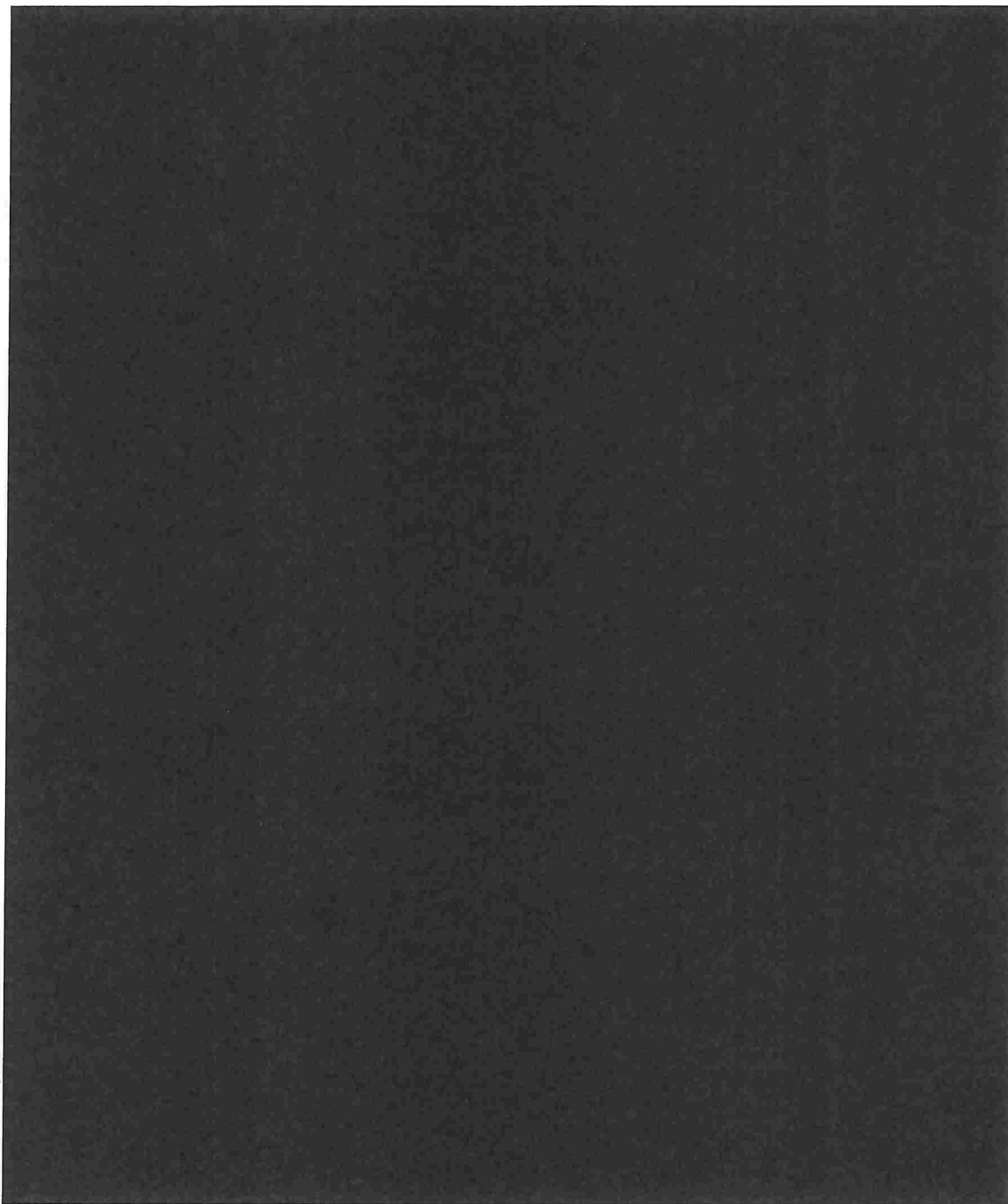
(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【8-1-1及び8-1-2回答案】

この議題については、従前から出題されており、提案理由にあるとおり、管内人口や成年後見事件等の事件数が全国的には増加傾向にあるという点については、東京高裁としても十分に認識しているところであり、今後もこれまで同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向け、必要に応じた執務態勢の整備に取り組んでいきたいと考えています。

家庭裁判所出張所の設置は、最高裁判所規則（家庭裁判所出張所設置規則1条）により定められるものであり、最高裁において、検討されるべき問題であることから、関東弁護士会連合会及び神奈川県弁護士会からこのような意見があったということは、昨年度も本協議会開催の頃に最高裁に伝えましたが、今年度も改めて最高裁に伝えます。

藤沢、厚木、平塚の各簡裁における家事事件の需要については、家庭内で紛争があるかどうか、あるとしたらどのような解決方法を望むかはそれぞれであり、家庭裁判所における解決に限られないため、裁判所が調査することは困難であると考えています。したがって、現時点では調査の予定はありません。また、藤沢、厚木及び平塚の調停協会が行っている調停相談会において、家事事件関連の相談が全体に占めている割合の過去5年間の推移について、調査の予定はありません。



人口推移（神奈川県ホームページより）

	H30.10	H20 比	H25.10	H20 比	H20.10
全県	9,179,835	102.5	9,081,742	101.4	8,956,804
厚木市	225,204	99.5	224,954	99.4	226,419
平塚市	258,004	98.9	258,252	99.0	260,768
藤沢市	431,286	106.4	418,269	103.2	405,243

議題 8-2 (家庭裁判所出張所における出張事件処理について)

新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所にて、出張事件処理を行いつつある。

昨年度、裁判所の見解を伺ったところ、出張審判や出張調停を行うか否かという点は裁判官又は調停委員会の判断によるものであること、その判断基準はこの場で回答する性質のものではないとの回答をいただいているが、それ以上の裁判所の具体的な見解については、回答をいただいている。

そこで、改めて、裁判所は、出張事件処理について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、具体的に、いつまでに、どのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。

また、上記新潟家庭裁判所各出張所、前橋家庭裁判所中之条出張所、長野家庭裁判所木曾福島出張所、同大町出張所、同飯山出張所において平成29年度及び平成30年度(集計されているところまで)の各出張事件処理が行われた件数について、(各出張所ごとに)伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【回答案】

昨年もお答えしましたが、家庭裁判所出張所設置規則第2条には、「各家庭裁判所において取り扱う事務を一部に限ることができる」旨規定されており、新潟家裁は、ご指摘の各出張所について、家事事件の受付及び裁判官又は調停委員会の判断により出張審判又は出張調停の事務を取り扱うこととしています。出張審判や出張調停を行うか否かは、裁判官又は調停委員会の判断によるものであり、その判断基準はお答えできる性質のものではありませんが、一般的には、事案の性質や当事者の意向等を考慮していると思われま

す。また、お尋ねの出張所の事件処理件数は次のとおりです(以下の各出張所の事件処理数を回答)。なお、いずれも司法年度を基準とした各庁の自庁統計であり、平成30年は1月から10月までの数値となります。

東京高裁としては、今後とも、各出張所の実情や管轄する地域の状況の変化等に注視していきたいと考えています。

【新潟家裁分】

村上出張所 平成30年1件、柏崎出張所 平成30年1件、糸魚川出張所 平成29年2件

その余はいずれも出張事件処理なし。

【前橋家裁分】

中之条出張所 平成29年4件、平成30年2件

【長野家裁分】

飯山出張所 平成29年4件、平成30年1件、大町出張所 平成29年72件、平成30年44件、木曾福島出張所 平成29年25件、平成30年14件

議題 8-3 地域司法サービスの充実化の観点から、地域に密着した裁判所である簡易裁判所に家裁の出張所を併設する等して、家事調停を現在の簡裁の施設を利用して実施できるようにすることについて、裁判所の見解と検討状況を伺いたい（特に、家裁立川支部においては、町田簡裁の所在場所での家事調停を実現されたい）。

（東京弁護士会提出）

【回答案】

従前から申し上げているとおり、家裁出張所の設置は、最高裁判所規則（家庭裁判所出張所設置規則1条）により定められるものであり、最高裁において検討されるべき問題であることから、最高裁の見解や検討状況を回答すべき立場にないことをご理解ください。東京弁護士会からこのような意見があったということは、改めて最高裁に伝えます。



議題 8-4 家庭裁判所出張所における出張調停の実施促進と成年後見制度の利用の促進に関する法律制定にともなう出張所機能のさらなる拡充について

（新潟県弁護士会提出）

【回答案】

成年後見制度の利用促進については、ご指摘のとおり、平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことから、裁判所としても、最高裁を中心に、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援

の地域連携ネットワーク作り, ③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図ることを3本の大きな柱として, 様々な観点から, 関係機関, 自治体及び関係団体との間で協議等を行っているところであります。お尋ねの成年後見制度の利用の促進のために各家庭裁判所出張所の機能の拡充がどの程度必要であるか等についても, 各家裁において, 関係自治体や関係団体との間で協議等がなされていくものと考えています。東京高裁としては, こうした各家裁と関係自治体や関係団体との協議の状況等を踏まえ, 態勢整備に必要な検討事項等があれば, それらについて検討をしていくとともに, 上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えています。

なお, 先ほどお答えしたとおり, 各出張所においてどのような事務を取り扱うかは各家裁において決められ, また, 具体的な事件については, 出張調停をどのように行うかについては, 裁判官又は調停委員会の判断によるものであり, 東京高裁として, その判断基準等はお答えできる性質のものではないということ, ご理解願います。

議題 9-1 成年後見制度の利用の促進に関する法律制定に伴う体制強化について、特に中核機関の設置が難航すると思われる司法過疎地などにおいては、個別具体的な取り組みが必要になってくると思われるが、どのような体制作りをしているか。また、今後、同法の趣旨を実現するためにどのような方策を検討しているか、ご教示頂きたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【回答案】

成年後見制度の利用促進については、裁判所としても、最高裁を中心に、①利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワーク作り、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図ることを3本の柱として、様々な観点から、関係機関、自治体及び関係団体との間で協議等を行っているところであります。お尋ねの司法過疎地などにおける利用促進については、個別具体的な取組を行っていくことが重要であり、今後も引き続き、中核機関の設置・機能充実に向けて各家庭裁判所と自治体との間で具体的にどのように連携を強化していくかなど、利用促進に向けた体制強化等について、各家裁と関係自治体や関係団体等の間で協議がされていくものと考えています。東京高裁としては、こうした各家裁と関係自治体や関係団体との協議の状況等を踏まえ、態勢整備に必要な検討事項等があれば、それらについて検討をしていくとともに、上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えています。

議題 9-2 東京高等裁判所管内の成年後見、保佐、補助の過去5年間の申立につき、各自治体ごとの申立件数及び、後見人等に選任された者の属性(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他の専門職、親族、市民後見人、その他)ごとの人数について御教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【回答案】

東京高裁では、「成年後見、保佐、補助の申立についての、自治体ごとの申立件数及び後見人等に選任された者の属性(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他の専門職、親族、市民後見人、その他)ごとの人数についての統計」をとっていないので、お答えすることはできません。なお、各家裁においては、各自治体からの要請等に応じる形で、自庁統計等を基に、可能な範囲で、要請内容に応じた統計に関する資料を作成し、情報提供している場合があると聞いています。

議題 10-1 横浜地方裁判所相模原支部における合議事件の取り扱いについて
(神奈川県弁護士会提出)

議題 10-2 (横浜地方裁判所相模原支部)

横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、横浜地方裁判所横須賀支部との対比において、管轄人口、新受件数、裁判官数、本庁からの距離・時間などの具体的な観点から、伺いたい。

また、今後、合議事件を取り扱うことへどのような対応をすればよいか御教授いただきたい。

なお、昨年まで横浜地方裁判所相模原支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいていると思われるが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

(関連地域司法充実推進委員会提出)

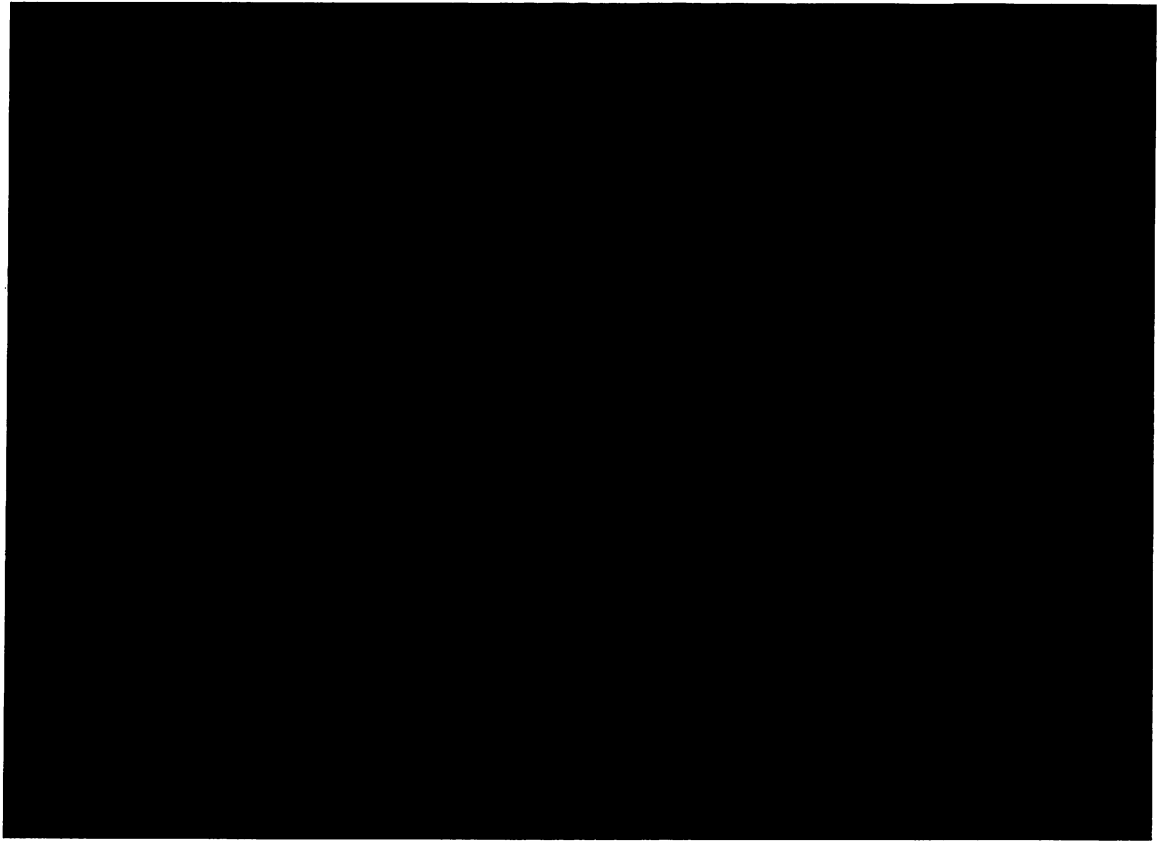
【10-1及び10-2回答案】

この議題についても、例年出題していただいているところですが、合議事件を地方裁判所の支部で取り扱うかどうかは、最高裁判所規則(地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条)に基づき、当該支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案して、各地家裁が決定するものであり、また、全国的な状況を踏まえる必要もあることから、上級庁においても検討がされるべき事柄です。

ご指摘の横須賀支部で合議制を導入しているのに、相模原支部で導入していないことの原因については、横須賀支部を合議取扱支部とした経緯については承知していませんが、さきに述べたとおり横浜地家裁においては相模原支部の事件の係属状況や最寄りの合議取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案した上で、相模原支部では合議事件を取り扱わないこととしているものと承知しております。

本件については、最高裁や横浜地家裁に対して、各種協議会や事務打合せの場などで伝えているところですが、本件に関する最高裁や横浜地裁の具体的な検討状況については、把握しておりません。

今回も御要望があったことは、最高裁及び横浜地裁に改めて伝えたいと考えております。裁判所としても、適正迅速な裁判の実現のため審理の充実を図ることは重要であると考えており、今後とも、態勢面や運用面を含めて不断の検討、努力を続けていきたいと考えております。



議題 11-1 (東京地方裁判所・家庭裁判所立川支部の本庁化)

東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部を独立した地方裁判所・家庭裁判所本庁とするのが妥当と考えている。

裁判所の議論及び取り組み状況について、東京高等裁判所の回答は、従前、概ね、裁判所の本庁の設置は立法政策の問題であること、裁判所としては政府や国会の検討の中で意見を述べていく性質のものであると承知していること、最高裁判所には意見があったことを伝えるというものであった。

そこで、本年においても、同様の出題を継続し、以下のとおり、質問する。

- (1) 最高裁判所が政府や国会の検討の場で述べている意見の内容やその理由、それに対する政府や国会の意見の内容やその理由などについて、具体的にどのように検討され、どのような議論がされてきたか、その内容を伺いたい。
- (2) 最高裁判所に対し、当連合会からの意見をどのような形で、どのように伝えているか伺いたい。

当連合会の意見に対する最高裁判所の具体的な見解、そのような見解をとっている理由をもう少し具体的に伺いたい。

伝えていないとしたら、伝えていない理由を伺いたい。

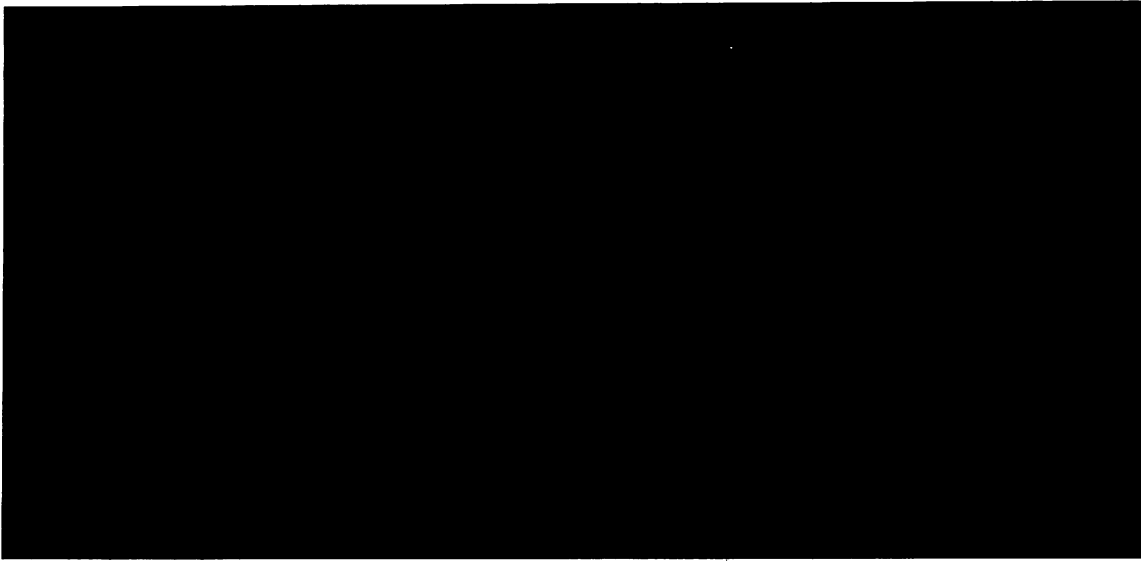
(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【回答案】

地方裁判所、家庭裁判所支部の本庁化は、立法政策の問題であり、政府・国会において、最高裁から意見を述べていく性質の問題であることから、政府や国会の検討の場での議論の具体的な内容については、お答えする立場にはありません。

また、最高裁には、各種協議会や事務打合わせの場などで、関東弁護士会連合会からの意見を伝えていますが、最高裁の具体的な見解をお答えする立場にはないことを御理解願います。

関東弁護士会連合会から、このような意見があったということは、今回も、最高裁に伝えます。



議題 1 1-2 東京地裁立川支部において、行政事件の取り扱いが出来るように、規則、法改正をすることについて裁判所の見解と検討状況について伺いたい。

(東京弁護士会提出)

【回答案】

東京地裁立川支部は、管轄地域が広く、事件数も多い点は承知しているところで
す。一方で、行政事件については、最高裁規則(地方裁判所及び家庭裁判所支部
設置規則(1条2項))により、支部で取り扱われないうこととされており、最高裁におい
て検討されるべき問題であるため、東京弁護士会から、東京地裁立川支部で行政事
件を取り扱うべきであるという意見があったということは、最高裁に伝えます。

この点に関する最高裁の見解や検討状況を回答すべき立場にないことはご理解く
ださい。

議題 12-1 静岡家庭裁判所島田出張所の庁舎につき、待合室の拡張、当事者の鉢合わせを回避するための待合室設置場所の工夫を含めた庁舎の拡張、エレベーターの設置を含むバリアフリー化及び駐車場の設置拡大等物的設備の拡充を行うことを要望していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

【回答案】

当事者同士が直接顔を合わせることに問題があるなど、裁判所側で特段の配慮が必要になると考えられるような場合においては、必要に応じて、呼出時間の調整や待合室を棟によって分離したり、待合室の階を変えたりするなどの措置を講じているところですが、限られた庁舎スペースにおいて、待合室を直ちに拡張することや、限られた庁舎敷地において、駐車場を直ちに増設することが難しいということは御理解いただきたいと思います。

なお、本庁舎にはエレベーターは設置されていませんが、高齢者や障害者等の方が当事者等になっている場合は、1階で事件処理が可能となるよう、庁舎1階に法廷、調停室等を整備しているところであり、これらの方が円滑に施設を利用できるよう、今後も十分な配慮をしていきたいと考えています。

議題 12-2 静岡家庭裁判所掛川支部の庁舎につき、エレベーターの設置を要望していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

【回答案】

本庁舎にはエレベーターは設置されていませんが、高齢者や障害者等の方が当事者等になっている場合は、1階で事件処理が可能となるよう、庁舎1階に法廷、調停室等を整備しているところであり、これらの方が円滑に施設を利用できるよう、今後も十分な配慮をしていきたいと考えています。

議題 12-3 長野地方・家庭裁判所佐久支部・佐久簡易裁判所庁舎の建替えをして頂きたい。

(長野県弁護士会提出)

【回答案】

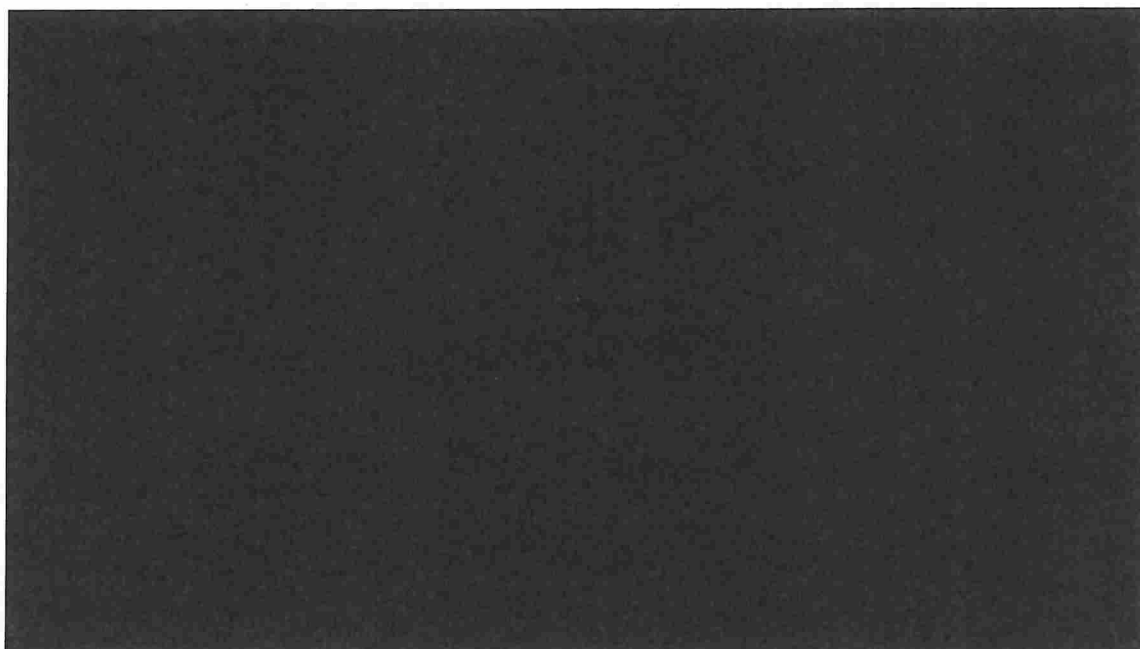
庁舎の建替えについては、庁舎の耐用年数、老朽度、狭あい度、社会的劣化状況等を踏まえつつ、全国的な裁判所施設の整備という観点から検討されるものであり、現時点において佐久支部庁舎を建て替える予定はありません。

一方で、現在の佐久支部庁舎の問題点については認識していますが、エレベーターが未設置である点については、今後、設置の可否について検討していきたいと考えております。現状においては、できる限り1階で事件処理が可能となるよう、庁舎1階の法廷兼審判廷等を利用して事件処理を行うよう配慮しており、高齢者や障害者等の方が円滑に施設を利用できるよう、今後も十分な配慮をしていきたいと考えています。

また、子どもとの試行面会用の部屋については、限られた庁舎スペースの

中において直ちに設置することは困難ですが、今後の事件動向や事件処理の実状、必要性等を十分に踏まえながら、設置、整備の必要性について検討していきたいと考えています。併せて、冷暖房設備等の機械設備についても、老朽度を踏まえつつ、更新等の必要性について検討していきたいと考えています。

なお、待合室は、その設置目的からして、もともと秘密情報を口外することが想定されていない場所であることから、防音を図る必要がないものとして取り扱っていることは御理解ください。



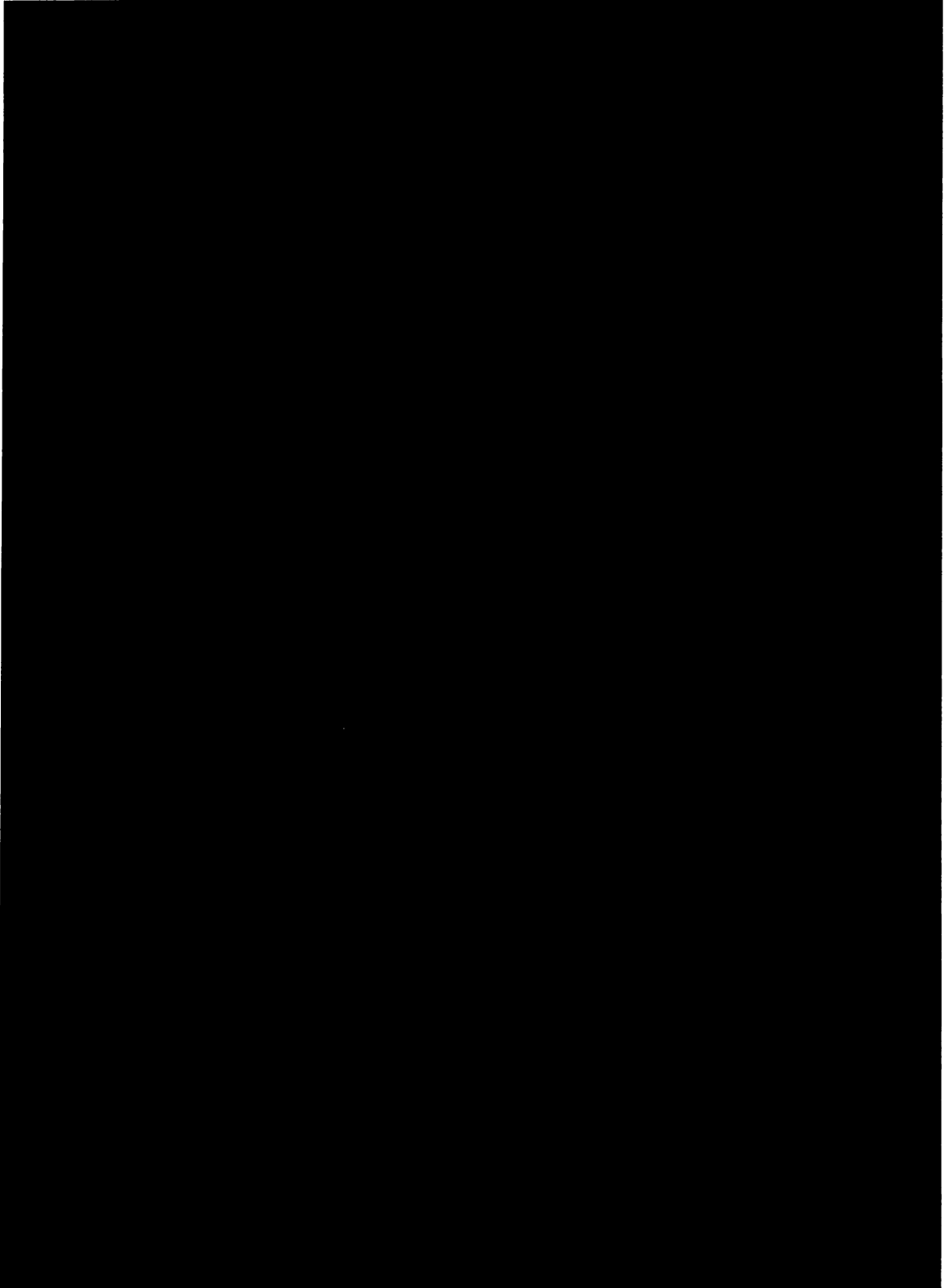
議題 12-4 管内の支部庁舎には、エレベーターが設置されていない庁舎も少なくないが、2階に法廷があり1階別室での代替対応が不可能な場合に、裁判所はどのような対応をされているのか。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に鑑み、今後、更なる具体的な改善策を予定されているのかご教示願いたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【回答案】

エレベーターが設置されていない支部庁舎については、1階で事件処理が可能となるよう、多目的に使用できる事件関係室（ラウンドテーブル法廷等）を整備しており、2階への移動が困難な当事者等が来庁される場合は、これらの事件関係室を使用することとしています。

なお、3階建て以上の庁舎にはすべてエレベーターが設置されていますが、2階建ての庁舎についても、全国的な施設整備の観点から、新営等の機会を捉えてエレベーターの設置を進めているところであり、高齢者や障害者等の方が円滑に施設を利用できるよう、今後も十分な配慮をしていきたいと考えています。



議題 13 司法過疎地の自治体議会等が当該地域の司法の充実に関して意見書を探択した場合に、裁判所に送付された意見書は、どのような手続で取り扱われることになるのか。また、裁判所内において、地家裁支部や家裁出張所等の職員から人的物的基盤に関する要望があった場合に、どのような時期にどのような段取

りを経て、最終的に予算化されることになるのか、その手続についてご教示願いたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【回答案】

当庁に送付いただいた意見書は、内容を確認し、必要に応じて上級庁や関連する庁にも情報提供を行います。

また、管内の庁に送付いただいた意見書についても、各庁の判断にはなりますが、おおむね、同様の取扱いをされているものと承知しております。

人的物的基盤に関する要望に対しては、庁として必要性を認めるものであれば、適宜その要望を最高裁に伝え、最高裁において検討することになります。

議題 14 訴訟救助要件の疎明について

(神奈川県弁護士会提出)

【回答案】

昨年もお答えしたとおり、訴訟上の救助については、各裁判体において個々の事情を総合考慮して個々具体的に判断される事柄であり、運用実態等についてお答えできるものでないことをご理解願います。

なお、「法テラスが援助の必要性を認定しているケースでは、司法アクセスを保障する見地から、もう少し広く訴訟救助を認めるべきである」旨のご意見があったことは承りました。

議題 15 いわゆる提携リースでサプライヤーがユーザーに不正な勧誘を行った上で倒産し、ユーザーが予想外のリース料を請求される等の悪質サプライヤーによるトラブルの多発に対し、業界団体を中心とした撲滅の取り組みがされているところ、この点について裁判所における問題や状況の把握の試みがあれば教えていただきたい。

(関弁連消費者問題対策委員会提出)

【回答案】

当庁において、これまでに、ご質問のようなリースの事案について問題や状況の把握をしたことはありません。

今回、限られた範囲で当庁の実情を調べたところ、当庁にもいわゆる提携リース取引に基づくリース料請求事件が数十件程度係属しており、その多くの事件で被告であるユーザー側がサプライヤー側の勧誘や契約内容等に問題があると主張しているようです。ただし、中には、空リースの事案のように、ユーザーが被害者ではなく、サプライヤーと結託してリース会社から不正に金員を取得したと主張されるケースも相当数あるようです。

多数のユーザーが特定のサプライヤーに不法な勧誘をされたと主張し、集団訴訟になっているケースでは、ユーザーが多数の法律上の主張（クーリングオフ、詐欺、錯誤、心裡留保、公序良俗違反、信義則違反等）をしていること、ユーザー側が書証を保存していないことが多いこと、サプライヤーが既に倒産していて審理（人証調べ等）に協力しないことが多いこと等から、主張及び証拠の整理に時間を要しているようです。

いずれにせよ、リース料請求事案といっても、事案ごとに紛争の実相は異なっており、各裁判体において、当事者の主張・立証を踏まえて、事案ごとに適正迅速な裁判の実現を目指して審理がされているものと承知しています。

議題 16 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号、以下「法」という。）第4条第1項第1号に基づく訴訟記録の閲覧又は謄写について、以下の点を伺いたい。

1 特殊詐欺（いわゆる「振り込め詐欺」等）の刑事事件において、暴力団員が被告人である場合、当該暴力団員の所属する暴力団の他の暴力団員が関与する特殊詐欺事案の被害者が、訴訟記録の閲覧又は謄写をする余地があるか。

また、法4条第2項及び同条第3項において、検察官はかかる申出に対する意見を述べる立場にあるが、その際、刑事事件において提出していない証拠類を根拠として、謄写又は閲覧を許すべきである旨の意見を述べる余地があるか。

2 刑事記録の閲覧又は謄写をする余地ある場合、被告人と上記他の暴力団員との関係性（同一組内でのみ有効か、あるいは別の組であっても同一上部組織の傘下組織であればよいか）はどのようなものが要求されるか。

（関弁連民事介入暴力対策委員会提出）

【回答案】

問題1の前段について

訴訟記録の閲覧又は謄写を請求する者が、法4条第1項第1号の被害者に当たるか否かについては、裁判事項であり、個別事案の具体的な事情に基づいて判断されるべき事柄であります。

なお、立法担当者の解説（最高裁判所事務総局刑事局監修「平成19年・平成20年の犯罪被害者等保護関連改正法及び改正規則の解説」49ページ）によると、法第4条第1項第1号の「被告人又は共犯により被告事件にかかる犯罪行為と同様の態様で継続的に又は反復して行われたこれと同一又は同種の罪の犯罪行為の被害者」のうち、「被告人又は共犯により・・・行われた・・・犯罪行為」の部分は、当該刑事被告事件に係る犯罪行為の主体と同一の主体により行われた犯罪行為の被害者であることを求めるものであり、「共犯により・・・行われた・・・犯罪行為の被害者」としては、例えば、Bを被告人とするAとの共謀による被告事件がある場合に、共犯者Aによって行われた別の犯罪行為の被害者がこれに当たり得る、と説明されていることが参考になります。

問題1の後半について

検察庁に対する質問であるため、回答なし。

問題2について

裁判体の判断事項である上、仮定の問題であるため、回答は控えさせていただきます。

議題 17-1 東京地方裁判所における退去強制令書の執行停止申立について、

- ① 平成28年及び平成29年における申立件数
- ② 收容部分について執行停止が認容された件数
- ③ 送還部分について執行停止が認容された件数
- ④ 取り下げられた件数
- ⑤ 本案判決と同時に執行停止に関する判断がなされた件数を各ご教示願いたい。

(東京弁護士会提出)

【回答案】

退去強制令書発付処分の執行停止の申立てに関するお尋ねの①から⑥までの件数については、そのような統計を正式に取っていないので、具体的な件数はお答えできないことをご理解ください。ただし、取り急ぎ実情を問い合わせたところ、お尋ねの①の申立件数は、概数として、平成28年、平成29年も約45件程度と聞いています。

近年の送還と收容に係る入国管理局の運用の状況としては、本案訴訟の係属中に送還の執行がされた例は見当たらないようであります。また、提訴時は收容中でも本案訴訟の係属中に仮放免がされて再收容されない例もあるようです。

平成28年、平成29年に申立てのあった事件についてみると、①一部認容・一部却下の例は、いずれも送還部分について認容し、收容部分について却下しており、②全部却下の例は、本案の請求を棄却する判決の言渡しと同時にされており、③仮放免後などに取下げで終了する例もあるようであります。①の例は、本案訴訟の係属中に仮放免がされていない場合などに個々の事案に応じて適宜の段階でその決定がされている

一般に、執行停止の申立てについては、処分の執行等により生ずる「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」か否か(行政事件訴訟法25条2項)、「本案について理由がないとみえるとき」に当たるか否か(同条4項)について、疎明に基づいて審理判断されるものであり、当事者から提出される疎明資料に基づき、本案訴訟の資料や進行も踏まえつつ、個々の事案に応じて、各裁判体において諸般の事情を総合考慮した個別具体的な判断によって、決定の時期を含む審理の進め方や最終的な結論が検討されることになるものと思われま

議題 17-2 東京地方裁判所における退去強制令書発付処分¹の取消訴訟（無効確認訴訟）での当事者尋問・証人尋問、審理回数について、

- ① 平成28年及び平成29年における当事者尋問の申出件数
 - ② 上記①に対する採用件数、却下件数
 - ③ 平成28年及び平成29年における証人尋問の申出件数
 - ④ 上記③に対する採用件数、却下件数
 - ⑤ 平均審理回数
 - ⑥ 2回で結審した件数
- を各ご教示願いたい。

（東京弁護士会提出）

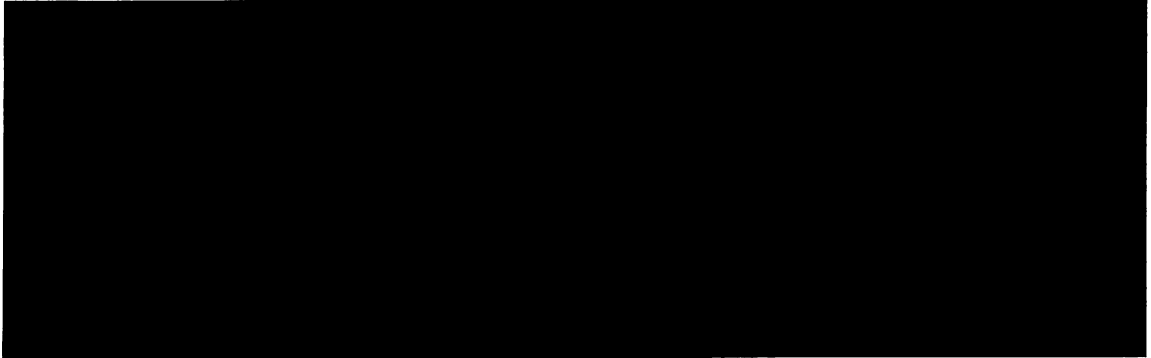
【回答案】

退去強制令書発付処分等の取消訴訟や無効確認訴訟について、お尋ねの①から⑥までの尋問に関する件数や審理の回数については、そのような統計を正式に取っていないので、具体的な件数等はお答えできないことをご理解ください。取り急ぎ実情を問い合わせたところ、退去強制令書発付処分等の取消訴訟や無効確認訴訟の提起の件数は、これまでに概数として把握している限りにおいて、平成28年、平成29年とも約100件程度ということであり、これらの訴訟においては、大多数の事件で原告側から原告本人尋問の申出がされており、一部の事件では原告側から証人尋問の申出もされているようであります。

これらの訴訟を含む行政事件一般に、①判断の基礎となる事実関係に大きな争いがあり、事実認定によって結論が左右される事件や、②判断の基礎となる事実関係について基本的に争いがなく、その法的評価が問題となる事件など、様々な事件があり、裁判所においては、①の事件については、必要に応じて人証調べが行われ、②の事件については、基本的に人証調べが行われることなく、当事者の主張や陳述書等の書証を踏まえて法的評価についての検討、判断がされる例が多いように思われます。

人証申出の採否に関し、退去強制令書発付処分等の取消訴訟や無効確認訴訟であるからといって、他の行政事件と区別して特別な取扱いをすべき理由はなく、裁判所において個々の事件について人証調べを行うか否かは、行政事件一

般におけるのと同様に、①の事件又は②の事件のいずれに当たるかを検討した上で、更に当該事件ごとの個別具体的な諸事情も総合考慮した上で、各裁判体において判断しているものと考えられます。

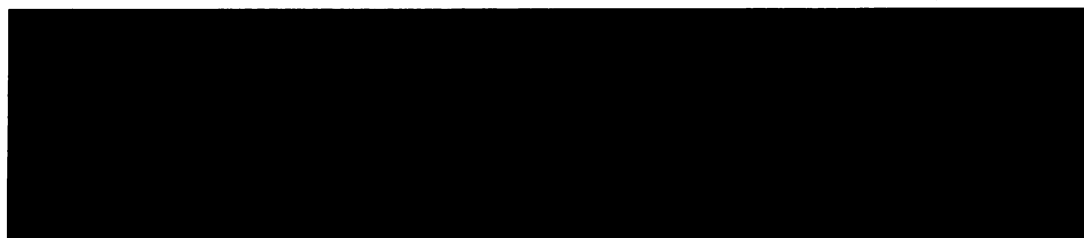


議題 18 調査嘱託に対する回答拒否をする官公署に対し、裁判所としての働きかけをしているのであれば、その事例を明らかにして頂きたい。していないのであれば、今後、回答するように、裁判所から申し入れをすべきであると考えますが、この点に関する裁判所の見解及び検討状況について伺いたい。

(東京弁護士会提出)

【回答案】

裁判所から調査嘱託を受けた団体は、嘱託に応ずる公法上の義務を負うが、正当な理由があればこれを拒絶できるものと考えられます。



限られた範囲で当庁民事部の実情を調べたところでは、官公署（労働基準監督署、税務署、都税事務所、消防署、日本年金機構の年金事務所等）に対して調査嘱託を行ったのに対し、官公署等が守秘義務等に基づいて拒絶した事例が数件ありました。

上記のような官公署の回答に対しては、裁判所が働きかけをした例と働きかけをしなかった例の双方があります。



裁判所が官公署に対して特段の働きかけをしなかった事情としては、①官公署が拒絶する根拠を述べ、その根拠に理由があると考えられる場合（税務署が守秘義務を理由とした場合など）や、②申立人が、官公署の回答をやむなしとして、それ以上特段の対応を求めない場合等があるようであります。

裁判所が官公署に対して働きかけを行った例としては、①裁判所が官公署の主張する事由に理由がないと考え、その旨を告げて再考を促した例、②関係者の同意書等を補充して再度回答を求めた例があります。その場合、官公署が応じた例と応じなかった例があったようです。



以上のように、調査嘱託に官公署が応じなかった場合、裁判所としてどのような対応をとるかは、個々の裁判所の訴訟指揮の問題であり、事案の内容、嘱託の内容及び必要性、官公署の主張する拒絶事由等に応じて、個別に検討すべ

き問題であると考えられます。

むしろ、個別事案において、当事者が各裁判体との間で、調査囑託を含めて訴訟進行について十分協議をすることが相当ではないかと考えられます。

議題 19 口座名義人の住所等につき、金融機関への調査嘱託の申立がされた場合には、金融機関から回答があることがほとんどであると言ってよいにもかかわらず、その申立を受けた裁判所が、申立人（代理人）に対し、「この調査嘱託に対して、調査嘱託先が回答してくれるかどうか、事前に確認しておくように。」と対応する事例があるようだが、このような対応の是非について、裁判所の見解を伺いたい。

（東京弁護士会提出）

【回答案】

今回、限られた範囲で当庁民事部の実情を調べたが、特殊詐欺等の被害者が、振込先口座の名義人の住所等につき、金融機関への調査嘱託の申立てをした場合、金融機関から回答があることがほとんどであるという事実は確認できませんでした。

また、出題どおりのケース（特殊詐欺等の被害者が振込先の口座の名義人の住所を調べるため金融機関に調査嘱託）で、裁判所が当事者に対し、金融機関が調査嘱託に回答するかどうかを事前に確認するようにと指示した例は確認できませんでした。



なお、本設例の場合に限らず、一般的に、裁判所が調査嘱託の申立てを予定している当事者に対し、予め調査嘱託先に連絡をとり、調査嘱託に応じるかどうか、応じる場合に関係者の同意書等の何らかの条件を満たす必要があるか等について、確認を求めるかどうかは、個々の裁判所の訴訟指揮の問題であり、その当否は事案により異なると考えられるので、一律に論ずるのは相当ではないと思料します。

いずれにしても、個別事案において、当事者が各裁判体との間で、調査嘱託を含めて訴訟進行について十分協議をすることが相当ではないかと考えられます。

議題 2 0 保管金提出書に振込口座名義人の住所を記載する欄があるが、削除して頂きたい。

(東京弁護士会提出)

【回答案】

保管金提出書の様式は内部通達で定められているところであるが、頂いた御意見は上級庁にも伝えます。

(参考)

平成 2 9 年 3 月 3 1 日経監第 4 6 3 号経理局長通達「保管金事務処理システムを利用した保管金に関する事務処理の運用について」

議題 2 1 裁判所及び検察庁における公益通報窓口設置状況について、

- ① 裁判所及び検察庁における公益通報の窓口の有無
- ② 公益通報窓口が設置されていない場合には、今後の設置予定について
- ③ 公益通報窓口が既に設置されている場合、その制度内容及び運用状況を各ご教示願いたい。

(東京弁護士会提出)

【回答案】

裁判所では、最高裁判所事務総局総務局第一課及び、高等裁判所事務局総務課に、公益通報に関する受付・相談を行う窓口が置かれています。

これらの窓口で受け付けた公益通報は、最高裁判所事務総局総務局長に送付され、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報事実があると認めるときには、通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置をとることになります。

なお、受付件数等の具体的な運用状況については、統計をとっていないため把握していません。

議題 2 2 東京地方裁判所及び東京高等裁判所における、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）の解釈と適用に関する専門的訓練実施の有無、実施している場合はその対象者、頻度、内容を各ご教示願いたい。

（東京弁護士会提出）

【回答案】

裁判所では、全国規模の研修として、司法研修所において国際人権条約に関する研修を実施しており、各裁判官のキャリアに応じたそれぞれの段階において受講できるよう複数の研修を実施しています。

特に、そのうち年1回実施される新たに判事補に任官した者を対象に行う研修、さらに新たに地裁又は家裁の部総括に任命された者（概ね任官後20年前後の裁判官）を対象に行う研究会においては、国際人権問題を専門とする大学教授を講師として、自由権規約の解釈・適用を中心に国際人権をめぐる現状と課題等についての講演をしていただくなど、自由権規約の解釈・適用をテーマとしたカリキュラムを実施しています。

議題 23 東京高等・地方・簡易合同庁舎におけるアスベストの飛散、エレベーターシャフト内でのアスベスト検出について

- ① 同建物内のアスベストの所在の現状、及び、今後の対策に関する検討をするため、同建物内の工事等の段階でのアスベスト調査結果、工事作業日報、各種測定結果（写真を含む）、設計図面の提供
- ② 上記資料の検討や、今後の対策の検討のため、裁判所アスベスト検証対策協議会を法曹三者で設置すること
- ③ 協議会には弁護士会の推薦する専門家をメンバーに加え、現地立ち入り調査も実施すること

について、裁判所の見解を伺いたい。

また、上記建物以外の管轄内の裁判所管理の建物についても、上記と同様に、アスベストの所在の現状、対策検討をし、順次無害化することについて、裁判所の見解を伺いたい。

（東京弁護士会提出）

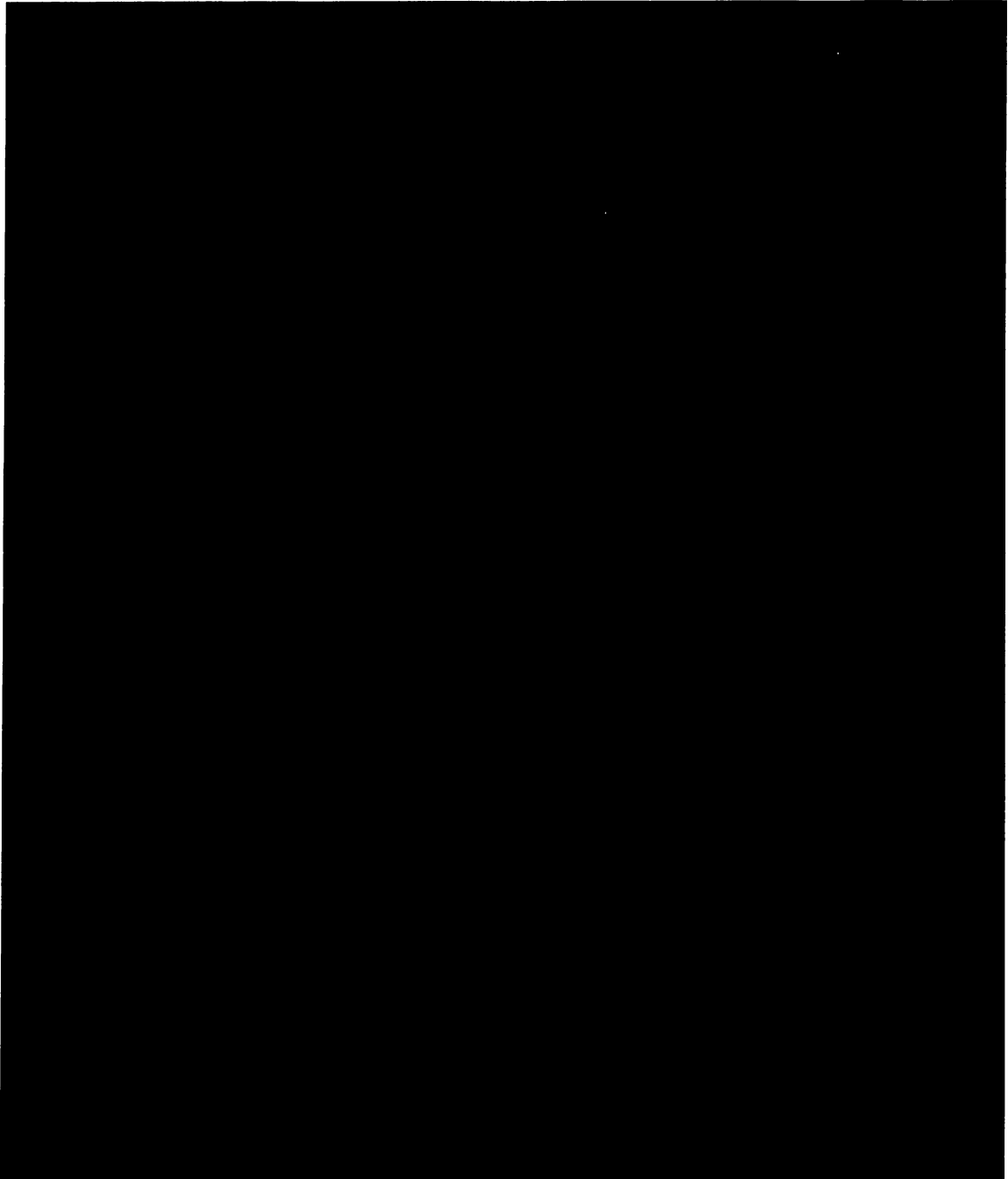
【回答案】

今年1月に東京高地簡裁合同庁舎（以下「合同庁舎」という。）の一部のエレベーターシャフトから空気1リットル当たり1本を超えるアスベスト繊維が検出された事案については、関係者の皆様にも多大な御迷惑をお掛けしました。運転を再開した後のエレベーターシャフトは現在も安定した状態が継続しておりますが、アスベスト繊維が検出された原因分析等については、有識者との意見交換を踏まえ最終的な調整を行っているところであり、東京三弁護士会に対しては、追ってお知らせしたいと考えております。

また、平成28年9月の最高裁判所事務総局経理局による「東京高地簡裁合同庁舎ダクトシャフト改修工事に関する調査結果について」において「合同庁舎の広い範囲の天井裏からアスベスト繊維が検出されたことに関しては、その対応策について引き続き速やかに検討を進めていくことが必要であると認識しており、その際には、今回と同様、有識者からの意見聴取を行うこととしたいと考えている。」旨の記載がされておりますが、平成29年1月から合同庁舎を管理する東京高裁においてアスベストに関する有識者からの意見聴取を行い、合同庁舎に使用されているアスベスト対策について、取りうる方策等の検討を進めております。これについても別途お知らせしたいと考えております。

次に、東京高裁管内の施設について御説明します。

東京高裁管内についても順次アスベスト対策を実施しており、今後も計画的に対策工事を実施していく予定をしています。工事の実施に当たっては、工事対象庁に対応する単位弁護士会に説明を行う予定です。



(H31.1.29)

								甲	乙	丙	丁
長官	局長	次長	課長	文書 企画官	補佐	補佐	専門官	係長	起案		
	●	●	●	● あし	●	● あし	● あし	●	●		

1/1/1 → 校正の上、回答済(あし)の可否を完了

【決裁】
 平成30年度「法曹連絡協議会」速記録の校正（回答）について

【決裁事項】

関弁連から依頼のあった標記速記録の校正について、局長分の回答を送付すること
 としたい（回答期限：2月4日（月））。
 当（局長発議時）
 （別添あり）

2/1 送付済

【備考】

- ※ 局長発言部分は黄色マーカー部分で、うち校正を要する箇所は水色付箋部分になります（内容は事前に局長に御確認いただきました。）。
- ※ 東京地裁の発言部分については、原庁から「修正なし」として関弁連に回答済みです。

平成30年12月21日

東京高等裁判所
総務課庶務係 御中

関東弁護士会連合会（担当事務局：■）

〒100-0013

千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階

TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

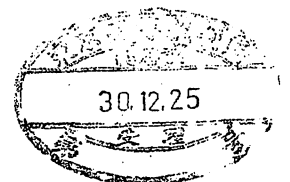
平成30年度「法曹連絡協議会」速記録校正のご依頼の御送付

平素よりお世話になっております。

本年12月4日に法曹会館において開催させていただきました平成30年度法曹連絡協議会では、ご協力を賜り誠にありがとうございました。

同協議会の速記録が出来上がりましたので、貴裁判所の吉崎事務局長様にご校正を賜りたく、別紙のとおりご依頼をお送り申し上げます。

お忙しい折誠に恐縮に存じますが、宜しくお取り計らいいただきたくお願い申し上げます。





関弁連発第363号
平成30年12月21日

東京高等裁判所
事務局長 吉崎佳弥様

関東弁護士会連合会
理事長 三宅

平成30年度「法曹連絡協議会」速記録の校正について（ご依頼）

拝啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

過日は、当連合会が開催いたしました平成30年度「法曹連絡協議会」に、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

関係各位のご協力のお陰をもちまして、内容の充実したものになったと思っております。改めてお礼申し上げます。

当連合会では、この会議の様様を広報誌「関弁連会報」通巻110号（平成31年3月末発行予定）に掲載し、所属会員に情報提供する予定です。

つきましては、お忙しいところ恐縮に存じますが、別紙の速記録のご自身の発言部分につき、ご確認いただきたくお願い申し上げます。

速記録に訂正・補充等があります場合は、訂正・補充のご指示をご記入いただいた校正原稿を本紙と併せまして平成31年2月4日（月）までに当連合会あてご連絡いただきますようお願い申し上げます（訂正・補充等がない場合につきましても、下記にご記入のうえご連絡ください）。

今後とも、当連合会の活動にご理解を賜り、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

法曹連絡協議会速記録原稿に修正が

ある
(別紙のとおり)

ない

ご氏名

吉崎佳弥

送付先 関東弁護士会連合会事務局（担当

ファクシミリ番号：03-3581-0223

電話番号：03-3581-3838

平成30年度法曹連絡協議会速記録

日時：平成30年12月4日（火）午後3時から

場所：法曹会館2階「高砂」

司会：栗林 勉（関東弁護士会連合会副理事長・東京弁護士会）

出席者

○裁判所

東京高等裁判所	長	官	林	道	晴	殿
	民事部代表常置委員		大	段	亨	殿
	刑事部代表常置委員		青	柳	勤	殿
	事務局 長		吉	崎	佳	殿
知的財産高等裁判所	所	長	高	部	真	殿
東京地方裁判所	所	長	安	浪	亮	殿
	民事部 所長代行		渡	部	勇	殿
	民事部 所長代行		後	藤	健	殿
	刑事部 所長代行		伊	藤	雅	殿
	刑事部 所長代行		島	田	一	殿
	所 長 代 行		本	間	健	殿
東京家庭裁判所	所	長	甲	斐	哲	殿
	家事部 所長代行		水	野	有	殿
	少年部 所長代行		園	原	敏	殿

○検察庁

東京高等検察庁	検	事	長	八	木	宏	幸	殿
	次	席	検	事	山	上	秀	殿
東京地方検察庁	検	事	正	甲	斐	行	夫	殿
	次	席	検	事	久	木	元	殿

○関東弁護士会連合会役員

○管内弁護士会役員

○関東弁護士会連合会委員会代表者

（開会 午後3時）

【司会・栗林 勉氏（関弁連副理事長・東京弁護士会）】 本日はご多忙の折、裁判所、検察庁、管内弁護士会から多数の皆様にご出席いただきましてありがとうございます。

時間がまいりましたので、本年度の法曹連絡協議会を開会させていただきます。私は本日の司会進行を務めます関東弁護士会連合会副理事長の栗林でございます。所属は東京弁護士会です。

初めに、関東弁護士会連合会理事長の三宅弘からご挨拶申し上げます。

三宅理事長、よろしくお願いたします。

【三宅 弘氏（関弁連理事長・第二東京弁護士会）】 本年度の関弁連理事長の三宅でございます。第二東京弁護士会の所属で35期です。

本日は、師走に入り、かつ宮崎で128年ぶりの夏日という暑い気候ですが、ご多忙の折から、東京高等裁判所長官・林道晴様、東京高等裁判所、知的財産高等裁判所、東京地方裁判所、東京家庭裁判所、並びに東京高等検察庁検事長・八木宏幸様、東京高等検察庁、東京地方検察庁の皆様には、お集まりいただき誠にありがとうございます。この席の並び方は私ども日弁連の理事会がこういう感じでございます。普段はこの3人（第一東京弁護士会・第二東京弁護士会・東京弁護士会の各会長）は皆様方がお座りのほうにいまして我々は質疑を受けるほうですが、きょうは珍しく反対側に座っております（笑）。

本年度は52回目ということでございまして、昭和42年（1967年）に第1回法曹連絡協議会を始めさせていただき、関東弁護士会連合会管内の日ごろの司法行政、様々なことについてお話を聞かせていただき、またご要望をさせていただいております。今年もかなり分厚い議題を掲げさせていただいております。1つの議題に足番号が幾つもあるものもありますが、これは各単位会から締切りの10月31日ぎりぎりまでに上がってきた議題を関弁連が集約したものです。このようないろいろな議題の中には、昨年とほとんど同じではないかと、回答をおつくりいただく際に思ったものもあるでしょうが、これは各単位会からの切なる願いということでご容赦いただき、きょうも充実した会議を開かせていただければと思うところでございます。

長々と挨拶するよりは、1つずつ答えを述べていただいて最後まで行き着きますように、本日はどうぞよろしくお願いたします。（拍手）

【司会】 三宅理事長、ありがとうございます。

それでは、これから議題に入らせていただきます。

初めに進行についてご説明申し上げます。本日の議題は、合計23題予定させていただきました。可能な限り時間内で全ての議題についてご討議をお願いいたしたく、スムーズな進行にご協力をお願いいたします。進行は、配付した冊子に掲載した議題の順に行います。時間の関係から、議題及び提案理由の読み上げ並びに提案理由の補足説明は省略いたします。各議題について、初めに裁判所及び検察庁からご回答いただき、ご回答について必要な場合は、提案会

及び提案委員会からの追加質問、これについての裁判所、検察庁からのご回答、という順序で行いたいと思います。

それでは早速議題に入ります。

協議内容

第1 自然災害への取り組み

議題1 (大規模自然災害対策の取り組みの実施状況)

東京高裁管内の裁判所、検察庁そして弁護士会等における喫緊の課題である首都直下地震、また南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害発生時の対応を検討、準備するにあたり、以下の点について各ご教示いただきたい。

1 (裁判所)

(1) 本年、大規模な災害を被った大阪、札幌等の地域の裁判所に対して、①当該裁判所(支部等を含む。)が業務についてどのような対応(期日取り消し、そのための当事者への連絡、その他管理業務等)を決められたか、②実際にどのような対応状況であったか(個々の裁判体が個々に判断されたのか、統一的な取扱いがなされることはなかったか。)、③職員の出勤状況はどのようなものであったか、④職員の退勤指示等はどのように実施されたか、⑤関係機関(弁護士会、法律事務所、検察庁、法テラス等)に対する連携、連絡の実施の状況はどのようなものであったか、⑥それらを実施するに際しての気付き、課題等はどのようなものであるか、について照会・確認をされたか。

(2) (1)において照会・確認を実施したと回答される場合、その概要をご教示ください。

(3) (1)において照会・確認を実施していないと回答される場合、その理由、及び今後確認する意向があるかどうかをご教示ください。

2 (検察庁)

(1) 本年、大規模な災害を被った大阪、札幌等の地域の検察庁に対して、①当該検察庁(支部等を含む。)が業務についてどのような対応(取り調べ(身柄・在宅)の延期、そのための当事者への連絡、その他管理業務等)を決められたか、②実際にどのような対応状況であったか、③職員の出勤状況はどのようなものであった

か、④職員の退勤指示等はどのように実施されたか、⑤関係機関（裁判所、弁護士会、法律事務所、法テラス等）に対する連携、連絡の実施の状況はどのようなものであったか、⑥それらを実施するに際しての気付き、課題等はどのようなものであるか、について照会・確認をされたか。

(2) (1)において照会・確認を実施したと回答される場合、その概要をご教示ください。

(3) (1)において照会・確認を実施していないと回答される場合、その理由、及び今後確認する意向があるかどうかをご教示ください。

3 (裁判所、検察庁) 東京三弁護士会が東京高裁、東京地裁、東京家庭裁判所、東京高検、東京地検、そして法テラス東京が大規模災害時の対応についてここ数年にわたり継続して協議会を開催していること、茨城県弁護士会が水戸地裁、水戸地検と大規模災害時における対応について協議を開始していると伺っている。これらの取り組みは災害時対応に極めて有効なことと思料されるが、現在も弁護士会員は事務所の所在地の管轄裁判所だけでなく都県を跨いで裁判等の業務をしており、また、今後、大規模災害は広域的な被災が想定されるため、地裁管内での協議では効果的な取り組みが困難なことも想定される（大阪高裁管内では各裁判所の期日取り消しの広報・連絡体制にばらつきがあったと伺っている。）。そこで、東京高裁管内という広域的な災害対応（裁判業務の期日取り消し等の統一的対応、移送等の方針検討等）を検討するため、年に1度の頻度（できれば年度初め）で協議会を開催することを当連合会が東京高裁、東京高検に呼びかけた場合、これに応じて参加いただけるか。また、裁判所、検察庁側から同様の提案をされる意向はあるか。

(関弁連災害対策協議会PT提出)

【司会】 議題1は、大規模自然災害対策の取り組みの実施状況に関する議題です。この議題につきましては、東京高等裁判所事務局長・吉崎様及び東京高等検察庁次席検事・山上様からご回答いただけると伺っております。

初めに吉崎様、よろしくお願いたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 東京高裁の吉崎でございます。（着席したまま失礼いたします。）

~~（それでは、議題1につきまして、まず裁判所からご回答申し上げます。）~~ 1の

(1) と (2) を併せてご回答いたします。公式の照会・確認は行っておりませんが、事実上、当日の実情につきましては概括的に情報を得てございます。例えば大阪の発災の際には、職員の出勤がままならない中でどのように対応したかなどについての情報を事実上得ているところです。

続きまして、1の(3)につきましては、当庁における対応の参考となる事項については今後必要に応じて個別に確認をしていくことが考えられるところです。

3の

続きまして、~~(2は検察庁ですので3に飛びまして)~~協議会の開催の件ですが、裁判所として協議会に参加すること自体は差し支えございませんけれども、裁判の事務処理・事件処理は個々の裁判体の判断事項であること、~~(それに加えて)~~管内各庁はそれぞれの庁で定めた業務継続計画に基づいて対応を行うということ、各庁の被害状況や程度を一律に想定することは地域性の違いも考慮すると困難であること、以上の点に照らしますと、何らかの統一的な対応をあらかじめ決めておくことは容易ではないという点についてはご理解いただきたいと存じます。

一方で、大規模災害に備えて、地家裁管内単位で裁判所、検察庁、弁護士会、法テラスにおいて情報交換を行って連携を構築していく必要性は高いと考えておりまして、高裁としましても、事務打合せなどの場におきまして管内の各庁にその旨伝えているところです。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございました。

続きまして、山上様、よろしくお願いいたします。

【山上秀明氏（東京高等検察庁次席検事）】 東京高検の山上でございます。よろしくお願いいたします。

まず議題1の2の点ですが、当庁としての特段の照会・確認は行っておりません。もっとも、大阪府北部地震は通勤時間帯での発生であったことから、通勤できなかつた職員が多くいたようです。しかし、出勤した職員をやりくりし、物的・人的被害もなかつたことから業務に大きな支障は生じなかつたと聞き及んでおります。

続きまして北海道胆振東部地震ですが、道内高地検において出勤できなかつた職員が約2割いたと聞き及んでおります。また、広範囲で停電が発生したところですが、各検察庁においては非常用の発電機が稼働しことから、最小限の情報処理機器類を稼働させて対応し、幸いにも各庁舎とも電話・水道にほとんど影響はなく、業務に大きな支障はなかつたものと聞き及んでおります。

それから3の点ですが、検察庁といたしまして現在の段階で積極的に提案す

るという意向はありませんけれども、大規模災害発生時における主要機関の機能維持等については重要な事項と考えておりますので、関弁連から呼びかけがあれば協議に応じてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【司会】 山上様、ありがとうございます。提案委員会である関弁連災害対策協議会PTの中野座長、ただいまのご回答につきまして更にご質問等はございますか。

【中野明安氏（関弁連常務理事・関弁連災害対策協議会PT座長・第二東京弁護士会）】 ありがとうございます。災害対策プロジェクトチームの中野でございます。吉崎様、それから次席検事、ありがとうございました。

先ほど吉崎事務局長からもあったとおり、正式なお問い合わせでなくても結構です、事実上そのようなお話を伺ったということで大変嬉しく思います。このような高裁の取扱い、高裁が確認するという事は、高裁管内の地方裁判所・家庭裁判所が確認するという複数の手間を省く意味でも非常に重要なことだと思ひまして、高裁がそのような情報を入手したことについて地家裁にそのような情報が流れるような仕組みとか、事実上そのようなご説明をされているのか、ということだけ教えていただければと思います。

それから、高検次席検事から、呼びかけがあれば応じていただけるというお話がありまして非常に有り難く思っております。高裁も同様の考えであるということによってよろしいのかどうか、もう一度ご回答いただければと思います。

以上です。

【司会】 それでは吉崎様、よろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 まず、事実上得た情報について管内の他の地家裁に情報提供しているかにつきましては、事実上得たものですので特段公式には流しておりませんが、事実上情報が流れている可能性はあるかと思ひます。

続きまして、協議会に関しましては、先ほど冒頭に申し上げたとおり、参加すること^に差^は支^えないという^{こと}でござひます。

以上です。

【司会】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

第2 男女共同参画への取り組み

議題2 東京高裁管内の裁判所及び検察庁における男女共同参画の具体的取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等をご教示いただきたい。

（関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会提出）

【司会】 それでは続きまして議題2に移ります。議題2は、男女共同参画への取り組みに関する議題です。この議題につきましても、東京高等裁判所事務局長・吉崎様及び東京高等検察庁次席検事・山上様からご回答いただけると伺っております。

初めに吉崎様、よろしくお願いします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ^{甲し上げますが、} ^{回答が} ^{る点は} ~~（こちらの回答が）~~ ~~少し長くな~~ ~~（ひま~~ ~~）ので、~~ ~~途申すごく早口になるかもしれませんか）~~ご容赦ください。

裁判所では、国全体の積極的な取組として、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」により数値目標の設定を含む特定事業主行動計画の策定が義務づけられたことに伴いまして、「裁判所特定事業主行動計画」を策定・公表しております。裁判所におきましては、女性の採用比率が5割を超え、全職員に占める女性の割合が増加しつつあることもありまして、今後、組織、活力を維持・向上するためには、女性の活躍の推進に取り組み、多様な人材を生かす方策を進めることが不可欠であると考えておりまして、そのためには行動計画に基づく取組を進めていく必要があると考えております。

具体的な取組状況につきましては、行動計画に基づいて定期的に公表しているところですが、大きく分けまして4点あります。「採用」「登用」「長時間勤務の是正等、男女双方の働き方改革」「家事・子育てや介護しながら活躍できる職場環境の整備」、この4点に分けてご説明いたします。

まず「採用」ですが、裁判官につきましましては、これまでも男女を問わず裁判官としてふさわしい者についてできる限り任官してもらいたいとの考えのもと臨んできておりまして、実際そのような者が判事補に採用されてきていると認識しております。また、~~（一般職員）~~一般職につきましても、男女の偏りなく募集パンフレットへの掲載や業務説明会などへの派遣を行うなど、きめ細やかな実効性のある広報活動などを推進しております。

続いて「登用」につきましましては、裁判官について登用という概念は馴染みにくいところですが、一般職につきましましては、女性職員の職域拡大、計画的な育成などのために、研修や試験の実施に~~（あ）~~たって育児などの家庭事情を抱える女性職員なども参加~~（あ）~~は受験しやすいよう配慮したり、また幹部職員から、各種研修や事務打合せの機会を通じて、裁判官、管理職員をはじめとする全ての職員に対して女性職員の活躍に向けた取組の重要性などについて意識啓蒙・啓発を行っております。更に、採用間もないころから継続的に各種研修などにおいて、先輩職員の活躍状況や経験談などを紹介する機会を設けたりして~~（あ）~~るところです。

3点目、「長時間勤務の是正等、男女双方の働き方改革」ですが、各職場が実情に応じてワーク・ライフ・バランスに関するDVDの上映会の開催を行っているほか、職場ミーティングなどを行ったり、職場の実情に応じた事務の簡素化・合理化に取り組むなど、働き方改革に向けた各種取組を推進しております。また、フレックスタイム制などの制度について、研修の機会などに管理職員や人事担当者の理解を深めたりハンドブックを整備したりすることで職員への周知を図るなど、育児や介護の事情により時間制約のある職員がその状況に応じて柔軟な働き方ができるよう職場環境の整備に努めているところです。

4点目、~~(最後ですが)~~「家事・子育てや介護しながら活躍できる職場環境の整備」については、策定したチャイルドプランを活用したり、育児休業、配偶者出産休暇、育児参加休暇の取得を促進したり、裁判官・職員に向けて両立支援制度に関するハンドブックを改訂する、あるいは新規に整備するなどして、管理職員などを通じて各制度の周知・利用を促す体制を整えています。また、育児休業中に職務関連情報を提供したり、復帰時に研修などを実施する、などといった育児休業を取得した裁判官・職員の円滑な復帰に向けたフォローアップ体制の充実にも努めています。

最後になりますが、ワーク・ライフ・バランスの実現は裁判所全体の目標でありまして、東京高裁及びその管内においてこれに資する取組をこれまでも行ってきたところですが、今後も継続的に更にきめ細やかな取組を行っていく必要があると考えているところです。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。

続きまして、山上様、よろしくお願いいたします。

【山上秀明氏（東京高等検察庁次席検事）】 高検の山上でございます。こちらやや長めではございますが、わざとではありませんのでご理解ください。

検察庁におきましては、男女共同参画推進委員会というものを設置し、同委員会において諸々の提案を行うなどし、男女共同参画に関する取り組みを行っているところです。具体的には、男女共同参画週間の初日に東京高検検事長が取り組みを呼びかけるメールを発出し、また超過勤務削減週間の初日、それから毎週水曜日の一斉定時退庁日、毎月19日の育児の日には、職員が交代で担当して全職員に対してメールを発信しております。そのほか、育児中の職員による意見交換会、職員のキャリアアップに関する講演会、出産・育児・介護に関する講演会の実施や各種支援策等の情報発信、職員の家族を対象とした職場

見学会を実施するなどの取り組みを行っているところです。

また、法務省等の特定事業主の行動計画、いわゆる「アット・ホームプラン」等に基づきまして数値目標が定められております。検察庁においても、パイロット・アクション、特定の数値目標を達成する取り組みとして、まず①「早出・遅出勤務の実施」。東京高検では、平成29年度は月1回以上、平成30年度は月2回以上といたしました。それから②「年次休暇の取得」。東京高検では18日以上です。③「男性職員の配偶者出産休暇等の合計5日以上の取得」をやっております、これは東京高検では取得率100%でありました。これらの目標を設定し、その達成に向けた取り組みを行っております。東京高検におきましては、昨年度は、目標である①月1回の早出・遅出勤務の実施、②年次休暇18日以上、③男性職員の配偶者出産休暇等の合計5日以上の取得はいずれも達成できておりました、③の、いわゆる育児休暇は、管内のいずれの地検においても取得率50%を超えております。最も大規模な東京地検でも63.6%は達成されていると聞いているところです。

これらの各種活動によりまして、男女ともに働きやすい職場環境の実現に向けた、職員全ての意識を啓発する取り組みを行っておりますが、今後は育児や介護のため労働時間に制約のある職員がますます増えることが予想されるため、事務の合理化・効率化と並行し、限られた時間で成果を上げられるような、より生産性の高い働き方を実現していくことが求められているものと考えているところです。

以上です。

【司会】 山上様、ありがとうございます。提案委員会である関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会の下門委員長、ただいまのご回答につきまして更にご質問等はございますか。よろしくお願ひします。

【下門優枝氏（関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会委員長・第一東京弁護士会）】 裁判所の方及び検察庁の方、大変詳しいご説明ありがとうございました。私は、関東弁護士会連合会の男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会の委員長の下門です。私は第一東京弁護士会から出ております。

今ご教示いただきました点を1つのお手本として、各単位の会の実情に合わせて、できるだけ実現していくように取り組みたいと思っております。ありがとうございました。副委員長のほうから少しお話ししたいことがあるとのことですのでお願ひします。

【佐藤正知氏（関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会副委員長・神奈川県弁護士会）】 同じく副委員長の佐藤です。追加で少しだけ、特

に裁判所のほうに質問をさせてください。

まず登用に関して、これは一般職の方についてということだったと思いますが、研修とか試験について機会を確保するための取り組みを行っているとおっしゃっていましたが、具体的にどのような取り組みをなさっているのか。それからもう1点は、ワーク・ライフ・バランスについて、DVD上映とか職場ミーティングあるいはフレックスタイム制というようなお話がありました。ワーク・ライフ・バランスについて裁判官についての状況はいかがか、というあたりについて教えてください。お願いします。

【司会】 それではよろしくをお願いします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 お答え申し上げます。まず登用に関しまして、各種の研修や事務打合せの機会を通じて啓発をしているという点ですが、具体的な研修や事務打合せについて私がつぶさに見聞きしているわけではありませんけれども、担当する人事課の職員などから、全ての職員に対してそのような取組の重要性について話をしている、といったようなものと承知しております。

ワーク・ライフ・バランスに関するDVDの上映会などにつきましては、裁判官も含めて見る機会を与えられていて、職場の実情に実施されていると承知しております。

以上です。

【司会】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

第3 地域司法充実推進への取り組み

【民事・家事調停官制度】

議題3 民事・家事調停官制度の拡充について

(栃木県弁護士会提出)

【司会】 それでは次に、議題3から議題13までに移ります。これらの議題は、いずれも地域司法充実推進への取り組みに関する議題です。

まず議題3は、民事・家事調停官制度の拡充に関する議題です。これについては、東京高等裁判所事務局長・吉崎様からご回答をよろしくお願いたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご回答申し上げます。

調停官制度につきましては、提案理由にあるとおりの目的から創設されて、その目的に沿う形で徐々に導入庁を拡大しているところです。調停官の勤務する裁判所は、最高裁が指定する旨、最高裁規則に規定されておりまして、どの

庁にどれだけの調停官を配置するかにつきましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況などを踏まえて全国的な見地から最高裁判所において決定しているということです。東京高裁としましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況などに目配りをし、適時に最高裁に情報提供するように努めておりますが、最高裁の検討状況についてここで回答すべき立場にないことはご理解いただきたいと思っております。今後もこれまでと同様に、各地家裁とともに各庁の事件処理状況などにきめ細かく目配りをして、最高裁に適切に情報提供していきたいと考えております。

以上です。

【司会】 ありがとうございます。提案会の栃木県弁護士会・増子会長、ただいまのご回答につきまして、更にご質問等ございますか。よろしくお願ひします。

【増子孝徳氏（関弁連常務理事・栃木県弁護士会会長）】 栃木県弁護士会の増子でございます。最高裁への情報提供等、適切にさせていただきますようよろしくお願ひいたします。提案会といたしましては、追加の質問はございません。

【司会】 ありがとうございます。

【地域司法と民事裁判のIT化】

議題4 地域司法の充実の観点から、いわゆる支部問題がこのIT化の実現にどのような影響を及ぼすのかについて

（神奈川県弁護士会提出）

【司会】 続きまして議題4に入ります。議題4は、地域司法と民事裁判のIT化に関する議題です。東京高等裁判所事務局長・吉崎様、よろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご回答申し上げます。

民事訴訟手続のIT化につきましては、内閣官房に設置された裁判手続等のIT化検討会により本年春にその検討結果が取りまとめられ公表されて以降、この7月には商事法務研究会に民事裁判手続とIT化研究会が立ち上げられ、この研究会には最高裁も関係省庁として参加しているという状況にあります。現在裁判所としましては、この~~（商事法務に設置された）~~研究会における議論などを踏まえましてIT化への検討を進めているところではありますが、当面の間は、各庁に設置されたIT化について検討を行う検討体を中心として、ウェブ会議の利用による争点整理など現行法の枠組みの中で可能な方策を検討しつつ、法整備に向けた検討に対応していく予定です。

また、今後IT化が進展したとしても、地域に対して充実した司法サービスを提供する必要性はなお高いものがあると認識しておりまして、今後におきましてもそのような観点を踏まえた検討が行われていくものと考えております。

現在、弁護士会の皆様方には、ウェブ会議を活用した模擬裁判の実施などについてご協力をいただいているところではあります。裁判所が民事訴訟手続のIT化を具体的に実現していくに当たりましては、弁護士会の皆様方の協力は必要不可欠なものと考えております。これまでのご協力を深く感謝しますとともに引き続きご協力をお願いしたいと考えるものです。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。提案会の神奈川県弁護士会・村松副会長、ただいまのご回答につきまして更にご質問はございますか。

【村松 剛氏（神奈川県弁護士会副会長）】 神奈川県弁護士会の村松です。追加の質問はありませんが、弁護士会とすると、このIT化がどう進んでいくのかというのは非常に関心を持っているところですし、また、情報が少ないのでどうしても不安というものも会員の中で「ない」というのはやはり嘘になるのかなと思っております。そういう意味で、議論の状況等を含めて情報を広く共有する形で法曹界で理解を深められるような取り組みができればと思っております。よろしくお願いたします。

【司会】 ありがとうございます。

【労働審判】

議題5 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の早期実施を要望していただきたい。

（静岡県弁護士会提出）

【司会】 続きまして議題5に入ります。議題5は、労働審判に関する議題です。吉崎様、ご回答をよろしくお願いたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 沼津支部における労働審判の関係です。

昨年もお回答申し上げましたが、支部において労働審判事件を取り扱うかどうかにつきましては、当該支部で労働審判事件を取り扱うとした場合に予想される事件数の見通しや、地裁本庁への移動に要する時間などの利便性を基本としつつ、各庁の労働審判事件の運用状況や事件処理体制、労働審判員の安定的な確保に向けた地域的な事情も総合的に勘案して、最終的には各地方裁判所に

において、いわゆる支部設置規則3条1項の規定に基づく裁判官会議の議決により定められているものです。また、これらの判断や体制整備をするには全国的な状況を踏まえる必要があることから、上級庁においても検討がされるべきものです。

静岡地裁沼津支部につきましては、先ほど申し述べた考慮要素を総合的に検討した結果、これまでの間、取扱(→)庁とはされてきていなかったものと理解しております。なお、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかにつきましては、各庁の労働審判事件の運用状況などによるところですので、東京高裁としては、これまでと同様、各庁の運用状況を注視し、上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えております。

以上です。

【司会】 ありがとうございます。提案会の静岡県弁護士会・小宮山副会長、ただいまご回答いただきました点について更にご質問等はございますか。

【小宮山克己氏（関弁連理事・静岡県弁護士会副会長）】 静岡県弁護士会の副会長の小宮山です。追加の質問はございません。去年と同じ質問でしたが、今後ともよろしく願います。

【司会】 ありがとうございます。

【裁判官・調査官の配置】

議題6-1 静岡家庭裁判所島田出張所に常駐の裁判官及び調査官を配置していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

議題6-2 長野家庭裁判所佐久支部に、常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂きたい。

(長野県弁護士会提出)

議題6-3 長野家庭裁判所佐久支部において、少年審判を取り扱って頂きたい。

(長野県弁護士会提出)

議題6-4 (さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐)

東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、

業務量に見合った配置をする必要があること、各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、それ以上の具体的な見解については、回答をいただいていない。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

(1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。

(2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、どのような情報を提供しているのか、(各地方・家庭裁判所ごとに) 回答を伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか(各地方・家庭裁判所ごとに)を伺いたい。

見解を述べている場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに) 内容とその理由を伺いたい。

見解を述べていない場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに) その理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【司会】 それでは、議題6-1から議題6-4に入ります。これらはいずれも裁判官・調査官の配置に関する議題です。

東京高等裁判所事務局長・吉崎様、議題6-1から議題6-4に関しまして、ご回答をよろしくお願いします。

【吉崎佳弥氏(東京高等裁判所事務局長)】 それでは、議題6-1から議題6-4につきまして一括してご回答申し上げます。~~(議題6-1が島田出張所、議題6-2と議題6-3が佐久支部、議題6-4が秩父支部等、というふうに承知しております。)~~

まず総論的にこの問題についてご回答申し上げますと、裁判官の配置につきましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況などを踏まえて全国的な見地から最高裁において適切に行われているものと認識しております。また、家庭裁判所調査官の配置につきましても、業務量に見合った適正な人の配置のあり方を全国的な視点で考えていく必要があります。家庭裁判所調査官が関与する事件の事件数が少ない裁判所におきましては、近隣の庁に配置されている調査官が填補して事件を担当するという体制をとっているところです。

（ついで）

そこで議題6-1、島田出張所ですが、まず裁判官については、1名の裁判官が週4日出向いて執務を行う体制をとっております。裁判官の填補体制については、平成27年までは週3日であったところ、平成28年からは週4日執務を行う体制へと充実が図られていると認識しております。続いて家裁調査官ですが、静岡家裁本庁の家裁調査官が週3日（水・木・金）、島田出張所に対して必ず填補しております。期日の立会いの必要に応じて、各填補日ごとに最大3名の家裁調査官が填補して事件を担当する体制をとっています。また、事件処理の必要に応じては週4日填補することもあると聞いております。この問題につきましては、引き続き静岡家裁とともに事件処理状況などにきめ細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供していきたいと考えており、今後もこれまでと同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向けて、必要に応じた執務体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

議題6-2に移らせていただきます。佐久支部の関係ですが、家裁調査官の配置に関する総論は、先ほど（島田出張所に関して）述べた（中）と同様です。そこで佐久支部に関してですが、佐久支部においては少年事件を取り扱っておらず、また上田支部からの交通の便がよいため、家事事件で調査が必要な事件については上田支部の家裁調査官が填補して事件を担当してあるところです。佐久支部における調停の期日は週2回とされているところ、ほぼ両日とも、最低でも1名の上田支部の家裁調査官が填補して事件を担当している状況にあります。また、事件処理の必要に応じて週2日以上の填補をすることもあると聞いております。なお、長野県内に配置されている家裁調査官の数は、長野家裁本庁が6名、上田支部が5名、松本支部が4名、諏訪支部が1名、飯田支部が2名、伊那支部が2名です。同様に、きめ細かく目配りしつつ最高裁にも適切に情報提供したいと考えております。

議題6-3、佐久支部の少年審判の関係です。支部において少年保護事件を取り扱うかどうかにつきましては、支部設置規則3条に基づいて当該支部の管轄区域の事件動向や諸事情などを勘案して家裁の裁判官会議において定められるものでして、また全国的な状況を踏まえる必要もあることから上級庁においても検討がされるべき事柄と認識しております。上田支部におきましては、本庁の新受事件数が上回る年があること、佐久支部の管轄地域が広大であって地域によっては上田支部に赴くのに相当の時間を要することはもとより承知しておりますが、支部において少年事件を取り扱うかどうかは、事件数や交通事情のみで定まるものではなく今述べた事情を総合的に勘案して定められているものでして、そうした事情を考慮して佐久支部においては少年事件を取り扱わないものとして承知しております。昨年度も同様の協議問題が提出されて、

その結果については最高裁に対しても情報提供しているところです。裁判所としましても、適正・迅速な裁判の実現に向け審理の充実を図ることは重要であると考えられることから、引き続き体制面や運用面を含めて不断の検討・努力を続けていきたいと考えております。

最後に~~(おきます)~~、議題6-4、秩父支部等における裁判官の常駐の関係です。裁判所法31条2項には「最高裁判所は支部に勤務する裁判官を定める」と規定されておりまして、どの支部にどれだけの裁判官を配置するかについては各庁の事件数の動向や事件処理状況などを踏まえて全国的な見地から最高裁判所において決定しているところです。東京高裁としましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況などに目配りをし、適時に最高裁に情報提供するように努めておりますが、最高裁及び地家裁の各見解や検討状況についてこの場で回答すべき立場にないことはご理解いただきたいと思います。

なお、ご指摘の事件状況なども踏まえて静岡地家裁掛川支部におきまして、平成30年度から常駐の裁判官1名が執務を行う体制に変更になっております。今後もこれまでと同様、各支部の事件処理状況にきめ細かく目配りしつつ、最高裁にも適切に情報提供していきたいと考えております。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございました。提案会及び委員会から、ただいまのご回答につきまして更にご質問などはございますか。よろしくお願ひします。

【金子 肇氏（関弁連常務理事・長野県弁護士会会長）】 長野県弁護士会の会長の金子です。どうもありがとうございました。先ほど事務局長からもあったように昨年もこの問題を出しておりまして、冒頭の三宅理事長のコメントにもあったようにこれは長野県の非常に切なる願ひでございます。恐らく来年も同じ問題が出ると思いますが、最高裁のほうにも情報を提供していただいてこの一年間ご検討いただき、来年は少しでも前進した回答をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【司会】 ありがとうございました。

【地方裁判所・家庭裁判所支部の新設等】

議題7（千葉県における地方裁判所及び家庭裁判所支部の新設）

市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域に地方裁判所と家庭裁判所支部を新設するとともに、特に家庭裁判所の増員について以下の質問に御回答いただきたい。

市川簡易裁判所での裁判官数は3名とのことであるが、かかる裁判

官数において、係属事件の遅滞ない処理がされているか。

千葉家庭裁判所市川出張所の裁判官の填補の状況は、一日平均何名か。家庭裁判所調査官は、常駐しているか。現在の事件処理状況に遅滞等の支障はないか。

今後、裁判官の増員の予定はあるか。増員の基礎情報として、東京高等裁判所は、最高裁判所に市川簡易裁判所、千葉家庭裁判所市川出張所の事件処理状況をいかなる頻度、内容により情報提供しているか。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【司会】 それでは続きまして議題7に移ります。議題7は、地方裁判所・家庭裁判所支部の新設等に関する議題です。吉崎様、ご回答をよろしくお願い申し上げます。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 市川簡裁、市川出張所に関する議題です。

まず、市川簡易裁判所につきましては、現在の事件処理に特段の支障は生じていないものと認識しております。また、千葉家裁市川出張所におきましては、事件動向などを踏まえまして現在は常時2名の裁判官が執務を行うのに加えまして本庁の裁判官が週2回填補して執務を行う体制をとっております。また、家裁調査官につきましては、常時執務を行う調査官を本年4月に5名から6名に1名増加させて事件処理体制の充実を図っているところです。このような体制となっていることから、現在の事件処理に特段の支障は生じていないものと認識しております。

裁判官の増員につきましては、各庁の事件数の動向や事件処理状況などを踏まえて全国的な見地から最高裁において適切に行われていると認識しております。東京高裁としましては、市川簡裁及び市川出張所の事件処理状況などに関する統計数値などを随時最高裁に情報提供しているところです。今後もこれまで同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向けて必要に応じた執務体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。提案委員会の関弁連地域司法充実推進委員会の原委員、ただいまのご回答に関しまして更にご質問等はございますか。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会委員・千葉県弁護士会）】 関弁連地域司法充実推進委員会の原と申します。本日はありがとうございます。

加えての質問はないですが、このテーマ、いわゆる京葉地域と言いますが、

市川簡裁・出張所には125万人の人口がいるというところがありまして、ここが支部化することは、千葉会、また関弁連の悲願でもございますので、また手をかえ品をかえ来年度も出題させていただきます（笑）。よろしくお願いたします。

【司会】 それではよろしくお願いたします。

【家裁出張所の新設・事件処理等】

議題8-1-1 藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設について

(神奈川県弁護士会提出)

議題8-1-2 (神奈川県における家庭裁判所出張所の新設)

神奈川県弁護士会は2013年、「神奈川司法計画2013」において、神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

昨年度の東京高等裁判所事務局長の御回答において、かかる要望を最高裁判所に伝えるとの見解が示されたが、いつ、どのような形式において、東京高等裁判所より最高裁判所に要望が伝えられたか御教示いただきたい。

また、東京高等裁判所は、藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所における家事事件の需要についての調査を実施する意向はあるのか御教示いただきたい。

さらに、藤沢、厚木、平塚の調停協会が行っている無料相談会における家事事件の相談が全体に占めている割合の過去5年間の推移について、東京高等裁判所は、調査する意向があるか御教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

議題8-2 (家庭裁判所出張所における出張事件処理について)

新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所にて、出張事件処理を行いつつある。

昨年度、裁判所の見解を伺ったところ、出張審判や出張調停を行うか否かという点は裁判官又は調停委員会の判断によるものであること、その判断基準はこの場で回答する性質のものではないとの回答をいただいているが、それ以上の裁判所の具体的な見解については、回答をいただいていない。

そこで、改めて、裁判所は、出張事件処理について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、具体的に、いつまでに、どのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。

また、上記新潟家庭裁判所各出張所、前橋家庭裁判所中之条出張所、長野家庭裁判所木曾福島出張所、同大町出張所、同飯山出張所において平成29年度及び平成30年度（集計されているところまで）の各出張事件処理が行われた件数について、（各出張所ごとに）伺いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

議題8-3 地域司法サービスの充実化の観点から、地域に密着した裁判所である簡易裁判所に家裁の出張所を併設する等して、家事調停を現在の簡裁の施設を利用して実施できるようにすることについて、裁判所の見解と検討状況を伺いたい（特に、家裁立川支部においては、町田簡裁の所在場所での家事調停を実現されたい）。

（東京弁護士会提出）

議題8-4 家庭裁判所出張所における出張調停の実施促進と成年後見制度の利用の促進に関する法律制定にともなう出張所機能のさらなる拡充について

（新潟県弁護士会提出）

【司会】 続きまして、議題8に移ります。議題8-1-1から議題8-4につきましては、いずれも家裁出張所の新設・事件処理等に関する議題です。

吉崎様、議題8-1-1から議題8-4につきましてご回答をよろしく願います。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご回答申し上げます。

まず議題8-1-1、藤沢簡裁、厚木簡裁の出張所併設の点と議題8-1-2、家裁出張所の新設の（関係）を併せてご回答いたします。この2つの議題につきましては従前から出題されておりまして、提案理由にもあるとおり、管内人口や成年後見事件などの事件数が全国的には増加傾向にあるという点については東京高裁としても十分認識しているところですし、今後もこれまでと同様、適正かつ迅速な事件処理の実現に向けて必要に応じた執務体制の整備に取り組んでいきたいと考えております。

家裁出張所の設置については最高裁規則により定められるものでして最高裁において検討されるべき問題であることから、関弁連及び神奈川県弁護士会からこのような意見があったことは昨年度もこの協議会開催のころに最高裁に伝

えておりますが、今年度も改めて最高裁に伝えたいと存じます。

藤沢、厚木、平塚の各簡裁における家事事件の需要については、家庭内で紛争があるかどうか、あるとしたらどのような解決方法を望むか~~か~~)といった点はそれぞれでありまして家庭裁判所における解決に限られないため、裁判所が調査することは困難であると考えております。したがって、現時点では調査の予定はございません。また、藤沢、厚木、平塚の調停協会が行っている調停相談会において家事事件関連の相談が全体に占めている割合の過去5年間の推移もお問い合わせいただいておりますが、この調査の予定もない、ということになります。

~~(以上が、議題8-1-1と議題8-1-2のご回答です。)~~

続きまして議題8-2に~~入らせていただきます。村上出張所ほかの出張事件(処理)については(別題)でございます。~~

~~(この点につきましても)~~昨年お答えしておりますが、出張所設置規則2条には各家庭裁判所において取扱事務を一部に限ることができる旨規定されておまして、新潟家裁において、ご指摘の各出張所について家事事件の受付及び裁判官または調停委員会の判断により出張審判~~また~~は出張調停の事務を取り扱うこととしております。一方、出張審判や出張調停を行うか否かについては裁判官または調停委員会の判断によるものでして、その判断基準をここでお答えできる性質のものではありませんが、一般的には事案の性質や当事者の意向などを考慮しているものと思われま

す。お尋ねの出張所の事件処理数は以下に述べるとおりです。いずれも司法年度を基準とした各庁の自庁統計でありまして、後~~述~~平成30年と申し上げる場合は1月～10月の数値とご認識ください。新潟家裁分ですが、村上出張所は平成30年に1件、柏崎出張所は平成30年に1件、糸魚川出張所においては平成29年に2件ありました。その余については、いずれも出張事件処理はありませんでした。続いて前橋家裁管内の分ですが、中之条出張所については平成29年に4件、30年に2件、出張が行われたということです。続いて長野家裁管内分ですが、飯山出張所は平成29年が4件、30年が1件、大町出張所は平成29年が72件、30年が44件、木曾福島出張所は平成29年が25件、30年が14件と承知しております。東京高裁としましては、今後とも各出張所の実情や管轄する地域の状況の変化などに注視していきたいと考えております。

~~(以上が議題8-2に関する回答です。)~~

続きまして議題8-3~~(地域司法サービス充実化の観点から出張所の併設について裁判所の見解と検討状況を伺いたいという内容)~~ですが、従前から申し上

げているとおり、家裁出張所の設置は最高裁判所規則、出張所設置規則により定められているものでして、最高裁において検討されるべき問題であることから最高裁の見解や検討状況を回答すべき立場にないことをご理解ください。東京弁護士会からこのような意見があったことを改めて最高裁に伝えたいと存じます。

~~(議題8-3は以上でございます。)~~

議題8-4に入ります。~~(出張調停の実施促進その他についてのご出題です。)~~ 成年後見制度の利用促進については、ご指摘のとおり平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定されたことから、裁判所としましては最高裁を中心に、~~(1点目)~~「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、~~(2点目)~~「権利・擁護・支援の地域連携ネットワークづくり」、~~(3点目)~~「不正防止の徹底と利用しやすさとの調和を図ること」、以上の3本を大きな柱として、様々な観点から関係機関、自治体、関係団体との間で協議などを行っているところで

す。
お尋ねにある成年後見制度の利用促進のために各家裁出張所の機能充実がどの程度必要であるかなどについても、各家裁におきまして関係自治体や関係団体との間で協議などがなされていくものと承知しております。東京高裁としましては、このような家裁や関係自治体、関係団体との協議の状況などを踏まえ、体制整備に必要な検討事項があればそれらについて検討していくとともに上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えております。

なお、先ほど申し上げたとおり、各出張所においてどのような事務を取り扱うかは各家裁において決められるものでして、また具体的な事件について出張調停を行うかどうかは裁判官または調停委員会の判断によるものです。東京高裁として判断基準等をお答えできる性質のものではないことはご理解いただきたいと思います。

議題8 関係は以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。ただいま、予定より2分早く進んでおりますので、追加のご質問があったらよろしくお願いします。

それでは、提案会、提案委員会から、ただいまのご回答につきまして更にご質問等がございますか。よろしくお願いします。

【山田晶久氏（新潟県弁護士会副会長）】 新潟県弁護士会の副会長の山田と申します。ありがとうございます。

質問ではないですがPRといたしますか情報提供をさせていただきたいんですが、議題書12頁の議題8-4の提案理由の1の(2)にあるとおり、この時

点当時（平成28年1月現在）、全国の家裁出張所のうち、家事調停審判を実施していなかった出張所は11庁ありまして、うち4庁が新潟県内にあります（村上、柏崎、南魚沼、糸魚川）。以前はいわゆるゼロワン地域と言いまして弁護士が1人とかゼロとかいう地域でしたが、近年弁護士が定着してきておりまして、村上にも以前はゼロでしたが今は1名、弁護士が開業しております。柏崎は4名、うち1名はインハウスですが定着して弁護士が開業しております。南魚沼は2名、糸魚川は今年10月に日弁連のひまわり基金の法律事務所が開設されて今1名、弁護士が常駐して開業しております。弁護士会としても地域に根差した司法サービスを提供していきたいと尽力しておりますので、ぜひとも今後とも裁判所におかれましては、家裁出張所の機能充実に尽力いただきますようお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。ほかの提案会はよろしいでしょうか。

【大谷 豊氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・神奈川県弁護士会）】
関弁連の地域司法充実推進委員会の副委員長の大谷です。

議題8-1-2の問題ですが、この中で藤沢地域ですがここは全国でも珍しく、神奈川県でも珍しく人口急増地域で毎月大体1,000人近く増加しています。人口も今123万か124万人ぐらいいるところでありまして、当然事件数もかなり多い。こういう状況の中で、先ほど成年後見推進の関係でやはり家裁の役割はすごく大事なものだと思います。そういう意味で、少なくとも藤沢地域において家裁の出張所の併設という形で高裁管内のほうでも検討していただきたいと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。ほか、よろしいでしょうか。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会委員・千葉県弁護士会）】 お時間大丈夫ということなので、関弁連の地域司法充実推進委員会の原と申します。

議題8-2に関連して、統計の数字をいただきましてありがとうございます。お答えできないかもしれませんが、新潟と長野の出張調停の数がすごく違う理由について、もし高裁のほうで何かご承知の点がありましたらお答えいただければと思いますがよろしくお願いいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ~~（釈明した割に答えはつまらない答~~
~~えで申し訳ないですが、よく承知（はでき）^{して}おりません。（以上です）~~

【司会】 ほかに質問はございますか。ではお願いします。

【市川 充氏（東京弁護士会副会長）】 議題8-3の提案会の東京弁護士会ですが、この件については引き続きよろしくお願いいたしますと存じます。追加質問はございません。

【司会】 ありがとうございます。それでは、次の議題に移ってよろしいでし

ようか。

【成年後見制度利用促進法関係】

議題9-1 成年後見制度の利用の促進に関する法律制定に伴う体制強化について、特に中核機関の設置が難航すると思われる司法過疎地などにおいては、個別具体的な取り組みが必要になってくると思われるが、どのような体制作りをしているか。また、今後、同法の趣旨を実現するためにどのような方策を検討しているか、ご教示頂きたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

議題9-2 東京高等裁判所管内の成年後見、保佐、補助の過去5年間の申立につき、各自治体ごとの申立件数及び、後見人等に選任された者の属性(弁護士、司法書士、社会福祉士、その他の専門職、親族、市民後見人、その他)ごとの人数について御教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

【司会】 議題9-1及び議題9-2は、いずれも成年後見制度利用促進法関連の議題です。

東京高等裁判所事務局長・吉崎様、議題9-1及び議題9-2についてご回答をよろしく願いいたします。

【吉崎佳弥氏(東京高等裁判所事務局長)】 ご回答申し上げます。

まず議題9-1ですが、成年後見制度の利用促進につきましては、先ほど申し上げた3本柱について、裁判所としても最高裁を中心に様々な観点から、関係機関、自治体及び関係団体との間で協議などを行ってきているところです。お尋ねの司法過疎地などにおける利用促進につきましては、個別具体的な取組~~(を)~~を行っていくことが重要であり、今後も引き続き中核機関の設置、機能充実に向けて、各家裁と自治体との間で具体的にどのような連携を強化していくかなど利用促進に向けた体制強化について、各家裁と関係自治体、関係団体との間で協議がされていくものと考えております。東京高裁としましては、こうした各家裁と関係自治体、関係団体との協議の状況などを踏まえまして、体制整備に必要な検討事項などがありましたらそれらについて検討をしていくとともに、上級庁には必要な情報を提供していきたいと考えております。

続きまして議題9-2^(としまして)~~(二申立件数などのお問い合わせでございませぬ)~~成年後見、保佐、補助の申立てについての自治体ごとの申立件数、後見人等に選任された者の属性ごとの人数についての統計をお問い合わせいただいておりますが、結論的には、東京高裁ではこのような統計を~~出~~取^取っておりませんのでお答えする

ことはできません。なお、各家裁においては、各自治体からの要請などに応じる形で、自庁統計などをもとに可能な範囲で要請内容に応じた統計に関する資料を作成し情報提供している場合があると聞き及んでおります。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。提案委員会から、ただいまのご回答につきまして更にご質問はございますか。ではよろしく申し上げます。

【千葉真理子氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会副委員長・茨城県弁護士会）】 議題9-1を提案しました弁護士偏在問題対策委員会副委員長の千葉と申します。

情報提供に近いかもしれませんが、先ほど司法過疎地においては個別具体的に家裁と自治体の協議に基づいていろいろとフォローしていただけたというお話がありましたけれども、過疎地の自治体は意識が低いところが多いと思います。我々偏在問題対策委員会では年2回、偏在地・過疎地を調査して自治体や簡易裁判所などに聞き取り調査、実地調査をしています。そこで弁護士がいない、ゼロのところだと、本当に自治体も意識が低い。例えば今年、茨城県常陸太田に行きましたが、独立簡裁管内人口は約10万人いるけれども自治体、市役所等を訪問してもそこに弁護士はゼロなんですね。そういう自治体と家裁が協議したときに、人口10万人いたら30数%も高齢化率、3万人を超える高齢者の中で3分の1が後見の必要があっても1万人が取り残されているのではないかといった不安を非常に感じます。

ですから、ぜひ協議にあたっては家裁がリードするといった姿勢で、後見制度を全国どこの方も利用できる制度の促進に資するようにやっていただければと思います。よろしく申し上げます。

【司会】 ありがとうございます。

【相模原支部での合議事件の取扱い】

議題10-1 横浜地方裁判所相模原支部における合議事件の取り扱いについて

(神奈川県弁護士会提出)

議題10-2 (横浜地方裁判所相模原支部)

横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、横浜地方裁判所横須賀支部との対比において、管轄人口、新受件数、裁判官数、本庁からの距離・時間などの具体的な観点から、伺いたい。

また、今後、合議事件を取り扱うことへどのような対応をすればよいか御教授いただきたい。

なお、昨年まで横浜地方裁判所相模原支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいていると思われるが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

(関連地域司法充実推進委員会提出)

【司会】 それでは続きまして、議題10-1及び議題10-2に移ります。いずれも横浜地方裁判所相模原支部での合議事件の取扱いに関する議題です。

吉崎様、議題10-1及び議題10-2についてご回答をよろしくお願います。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 各議題一括してご回答申し上げます。

この議題につきましても例年出題していただいているところですが、合議事件を地方裁判所の支部で取り扱うかどうかにつきましては、支部設置規則3条に基づきまして当該支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案して各地家裁が決定するものでして、また全国的な状況も踏まえる必要があることから上級庁においても検討がされるべき事柄と考えております。

ご指摘の点、^{7なわら}~~中~~横須賀支部で合議制を導入しているのに相模原支部で導入していないことの理由についてですが、横須賀支部を合議取扱支部とした経緯については承知しておりませんが、さきに述べたとおり、横浜地家裁においては相模原支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案した上で相模原支部では合議事件を取り扱わないこととしているものと承知しております。

本件につきましては、最高裁や横浜地家裁に対して各種協議会や事務打合せの場などで伝えているところですが、本件に関する最高裁や横浜地家裁の具体的な検討状況についてはこちらでは把握しておりません。今回ご要望があったことは、最高裁、横浜地家裁に改めて伝えたいと考えております。裁判所としまして、適正・迅速な裁判の実現のため審理の充実を図ることは重要であると考えておまして、今後とも体制面や運用面を含めて不断の検討努力を続けていきたいと考えております。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。提案会及び委員会から、ただいま

のご回答につきまして更にご質問等ございますか。お願いします。

【村松 剛氏（神奈川県弁護士会副会長）】 神奈川県弁護士会の村松です。ご説明ありがとうございました。

例年くどいようですけれども従前よりお願いしているところですが、相模原市は政令市でありましてそれなりに人口規模がありまして、なおかつ周辺の市も含めた形での管轄区域になっております。したがって、人口だけではなくて経済規模もそれなりの経済活動の規模もありまして事件も複雑化しておりますので、そういった面からもご検討いただきたいことと、従前と違って一番最寄りだった八王子支部が立川に行っていることもやはりあるんだろうと思うんですね。そういったことを踏まえながら、もう一步ご検討いただけたらと思います。よろしくお願いします。

【司会】 ありがとうございます。ではどうぞよろしくお願いします。

【大谷 豊氏（関弁連地域司法充実推進委員会副委員長・神奈川県弁護士会）】

関弁連の地域司法充実推進委員会の副委員長の大谷です。この議題はもう7年間続けて出させていただいております。昨年、吉崎事務局長にも言ったんですが、去年とは違う形で出題させていただきますということで、今回横須賀支部との関係で改めて具体的な提案をさせていただきました。横須賀支部、本庁との関係で言いますと、相模原支部は、距離からしても、人口からしても、事件数からしても横須賀よりも多い。そういう関係の中で、相模原支部はどうして扱わないのかということについて東京高裁の考え方を具体的に聞きたいということで、今回は出題傾向を変えさせていただきました。今後ともこの件についてはご検討いただいて進めていただきたいと思います。

それともう1点ですが、これで一番問題にしているのはやはり刑事関係でこれが一番重要だと思っております。準抗告の事件になるとどうしても本庁のほうに行かなければいけないということになります。そういう点の不便さも考えていただいて、更に議論を進めていただく方向で検討していただきたいと思います。どうもありがとうございます。

【司会】 ありがとうございます。

【立川支部を巡る問題】

議題 11-1 （東京地方裁判所・家庭裁判所立川支部の本庁化）

東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部を独立した地方裁判所・家庭裁判所本庁とするのが妥当と考えている。

裁判所の議論及び取り組み状況について、東京高等裁判所の回答は、従前、概ね、裁判所の本庁の設置は立法政策の問題であること、

裁判所としては政府や国会の検討の中で意見を述べていく性質のものであると承知していること、最高裁判所には意見があったことを伝えるというものであった。

そこで、本年においても、同様の出題を継続し、以下のとおり、質問する。

- (1) 最高裁判所が政府や国会の検討の場で述べている意見の内容やその理由、それに対する政府や国会の意見の内容やその理由などについて、具体的にどのように検討され、どのような議論がされてきたか、その内容を伺いたい。
- (2) 最高裁判所に対し、当連合会からの意見をどのような形で、どのように伝えているか伺いたい。

当連合会の意見に対する最高裁判所の具体的な見解、そのような見解をとっている理由をもう少し具体的に伺いたい。

伝えていないとしたら、伝えていない理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

議題 11-2 東京地裁立川支部において、行政事件の取り扱いが出来るように、規則、法改正をすることについて裁判所の見解と検討状況について伺いたい。

(東京弁護士会提出)

【司会】 それでは議題 11 に移ります。議題 11-1 と議題 11-2 はいずれも立川支部に関する議題です。吉崎様、併せてご回答をよろしく願います。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 まず議題 11-1 からお答え申し上げます。

地方裁判所・家庭裁判所支部の本庁化につきましては立法政策の問題でありまして、政府、国会において最高裁から意見を述べていく性質の問題であることから、政府や国会の検討の場での議論の具体的内容についてはこの場で高裁からお答えすることはできないというその立場についてはご理解いただきたいと思っております。また、最高裁には、各種協議会や事務打合せの場などで関東弁護士会連合会からのご意見は伝えておりますが、最高裁の具体的な見解をお答えする立場にないこともご理解いただきたいと思っております。関弁連からこのようなご意見があったことは、今回も最高裁に伝えさせていただきます。

続きまして議題 11-2、行政事件の取扱いに関する点です。東京地裁の立川支部の管轄地域が広く、事件数も多い点はもとより承知しているところです。

他方で、行政事件については支部設置規則1条2項によりまして支部で取り扱わないこととされておりまして、最高裁において検討されるべき問題であるため、東京弁護士会から立川支部で行政事件を取り扱うべきであるというご意見があったことは最高裁に伝えさせていただきたいと思えます。この点に関する最高裁の見解や検討状況を回答すべき立場にない点は、重ねてご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。提案会及び提案委員会から、ただいまのご説明に関して更にご質問はございますか。よろしくお願ひします。

【原 崇人氏（関弁連地域司法充実推進委員会委員・千葉県弁護士会）】 関弁連地域司法充実推進委員会の原です。度々すみません。

議題11-1について添付資料を付けさせていただきますので、ご参照のほどよろしくお願ひいたします。また、この問題も立川、多摩地域及び関弁連の悲願でございますので、来年度も引き続き、手をかえ品をかえ要望させていただきます。よろしくお願ひします。

以上です。

【司会】 ありがとうございます。ちょうど今、時間ぴったりで4時を通過いたしましたのでよろしくお願ひします。

【裁判所庁舎・設備】

議題12-1 静岡家庭裁判所島田出張所の庁舎につき、待合室の拡張、当事者の鉢合わせを回避するための待合室設置場所の工夫を含めた庁舎の拡張、エレベーターの設置を含むバリアフリー化及び駐車場の設置拡大等物的設備の拡充を行うことを要望していただきたい。

（静岡県弁護士会提出）

議題12-2 静岡家庭裁判所掛川支部の庁舎につき、エレベーターの設置を要望していただきたい。

（静岡県弁護士会提出）

議題12-3 長野地方・家庭裁判所佐久支部・佐久簡易裁判所庁舎の建替えをして頂きたい。

（長野県弁護士会提出）

議題12-4 管内の支部庁舎には、エレベーターが設置されていない庁舎も少なくないが、2階に法廷があり1階別室での代替対応が不可能な場合に、裁判所はどのような対応をされているのか。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に鑑み、今後、更なる

具体的な改善策を予定されているのかご教示願いたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【司会】 次に、議題12-1から議題12-4に移ります。いずれも裁判所の庁舎・設備に関する議題です。

吉崎様、議題12-1から議題12-4についてご回答をよろしくお願いいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 それではご回答申し上げます。(=~~エレベーター~~などにつきましても共通する点がかなりありますので、~~順次答えでいきますけれども重なる部分については割愛させていただきますながら申し上げます。~~)

議題12-1、島田出張所の庁舎の関係でございます。当事者同士が直接顔を合わせることに問題がある点など裁判所側で特段の配慮が必要となると考えるような場合においては、必要に応じて呼出し時間の調整や待合室を棟によって分離したり待合室の階を変えたりするなどの措置を講じているところですが、限られた庁舎スペースにおいて待合室を直ちに拡張することや、限られた庁舎敷地において駐車場を直ちに増設することが難しい点につきましてはご理解いただきたいと思います。なお、島田出張所の庁舎にはエレベーターは設置されておりませんが、高齢者や障がい者などの方が当事者等になっている場合には、1階で事件処理が可能となるよう庁舎の1階に法廷・調停室等を整備しているところでありまして、これらの方が円滑に施設を利用できるよう今後も十分な配慮をしていきたいと考えております。

議題12-2、掛川支部の庁舎の関係ですが、こちらも同様です。エレベーターは設置されておりませんが、1階で事件処理が可能となるよう今後も十分な配慮をしていきたいと考えております。

議題12-3、佐久支部・佐久簡裁庁舎の建替えに関してですが、庁舎の建替えについては、庁舎の耐用年数、老朽度、狭隘度、社会的劣化状況などを踏まえつつ全国的な裁判所施設の整備という観点から検討されるものでして、現時点において佐久支部の庁舎を建て替える予定はございません。一方で、現在の佐久支部庁舎の問題点についてはもとより認識しておりますが、エレベーターが未設置である点につきましては、今後、設置の可否について検討していきたいと考えております。現状においては、できる限り1階で事件処理が可能となるよう庁舎1階の法廷兼審判廷等を利用して事件処理を行うように配慮しておりまして、高齢者や障がい者などの方が円滑に施設を利用できるよう今後も十分な配慮をしていきたいと考えております。

子どもとの試行面会用の部屋につきましては、限られた庁舎スペースの中におきまして直ちに設置することは困難ですが、今後の事件動向や事件処理の実情・必要性などを十分に踏まえながら設備・整備の必要性について検討していきたいと考えております。併せて冷暖房施設などの機械設備についても、その老朽度を踏まえつつ更新などの必要性について検討していきたいと考えております。なお、待合室に関してですが、その設置目的からしてもともと秘密の情報を口外することが想定されていない場所と認識していることから、防音を図る必要はないものとして取り扱っていることについてはご理解いただきたいと思います。

議題12-4、管内の支部庁舎のエレベーターの問題ですが、これも先ほどと同様の回答になります。エレベーターが設置されていない支部庁舎につきましては、1階で事件処理が可能となるよう多目的に利用できる事件関係室、例えばラウンドテーブル法廷などを整備しております。2階への移動が困難な当事者などが来庁される場合にはこれらの事件関係室を使用することとしております。なお、3階建て以上の庁舎には全てエレベーターが設置されておりますが、2階建ての庁舎についても、全国的な施設整備の観点から新営などの機会を捉えてエレベーターの設置を進めているところでして、高齢者や障がい者などの方が円滑に施設を利用できるよう今後も十分な配慮をしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。提案会及び提案委員会から、ただいまのご回答に関しまして更にご質問はございますか。ではよろしくお願ひします。

【大多和 暁氏（関弁連常務理事・静岡県弁護士会会長）】 静岡県弁護士会の会長の大多和です。追加の質問はありませんが、林長官におかれては、以前、静岡地裁の所長もされておりました静岡の実情には精通していると思ひますので、議題6-1とともに、ぜひ林長官の時代に実現していただきたいと思ひています（笑）。

以上要望いたします。

【司会】 ありがとうございます。ほかにご質問等ございますか。よろしくお願ひします。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員長・長野県弁護士会）】 関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員長を務めております大井基弘と申します。今年もよろしくお願ひします。

今ほど議題12-4についてお答えいただきましたが、1つご質問ですが、こちらで質問内容として示している1階別室で諸々できる限りの対応をしてい

ただいているというところはこちらの調査でも把握していますが、それでも1階利用ができない場合、提案理由にも書きましたが尋問期日の本人・証人とか在宅事件の被告人とかいった方が階段を上れない場合にどういった対応をされているのか。また、その対応のマニュアル的なものが裁判所に存在するののかについてちょっとお答えがいただけなかったように思いましたので、改めてよろしくをお願いします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 提案理由、ご質問と噛み合わないお答えで申し訳ありませんでした。

やむを得ない事情で1階に整備している多目的に使用できる事件関係室を使用できない場合には、職員が階段を利用してご案内するという方法も考えられます。そういった措置を講じる場合には、当事者の方々の安全に十分配慮しながら、より慎重に対応したいと考えているところです。マニュアルがあるかどうかについては、~~(申し訳ありません)~~ 私自身は承知してございません。

以上です。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員長・長野県弁護士会）】
ありがとうございます。ここからは意見ですが、当委員会から平成25年度、また28年度に引き続いて今年もバリアフリーの問題を提案させていただきましたけれども、実は25年度に提案させていただいたときにはトイレのバリアフリー化も議題に入っていたんですが、この5年間でトイレのバリアフリー化については議題にできないほど改善されておりまして、他方で階段のほうの要望についてはなかなか改善が見られていないと感じているところです。このあたりも、先ほどお話がありましたように2階建ての支部庁舎は階段対応がなされていると認識しておりますが、バリアフリーに関しての予算づけは恐らくどこからも異論がない部分であろうかと思っておりますので、ぜひ今後数年でこの議題もなくすような方向でしていただければ有り難いと思っております。よろしくお願いたします。

【司会】 大井委員長、ありがとうございました。

【地方議会の意見書等の取扱い】

議題13 司法過疎地の自治体議会等が当該地域の司法の充実に関して意見書採択した場合に、裁判所に送付された意見書は、どのような手続で取り扱われることになるのか。また、裁判所内において、地家裁支部や家裁出張所等の職員から人的物的基盤に関する要望があった場合に、どのような時期にどのような段取りを経て、最終的に予算化されることになるのか、その手続についてご教示願いたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

【司会】 それでは、続きまして議題13に移ります。議題13は地方議会の意見書等の取扱いに関する議題です。

吉崎様、議題13についてのご回答をよろしくお願いいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご回答申し上げます。

この種の意見書を当庁にご送付いただいた場合には、その内容を確認しまして必要に応じて上級庁や関連する庁にも情報提供を行っている、というのが実情です。また、管内の庁にご送付いただいた意見書につきましても、各庁の判断ということにはなりますが、概ね今述べた東京高裁と同様の取扱いがされているものと認識しております。人的・物的基盤に関する要望に対しては、庁としてその必要性を認めるものであれば適宜その要望を最高裁に伝えて最高裁において検討することになる、というものでございます。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして、提案委員会の関弁連弁護士偏在問題対策委員会の大井委員長、よろしいでしょうか。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員長・長野県弁護士会）】

すみません、1つ質問をさせていただきたいんですが、具体的にどのような会議で、どういったタイミングで予算化の話がなされているのかについて、提案理由のところにも書きましたけれどももう少し具体的に教えていただければ大変有り難いんですが。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ~~（大変恐縮ですけれども）~~個別案件に関する内部の事務処理の問題であることから、その内実についてまではこの場でお答えすることは差し控えさせていただきます。

【大井基弘氏（関弁連弁護士偏在問題対策委員会委員長・長野県弁護士会）】

市民にとって身近な裁判所の実現は、やはり市民の声を無視しては進められないと思いますので、そのあたり、裁判所の情報公開的なものとしてぜひ来年はご回答いただければ有り難いと考えてところです。実際、各地で意見書等を採択されているのは、地域の住民もそうですし地域の弁護士もそうですし、恐らく地域の裁判所も思いは同じだと思います。その思いを実現するために、自治体としては裁判所の予算づけ等を後押しするようなことができればという思いで各地で頑張っていますので、ぜひ、謙抑的になり過ぎない予算要求をしていただければと思っています。意見です。よろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。

以上をもちまして、地域司法に関する議題については終了いたしました。

第4 訴訟実務・運用関係

議題14 訴訟救助要件の疎明について

(神奈川県弁護士会提出)

【司会】 続きまして、議題14は訴訟救助要件の疎明に関する議題です。この議題につきましても、東京高裁事務局長・吉崎様からご回答をお願いいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 この点については昨年も類似の問題をご提案いただきました。昨年(中)お答えしたとおりということになりますが、訴訟上の救助につきましては各裁判体において個々の事情を総合考慮して個別具体的に判断される事柄でありまして、運用実態などについてお答えできるものではないことはご理解いただきたいと思います。なお、ご意見の中で、法テラスが援助の必要性を認定しているケースでは、司法アクセスを保障する見地からもう少し広く訴訟救助を認めるべきである、といったご意見をいただいたことにつきましては承りました。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。提案会の神奈川県弁護士会・西本副会長、ただいまのご回答につきまして更にご質問等はございますか。よろしくお願いたします。

【西本 暁氏（神奈川県弁護士会副会長）】 ございません。

議題15 いわゆる提携リースでサプライヤーがユーザーに不正な勧誘を行った上で倒産し、ユーザーが予想外のリース料を請求される等の悪質サプライヤーによるトラブルの多発に対し、業界団体を中心とした撲滅の取り組みがされているところ、この点について裁判所における問題や状況の把握の試みがあれば教えていただきたい。

(関弁連消費者問題対策委員会提出)

【司会】 それでは、続きまして議題15にまいります。提携リースに関する悪質サプライヤーによるトラブルに関する議題です。

この議題につきましては、東京地方裁判所民事部所長代行・渡部様からご回答いただけると伺っております。渡部様、よろしくお願いたします。

【渡部勇次氏（東京地方裁判所民事部所長代行）】 東京地裁の渡部でございます。私からご回答させていただきます。

会長、ただいまのご回答について更にご質問等はございますか。

【海野浩之氏（関弁連常務理事・東京弁護士会副会長）】 ありがとうございますました。

個別の訴訟の事案になりますのでご回答はなかなか難しいところかと思いますが、今、当事者と裁判所での協議が重要だというお話をお聞きしましたので、それを本会に持ち帰ってフィードバックをさせていただきたいと考えております。ありがとうございます。

議題20 保管金提出書に振込口座名義人の住所を記載する欄があるが、削除して頂きたい。

（東京弁護士会提出）

【司会】 それでは、議題20に移ります。議題20は、保管金提出書に関する議題です。議題20につきましては、東京高等裁判所事務局長・吉崎様からご回答いただけると伺っております。

吉崎様、よろしくお願ひします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ご回答申し上げます。

保管金提出書の様式は内部通達で定められているところですので、いただいたご意見につきましては上級庁に伝えたいと存じます。以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。提案会の東京弁護士会・海野副会長、ただいまのご回答について更にご質問等はございますか。

【海野浩之氏（関弁連常務理事・東京弁護士会副会長）】 ぜひ検討をお願いしたいと強く思いますのでよろしくお願ひします。

第5 その他諸問題

議題21 裁判所及び検察庁における公益通報窓口設置状況について、

- ① 裁判所及び検察庁における公益通報の窓口の有無
- ② 公益通報窓口が設置されていない場合には、今後の設置予定について
- ③ 公益通報窓口が既に設置されている場合、その制度内容及び運用状況を各ご教示願ひたい。

（東京弁護士会提出）

【司会】 それでは議題21に移ります。裁判所及び検察庁における公益通報

窓口設置状況に関する議題です。この議題につきましては、東京高等裁判所事務局長・吉崎様及び東京高等検察庁次席検事・山上様からご回答いただけると伺っております。

初めに吉崎様、よろしくお願ひいたします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 裁判所では、最高裁判所事務総局総務局第一課、高等裁判所事務局総務課にそれぞれ公益通報に関する受付・相談を行う窓口が置かれております。これらの窓口で受け付けた公益通報は、最高裁判所事務総局総務局長に送付され、必要な調査を行い、当該公益通報に係る通報事実があると認めるときには、通報対象事実の中止その他是正のために必要な措置をとることになります。

なお、~~(恐縮ですけれども)~~ 受付件数などの具体的な運用状況については統計をとっていないため把握してございません。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。

続きまして山上様、よろしくお願ひいたします。

【山上秀明氏（東京高等検察庁次席検事）】 検察庁におきましては、公益通報に係る内部通報及びこれに関する相談について、公益通報者保護法及び各通達等に基づき、通報または相談に応じる窓口を事務局人事課に設置して対応しております。通報があった場合には必要な調査を行って是正措置等を講ずる等の処理を行います。通報者が不利益な取扱いを受けないようにすることはもちろんのこと、通報処理に従事する者に対しても厳しい守秘義務を課しており、また通報に係わる事案の処理後も内部通報者が不利益な取扱いを受けていないかなどについて確認して、通報者保護のための十分なフォローアップを行うことも義務づけております。

外部通報及びこれに関連する相談ですが、検察庁の場合、その実質が犯罪行為の情報提供、告訴・告発と変わるところがないと思われまので、通報対象事実を管轄する地方検察庁の捜査担当部署（東京地検では特別捜査部の直告受理担当になります）に窓口を設けて、外部の者からの通報相談に適切に対応するように努めているところです。

以上でございます。

【司会】 山上様、ありがとうございました。提案会の東京弁護士会・市川副会長、ご回答について更にご質問等はございますか。よろしくお願ひします。

【市川 充氏（東京弁護士会副会長）】 ご丁寧にご回答いただきましてありがとうございます。この議題、質問は本法曹連絡協議会にふさわしいものだったかどうかは若干疑問があるところではございますが、大変安心いたしました。

ありがとうございます。

議題 2 2 東京地方裁判所及び東京高等裁判所における、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）の解釈と適用に関する専門的訓練実施の有無、実施している場合はその対象者、頻度、内容を各ご教示願いたい。

（東京弁護士会提出）

【司会】 それでは、議題 2 2 に移ります。自由権規約の解釈と適用に関する専門的訓練の実施に関する議題です。議題 2 2 につきましては、東京高等裁判所事務局長・吉崎様からご回答いただけると伺っております。

吉崎様、よろしくお祈いします。

【吉崎佳弥氏（東京高等裁判所事務局長）】 ^{裁判官に関する全国的な規模の研修} ~~として、司法研修所において研修が行われて~~ ^{（そのうち）} ~~いる~~ ^{研修} ~~（おきまして）~~ 国際人権条約に関する研修も実施しております。各裁判官のキャリアに応じたそれぞれの段階においてその研修を受講できるよう複数の研修が実施されているところです。特に、~~（そのうち）~~ 年 1 回実施される新任判事補を対象に行う研修、また新たに地裁・家裁の部総括に任命された者に対する研修におきましては、国際人権問題を専門とする大学教授を講師として自由権規約の解釈・適用を中心に国際人権をめぐる現状と課題などについての講演をしていただくなど、自由権規約の解釈・適用をテーマとしたカリキュラムを実施していると承知しております。

以上でございます。

【司会】 ありがとうございます。提案会の東京弁護士会・海野副会長、ただいまのご回答について更にご質問等はございますか。

【海野浩之氏（関弁連常務理事・東京弁護士会副会長）】 回答ありがとうございました。

現在参議院で入管法の改正が審議されているところでありまして、改正が通りましたらば外国人の在留資格や難民に関する訴訟がまた増えていくように思いますので、今後とも自由権規約の解釈と適用につきましては、引き続き訓練、専門的な知見の取得の実施をお願いしたいと思っております。ありがとうございます。

議題 2 3 東京高等・地方・簡易合同庁舎におけるアスベストの飛散、エレベータシャフト内でのアスベスト検出について

- ① 同建物内のアスベストの所在の現状、及び、今後の対策に関する検討をするため、同建物内の工事等の段階でのアスベスト調査結果、工事作業日報、各種測定結果（写真を含む）、設計図面の提供
- ② 上記資料の検討や、今後の対策の検討のため、裁判所アスベスト検証対策協議会を法曹三者で設置すること
- ③ 協議会には弁護士会の推薦する専門家をメンバーに加え、現地立ち入り調査も実施すること

について、裁判所の見解を伺いたい。

また、上記建物以外の管轄内の裁判所管理の建物についても、上記と同様に、アスベストの所在の現状、対策検討をし、順次無害化することについて、裁判所の見解を伺いたい。

(東京弁護士会提出)

【司会】 それでは最後の議題に移ります。予定時間を15分ほど早く進んでおります(笑)。

最後の議題は、裁判所庁舎のアスベスト対策に関する議題です。

東京高等裁判所事務局長・吉崎様、よろしくお願いいたします。

【吉崎佳弥氏(東京高等裁判所事務局長)】 東京高等・地方・簡易合同庁舎につきまして、今年1月に一部のエレベータシャフト(~~エレベーターが上下する箇所~~)内から、空気1リットル当たり1本を超えるアスベスト繊維が検出されたという事案が起きました。この事案が起きた際には、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたところでございます。運転を再開した後のエレベータシャフトは現在^{上を}安定した状態を継続しております。特に問題なく運用ができております。~~(幸いなことですが)~~このアスベスト繊維が検出された原因分析などにつきましては、有識者との意見交換を踏まえて最終的な調整を行っているところでありまして、東京三弁護士会の皆様方に対しては、追って原因分析の内容についてお知らせしたいと考えております。

また、平成28年9月に、最高裁判所事務総局経理局による「東京高地簡裁合同庁舎ダクトシャフト改修工事に関する調査結果について」におきまして、以下のような記載、即ち、「合同庁舎の広い範囲の天井裏からアスベスト繊維が検出されたことに関しては、その対応策について引き続き速やかに検討を進めていくことが必要であると認識しており、その際には今回と同様、有識者からの意見聴取を行うこととしたいと考えている」という記載がされております。平成29年1月から合同庁舎を管理する東京高裁において、アスベストに関する有識者からの意見聴取を行い、合同庁舎に使用されているアスベストに対す

る対策についてとり得る方策などの検討を進めております。これにつきまして
も別途お知らせしたいと考えております。

以上が合同庁舎に関するもので、続きまして、東京高裁管内の他の施設につ
いてご説明申し上げます。東京高裁管内の他の庁舎につきましても、順次アス
ベスト対策を実施しております。今後もこれを計画的に実施し対策工事を施
行していく予定です。

以上でございます。

【司会】 吉崎様、ありがとうございます。提案会の東京弁護士会・坂口副会
長、ただいまのご回答について更に質問等はございますか。

【坂口禎彦氏（東京弁護士会副会長）】 ありがとうございます。東京弁護士会
副会長の坂口です。時間もたつぷりあることながら、ということではなくて、
かなりの議題でしたので簡潔に（笑）。

本当に調査をしていただいていることは、東京三会でも東京高裁の担当者を
交えていろいろお話を伺っております。分析する経緯も、原因等も含めて非常
に難しい面はあるかと思いますが、引き続き、具体的な対策をとるところまで
対応していただければと存じます。ご存じのようにアスベストの問題は本当に
健康被害に係わる、また場合によっては生命にも係わる問題でして、裁判所で
働いていらっしゃる裁判官の皆様のみならず庁舎に来庁する市民の方も含めて
非常に関心の高いことだと思います。

最後の議題ですので、と思いましたがこれで終わります。ありがとうございます
ました。

【司会】 ありがとうございます。

以上をもちまして、お陰さまで全ての議題を時間内に終了することができま
した。ご協力ありがとうございました。

最後に、神奈川県弁護士会の芳野会長に閉会の辞をお願いいたします。

【芳野直子氏（関弁連常務理事・神奈川県弁護士会会長）】 神奈川県弁護士会
の会長の芳野と申します。

本日は大変長い間と言おうと思ったんですが15分も短縮できました、それ
でも1時間45分もの長い間、充実した協議ができましたこと、大変嬉しく思
っています。きょうは日本全国暖かい状況ではございましたが、この会場は更
にもう1～2度気温が上がったような感じがしております。

きょういただいたいろいろな回答につきましては、単位会や各委員会に持ち
帰っていろいろなものに生かさせていただきたいと思います。きょうは枝番を
含めると37ものたくさんの議題を出させていただきました。去年と重複があ
るものもあるということでしたが、これはこちらの、議題を提出する者の熱い